

社 会 正 義

紀 要

28

上智大学社会正義研究所

目 次

＜巻頭言＞	金山 勉	3
＜退職記念講話会＞		
挨拶	金山 勉	7
＜記念講話＞		
今こそ社会正義の歩みを	保岡孝顯	9
＜国際シンポジウム＞		
日本における生命倫理と法規制	町野 朔	29
ピケテロス運動と人間の安全保障 — アンゼルチンのケース	アイダル・ホアン	41
＜判例紹介＞		
国境の道路封鎖をめぐるアルゼンチンとウルグアイ間の紛争	江藤淳一	53
＜コロキウム＞		
アラブ世界のメディア	水口 章	67
＜研究ノート＞		
日本における国家権力と新聞メディア	中野晃一	101
＜論文・報告＞		
Tokyo International Conference on Africa Development (Part Five)	YASUOKA Takaaki	111
＜活動報告＞		
上智大学社会正義研究所活動報告（2008年 - 2009年）		129
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2008 - 2009)		135

<巻頭言>

金山 勉

(上智大学社会正義研究所所長代行)

「世界の人々」と私たちが言うとき、日本の多くの人々が、先進国の優雅で、エキゾチックな社会や文化を思い浮かべるでしょう。日本で暮らす私たちの中の多くは、「世界の難民」「世界の民族紛争」を正面から受け止めて何か自分のできる行動を起こすよりも、趣味の映画鑑賞や旅行を楽しむことで、自分をリラックスさせたり、一時の幸福感にひたったりすることを優先させます。人々の痛みを自分の痛みとして感じ始めるための機会が、現代の社会では、あまりに少ないのではないかと。つまり、世界の豊かで、楽しいことに関連する情報ばかりが氾濫しているということになります。このような状況が発生するのは、日々、世の中に情報を伝達するメディアの影響があるからです。

2008年度、社会正義研究所では、グローバル化が加速する中で「社会正義」という概念をどのようにとらえればよいのかを継続して議論してきました。世界があたかも、物理的な空間として狭くなっているような錯覚さえ覚えさせる「グローバリゼーション」に対する見方や考え方について、正面から考えてみようとしたのです。

社会正義研究所では、まず、グローバリゼーションに対する、プラス・イメージを付与し続けるメディアのあり方、立ち位置について正面から考えてみようとしたのです。社会正義研究所では、上智大学コミュニティ・カレッジの教養・実務講座で「グローバル化と正義—メディアの新時代」と題し、社会に向けた人々の意識化の取りかかりとして、また社会正義研究所自体が将来に向けて取り組むべき問題としての輪郭を明らかにしてゆこうとしました。グローバリゼーションのもと、現代世界では紛争と難民、環境汚染、資源枯渇、人権抑圧、児童労働・貧困などの問題群が地球規模で拡大・深刻化しています。21世紀の明るい人類の将来展望ははたして開けるのか。ここで今一度冷静に私たちの周辺の政治、経済、文化、社会生活に国際的相互依存・価値浸透関係がどのように影響を及ぼしているかをメディア研究をとおして検証しておく必要があると考えたのです。さまざまな面で、持てる者（先進国）と持たざる者（途上国）との格差を縮小、それとも格差は拡大し、深刻な分極化する世界にメディアが加担してしまうのか。国際正義（グローバル・ジャスティス）と平和の促進にメディアが果たす役割と責任を考えました。

今回の『社会正義』に寄せられた論文や調査報告は、社会正義研究所の所

員たちが、グローバル化と社会正義、それを包含する概念として学術的にも提示され始めた「グローバルジャスティス」、これに加えて社会的に関心をよせるべき出来事としての「ソーシャル・コンサーン(Social Concerns)」または、グローバル社会の中で関心をよせるべき出来事としてとらえた「グローバル・コンサーン(Global Concerns)」について考える中から出てきたものです。

「日本における生命倫理と規則性」(町野朔)では、代理母を法的にどのようにとらえるべきかについて考察しています。代理懐胎は、国境を越えて行われるようになり、一国の法の枠組みだけでは収めることのできないさまざまな課題や問題が発生しています。「ピケテロス運動と人間の安全保障」(アイダル・ホアン)では、南米アルゼンチンで社会的貧困を解消するために政府が出動することよりも、人々が自らの生活圏域を設定して国家をはじめとするいかなる権威や権力も受け付けない社会のフィールド調査についての興味深い報告が行われています。アルゼンチンと関連した、「国境の道路封鎖をめぐるアルゼンチンとウルグアイ間の紛争」(江藤淳一)は、激動する南米の社会変化の中で発生した一事例として、一步踏み込んだ学びの場を与えてくれます。

コロキウムでは、グローバル化と正義にメディアがどのように関わるのかを深く考えさせてくれるものを二つ掲載しています。日本のメディア情報は、欧米の価値観を中心にしたものが多くなる傾向がありますが、「アラブ世界のメディア」(水口章)報告は、アラブ世界のメディアがどのような社会背景の中で成立し、どのような独自性をもっているかについて包括的に解説した上で、アラブ世界のメディア情報をどのように受け止めればよいのかについて紐説いています。「日本における国家権力と新聞メディア」(中野晃一)では、国家権力はメディアとの接合によりより大きな権力を付与されることになり、メディア人の多くが権力機構の中に組み込まれてゆくことを前提にした議論が行われています。

第4回国際アフリカ開発会議(TICAD IV)については、社会正義研究所の設立以来、尽力された保岡孝顯主事の報告を英文で寄稿してもらいました。会議全体を概括し、かつその中で重要なポイントについて30年を超えるキャリアをもとに考察したもので、この原レポートは、ローマ教皇ベネディクト16世からの教皇銀メダルが下賜されています。なお、保岡主事は、社会正義研究所で28年にわたり研究・調査に従事しており、退職記念講話会では、世界で展開されるべき社会正義の促進についての思いを述べています。保岡主事が長年、難民調査に関わったエッセンスが盛り込まれ、これに挿入写真

を参照しながらみてゆけば、きっと、学術的、理論的であることの表層的な満足だけでは、社会正義を語ることができないことに気づかされるでしょう。

「less talk, more action」を常に心がけてきた保岡主事による、社会正義促進のための作法を読み取っていただきたいと思います。

大きく転換する社会の中で、人々の不平や不満が噴出する時代です。社会正義研究所では、多くの人々の関心・注意を、地道に取り上げながら、学内の学生、地域社会の人々に大きくひらかれた存在の研究所として、今だからこそ果たせる役割を全うすべく頑張る所存です。引き続き、社会正義研究所への理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

<退職記念講話会>

挨 拶

金山 勉

(上智大学社会正義研究所所長代行)

保岡孝顯主事のご紹介をさせていただきたいと思います。

この会を企画させていただきました、社会正義研究所所長代行的文学部新聞学科教授の金山勉と申します。よろしくお願い致します。研究所では昨年、コミュニティ・カレッジで「グローバリゼーション・メディアと社会正義」という講座を開講させていただきましたが、その時の責任者もさせていただきました。みなさまは保岡主事に対し、長年に亘りご指導くださったたり、保岡主事と親交を育んでこられたりされた方たちばかりでございまして、私がここで多くを語ることはございせんけれども、講話の前に簡単なご紹介をさせていただきたいと存じます。

保岡主事は都立大付属高校卒業後、上智大学外国語学部ドイツ語学科に進まれました。卒業後、アテネオ・デ・マニラ大学に上智大学初代の交換留学生として留学されました。フィリピンには7年間滞在されています。アテネオ・デ・マニラ大学大学院では政治学修士号をも取得されています。その後1976年に、上智大学の専任職員として正式に奉職されました。コミュニティ・カレッジ創設にも寄与されました。その後、上智大学国際関係研究所でも力を発揮していただきました。1980年の上智大学社会正義研究所、この設立の時に研究所の方に来ていただきまして、長きにわたり、研究所のために力を尽くしていただきました。本当に感謝です。1981年、社会正義研究所・国際基督教大学・日本YMCA同盟の共催で、国際的なシンポジウムが企画・開催されることになりまして、以来、今日まで国際基督教大学との間で、学術交流が発展してきていることも併せてご報告したいと思います。

保岡主事は発展途上国の人間開発・平和・人権・国際政治・文化・経済につきまして日本の若い学生に対して、熱心に教育されてこられました。上智大学をはじめ、聖カタリナ女子短期大学、及び聖カタリナ女子大学、東京女学館短期大学などで教えられておりまして、本日来ていただいたみなさまの中にもその時の受講生がいらっしゃるのではないかと思います。

上智人間学学会、国際人権法学会、日本平和学会などに所属され、加えて日本国際問題フォーラム会員、国際カトリック・プレス連盟の評議員として、広く世界との接点を持たれてきました。国内外におけるカトリック雑誌、その取材記事、その小論をインターネットメディアを含めて世界に向けて発信

されてきているということも大きな功績の一つかと思います。関連の業績といたしましては、3年前になりますが、「現代のカトリック・プレスが求めるコミュニケーション」ということについて、韓国で開催された国際シンポジウムでも発表されていらっしゃると思います。

特筆されるものとして、此処にご紹介申し上げたいのは、国際アフリカ開発会議(TICAD)に出席されまして、会議全体を概括しながら、洞察力に富むレポートを執筆されてきたことかと思います。昨年2008年のTICAD IVへの出席と、それに基づく卓越したレポートを執筆されたということに対しまして、ベネディクト16世より教皇からの銀メダルが授与されたことが多くのみなさまの記憶に新しいことかと思います。この銀メダルは過去にヨハネ・パウロ2世からも授与されております。

著作活動も意欲的に行われております。単著では、『鉄の男ワレサ』、『難民と私たち』、共著書として、『日本にとって解放の神学とは』、『講座 現代キリスト教倫理3 日本に生きる』の中の「市場の論理と倫理」(第2章)、『平和のグラウンドセオリー序説』の中の「共生の社会は可能か」(第8章)、それからバチカン正義と平和協議会における邦訳書としまして、『教会と人種主義』、『国際武器貿易』、『万人に経済正義を』などがあります。これらをはじめとする多数の著作に触れられた方も多いのではないかと思います。

本日は保岡主事が上智大学におかれまして、長年に亘り教育、フィールドワーク、人道実践活動をされてきた集大成としての講話をいただけるということで、大変私も楽しみにしております。それでは保岡主事、よろしくお願いいたします。

<記念講話>

今こそ社会正義の歩みを

保岡孝顯

(上智大学社会正義研究所担当主事)

みなさま、今ご健康でこの場所にいらっしゃるということで、「健康」という二文字の大切さを実感します。身体、体を張って、動く、横たわる、休む、また、歩く、走る。全ての与えられた命の活動の源は「健康」。そして、諺にあるように「よき精神はよき健康にある」と言いますね。“Sound mind in sound body.”

ですから、最初に私はこういうように言いたいのです。その尊い命、与えられた命を持った人間が、他の動物、生物と比べて同じ様な行為をしているならば、ヒト科。他の「イヌ科」「ネコ科」などのすべての生物界と同列、同等です。しかし、そこで精神を発揮するというで、つまり「人間」は直立歩行できる、頭脳、細かい精神系をもち、親指を動かす、目、耳、鼻、そして思考、心、全ての全身全霊を活動することができます。これは素晴らしい賜物です。

しかし、私どもが一番気をつけて現在の社会をみるに、やはり人間とはこんなに惨たらしい部分もあるのか。それはなぜなのだろうかと、悪いところを突き止めよう、と。

再び過ちは繰り返さないようにしよう、という大きな反省のうねりが世界各地から起きます。それは善なる思考です。善循環をしようとする、人間の地球的規模の精神性です。その精神性を持った存在が「人間」であり、そして「お互い愛し合う」ということによって人間の尊厳が保たれる、という非常に私たちは微妙な「人間」なんです。この微妙な「人間」を私たちはさまざまな形からサポートする必要があります。そういったことを自覚しながらこの最後の講話の機会において、私の思想の一片を吐露できれば、35年間にわたるイエズス会の教育理念を持った大学、キリスト教ヒューマンイズムの精神と実践（正義の促進、他者のための奉仕）のささやかな結晶をみなさまと共有し、分かち合い、今後の将来に向けて責任を担う新たな出発の糧を頂きたいと願っております。

さて、私の身体を見てください。教室には「生と死の哲学」で日本全国でも国際的にも著名なデーケン先生もいらっしゃいます。先生を前に恐縮ですが、この身体（足元→手→頭上→手→足元）を見てください。私がここで何

を考えているかという、「平和→戦争→平和」の連続性における介入のメカニズムを考えてみます。これは社会的に発現する諸力ですね。

紛争、対立が起こる。そしてそこで、暴力的な衝突が起きる。命も落とす。破壊が続く。そしてそれが徐々に和解に向かう、協調に向かう。しかしそれは、恒久的なものではないということです。これが一番の問題です。またゼロからスタートしなければならない。なぜなのか、ということに関して、もう少しメカニズムを私たちが認識する必要がある。それは個人レベル、集団レベル、地域レベル、国家間レベル、そしてinstitution（制度）でどういった価値に基づいて21世紀という新しい戸口を開き、旅することができるのだろうか。



ケニア、マルサビット地域遊牧民の赤ちゃん、1983年

ですから、今この身体の半分から見ますと、こちら、最初に足元で赤ちゃんとして母親から生まれる。健康で生まれる。これは恒久平和の状況ですね。しかし、これが政治思想哲學家ホブズによると“bellum omnium, contra omnes”「万人の万人に対する闘争」、その闘争条理に、戦戦恐恐の母親から生まれたという

ことは、その闘争条理の危険の中でもすべて生命も尊厳も闘って生まれ育つのです。放射能汚染を出したチェルノブイリ原発事故によってベラルーシ、ウクライナでは本当に大変なのです。赤ちゃんや無垢の子どもたちが犠牲になり、また健康と闘っているのです。ですからこの放射能汚染の恐ろしさというものは今や日本だけの経験ではないのです。全地球規模で汚染されています。

そういった意味で“every man against every man”という根源はどこにあるか、それを未然に予防するために私たちはどういうふうに、人類の知恵を絞って連帯していくかということが、この恒久平和そのものに生まれた子どものこれからの一生と同じように、地平、水平的に言うと、安定な平和一平和時の政治・外交・経済・文化・社会などがどう、のぞましい状態であればよいのか、どういう風にするべきか、努力をする。安定な平和を日常化することが必要です。教育も然りです。

あらゆる政治的システムの入力(input)機能にはいろいろなレベルの活動があります。家庭・自治会・学校・PTA・教会・商工会、教職員組合・経済産業団体・労働組合、メディア・テレビ・ラジオ・新聞・インターネット、

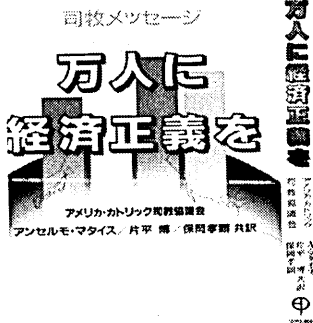
政党などと、さまざまな社会組織においてひとつの目標、ミッションを持って活動しています。国家（上位政治体）や国際関係においても安定な平和を保ちながら切磋琢磨している。誰も戦争を起こそうという悪い意図はない、と思います。しかし、利益が衝突しあうという現実があるということです。出力（output）は、拘束力を持った政策決定やルールが立法、行政、司法制度によって作られ、再び入力へとフィードバックされる。支持、期待、要求に沿って。そのような政治システムが政治学では考えられます。平和憲法のもとで民主的に、かつ平和外交の理念に徹して、社会において紛争・対立を制度によって、どのように回避するかという知恵が出されなければなりません。私たちの学問上の必要な備えでもあります。

それができるのは「人間」なのです。人間でしかできません。そうでなければ、それは単なる生物界の「ヒト科」です。現在の国際社会は無法の弱肉強食の「生存競争」の状況に変質し易いのです。「そうではないように」と、私たちは平和の精神を強靱なものに深化させる方向に前進できるベクトルにある。そのベクトルは、この恒久平和に生まれた子どもの状態を保つという掟ですね。それから、平和な時期における政治・外交を運営する。しかしながら、先ほど述べた人間の利害の衝突とその調節ですね。national interest, human interestも含めてですね、さまざまなinterest利害が稀少資源を背景とする国内及び国家間の政治的価値（political values）の配分という「政治」過程に翻弄されます。これ自体が緊張、tensionが上昇する要因ですね。

それから経済的価値（労働・賃金・利潤（economic values）の配分において労働者、そして持たざる人々は自分たちの権利が侵害されたということを理解すれば、要求、期待度が上昇します。Rising expectation of the people, the oppressed, the have-notです。歴史の省察ということで大切なポイントであります。

そして国際社会は「不安定な平和」期になります。紛争をどうやって予防しようか。対

立と紛争というものが徐々に激化していきます。ついには危機的状況に陥った時に、今度は新たな思考、危機管理をどのようにすれば良いか、という方向にシフトしていきます。そのようにして全ての諸団体、いわゆる party in dispute、紛争の当事者も含めてその解決の方法に対処していきます。しかし、それが失敗したりします。中途半端になります。それでついに



暴力が発生します。物理的な暴力が発生します。国家的暴力のボタンが押されます。そこで兵器が使われます。通常兵器、小火器、生物・化学兵器いや、核兵器も含めて。軍備に関して、この地上にあるおよそ190もの国民国家は、軍備のない国はバチカン市国を除いてないのではないのでしょうか。誤っていたら補足して頂ければよいのですが、マルタ共和国もないと思います。日本も「ない」と思います。もし憲法9条というものを完全に維持しようとする政治意志があるならば。しかし、それは現実ではありません。(註 中米のコスタリカは、憲法上軍備保有は禁止)いわゆるそういった危険な暴力が発展したら戦争です。戦争になったら、これはもう大変なことです。最近の例で、クリスマス、新年の中東地域ガザのイスラエルとパレスチナ間におけるあの状況を考えてみてください。キリスト生誕の地でもあるこの中近東でキリストの誕生、クリスマスをお祝っている時期であるにもかかわらずです。これは恒久平和そのもののなのです。pax, pace, noel そういった形で地上の「平和をつかさどる君」の生誕を私たちは恒久な平和として、すべての母親からいただくのです。それが戦争という危険な、最大の危機に陥る。個人、家庭、地域、国家に関わる直接的な最大の危機に陥る。ついに敵対意識は強度になります。教育をとおして、メディアによって。人々は動員をかけられ国家統制のもと、対人意識・民族・国家イメージが作られたり、それは激しく憎悪を駆り立てるように変化し、全部変わります。昨日まで生活していたセルビア人、クロアチア人の夫婦、離婚します。とんでもないことが起きます。旧ユーゴのセルビアが独立したい、クロアチアも独立したい、飛び地に居る住民・少数派の独立は許さない、追い出せなどと。そして難民が発生します。まったく不条理なことが各地で繰り返されます。2000年にバルカン半島の新生クロアチアでセルビア系難民の帰還のための施設を訪問して、実感しました。

そこで気を付けてみておきたいポイントは、この最悪の事態にあっても、どうにかして平和を回復せねばとの国際世論が形成されます。国際機関や地域社会の市民やNGOs(非政府民間団体)において、国境を越えて高度のレベルの知恵—政治、軍事、経済、社会、医療、文化的活動が連帯して「平和の創出」に向けられます。このようにして、物理的暴力によって、全く地上から人類が死滅しないように、全面戦争、total warにならないようなdisasterを防ぐために、休戦、ceasefire、アムネスティが模索されます。そして、平和の行使という思考を促します。マスメディアによる「平和の倫理」「平和創出」への報道が世論を形成する。具体的な解決のアジェンダとして提示されます。それぞれ外交が平和の回復へと元に戻ってきます。国連外交、国家間外交、六カ国外交、二国間、いろんな形で出てきます。そして、いよ

いよ紛争が終結し、徐々に緊張が解けてきます。テンションが下がります。緊張緩和、rapprochementの時期ということになります。そうすると、この状態を維持していこう。peace keeping のために知恵が動員されます。国連はどう対応しようかと。peace keeping forces を現地に派遣しようと欧米はスウェーデン、カナダ、アメリカなどからアジアはパキスタン、インドなどの国などから安全保障理事会、総会の一つの決議に従って平和維持の多国間協力のメカニズムが作動することになります。地域的には、NATO(北大西洋条約機構)が引き受け、ブロックごとに、アフリカ連合がやり、ラテンアメリカがやる。

そうすると今度は紛争の処理ということになって調印式が行われます。皆さんの中には、日本の終戦はどのようなプロセスでもたらされたかと、「玉音」放送や戦艦ミズリー号では何が起こっていたか、艦上ではどうであったのか、と思い巡らしていращやるかもしれません。重光葵は日本の主席全権代表としてそこで降伏文書に署名をしていたのですね。

そして、平和→戦争→平和の最終段階では、さまざまなレベルで和解が展開されます。恒久平和の状態、無垢の赤ちゃんが生まれた段階から、いわゆる最初期段階から紛争が継続しながら、私の身体、頭のてっぺんから休戦に向かって今度、最終段階に和解に入ってきます。その和解は、本当に力強いものでしょうか、どうでしょうか。しかしこれは、避けられない、避けてはいけないプロセスです。多くの長い時間と努力と英知が傾注されます。地元の伝統価値や慣習に則った方法で、また、法と正義に則る国内裁判（例えばカンボジア裁判など）、国際裁判（例えばニュルンベルグ裁判、東京裁判、国際刑事裁判所など）で、また、政治過程で、賠償請求（例えば戦後日本の韓国、中国、インドネシア、フィリピン、カンボジアなど）協定の外交・政治交渉によって締結されます。そういったことが教育の中で学んだ知識。民主主義、平和憲法の理念など新しい知識、その知識にいまこそ行動力、実践をともなって、友愛の精神を発揮し、世界中のすべての人々と連帯、手をつなぐことがよりいっそう現実になりますね。さまざまなworking place 職場で活躍しなければならない。未来の要請に応える、応答できる人間、とくに若者に期待されています。これは21世紀のあるきめ細かいアプローチです。

人間は過去の歴史で国家安全保障のstrait-jacket拘束服を着せられ、全体主義国家体制（一億玉砕、ナチズム）のもとで国家間の人類兄弟に対する言語道断な、そういう愚かな戦争の戦禍から永久に脱出して21世紀は英知と正義と人類愛に基づいた「地球村」を建設しましょう。日本は戦後の荒廃から立ち直って今日60余年を数えます。今、さまざまな形で国際協力にいよ

いよイニシアティブを発揮するよう目が行きます。上智大学はますます、そういった意味で立派な教授陣が大学教育だけではなくて、世界から要請を受けて直ちに飛び立って、現場において国連機関の高官として責任を遂行できる経験が多いのです。緒方貞子先生は、女性の地位を本当に牽引していく世界的に著名なリーダーです。

と同時に、一番大切なポイントは、なぜ私が本日の講話のテーマを大切にするかというと、普通の「健康」な人が考える単なる知識や知的好奇心のためのものではないのです。ハンディを持った、弱い立場にある人々が貧困の只中で、そうした適切かつ迅速な平和の救済を訴えるのです。世界で訴えているのです。彼らの「叫び」に私たちが応答するように、今言った諸段階の介入をメカニズムとして着々と用意し、平和と民生を構築させていくのであるという自覚です。Conscientization、意識化なのです。これはパウロ・フレイエが「被抑圧者のための教育方法」で言った言葉だけではないのです。私たちが意識する、人間仲間の意識化です。今日的な言葉で言うならGlocal (GlobalとLocalの合成語)、グローバルの視点でローカルに実践する、グローバリゼーションの中における新しい選択、グローカリズムがここにきて明白に意識されていることです。私は新しい時代に生きるための選択、数多い選択肢の中から優先的に選択します。これを講話の枠組み (framework) といいます。

これから、具体的な事例を連続的にあげていきます。



これは、『上智大学通信』です。「インドシナ難民に愛の手を」(昭和55年1月23日) 上智大学はイエズス会の大学というのはご承知のとおりですが、そこで、当時イエズス会総会長のアルベ師がタイのバンコクでの会議の際、インドシナ難民の悲劇的状况を直視され、直ちにイエズス会国際難民救済事業を立ち上げたのです。このアジアで生起したベトナム戦争、そしてドミノ倒しのように相次いで共産主義化された祖国から自由と保護を求めて約150万人もの難民 (ボートピープル、ランドピープル) が国外に脱出を図ったのです。その時上智大学は、

ここにいらっしゃるピタウ大司教 (当時学長、後グレゴリアン大学学長、バ

チカン教育次官として世界に羽ばたかれた)を中心にして哲学科の渡部清先生、そして作家の犬養道子さんらが行動を促しました。特にピタウ学長はそこで、何とかしなければ何も変わらない。行動だと決断したのです。

記事にはいろいろ要領が掲載されている。「学生、教職員、ボランティアを募集。各派遣チームは二週間にわたってタイ難民キャンプでボランティア。ボランティアの宿泊生活は、夜の食事は自炊、昼はキャンプ内で、出発二週間前から現地のクメール語の講習会」などが記載されており、教職員のみならず父兄、聖心女子大学の学長をはじめ、他大学学生など計四百名が参加し、募金の協力も呼び掛けた。六日間の募金総額は一千万円にも及び、マスコミに取り上げられ、報道され、中学生を含む全国各地から五百万円もの寄付が寄せられた。まあこのように大学全体が燃え上がりました。学長はタイに難民のための教育活動、施設のために支援金を直接現地で手渡し、学校建設に活用された。こういうようなマスメディアの力というのは本当に素晴らしいと思います。マスメディアによって私たちの意思が伝わって、迅速な人道活動につながる。ピタウ学長は「人間の悲劇と尊さを」とタイのサケオキャンプ、カオイダンキャンプ(タイとカンボジアの国境付近)に流れ込んだ難民の実情の報告を寄せている。現地に派遣されたボランティアの学生、教職員らはキャンプ地内で、難民の子どもたちと一緒に、歌ったり、踊ったり励まし合った貴重な体験をしました。学長は今後の上智大学のあるべき姿をその現場で展望されました。



この写真はインドシナ難民です。ベトナム

から自由
と国際社
会の保護
を求めて、
命からが

らの脱出。海の藻屑に散ってしまう、あるいはブローカーに多額のお金を払いながら脱出する、ということもあったよう

です。ポートピープルの救援を必死に求める場面です。これらはUNHCR、国連難民高等弁務官事務所の公式の郵便カードとして発行されました。

これは、『世界の難民』(第3回、1984年)国際シンポジウムの報告書です。私ども社会正義研究所と国際基督教大学、日本YMCA同盟の共催で行い、国内外の専門家を招待して、国際的な難民支援活動の状況やインドシナ難民の日本定住問題を初めて掘り下げて、学内外に関心を引き起こしました。『難民と



私たち一人間尊重の実践』は拙著です。ここにいらっしゃるマタイス先生は初代の社会正義研究所の所長となり、大学が今後、世界的に難民、貧困問題に取り組みができるような体制作りに約10年携わりました。(その後、副学長、聖母女学院短大学長) 発足当事のエピソードとして先生はsocial justice社会正義という言葉で研究所に命名したのです。この社会正義という言葉を知ると、当時の一般の反応は怖い、右か左かというような感じを持ったりと、「社会正義」の認識は希薄でしたね。世界的な普遍的な言葉です。いわゆる、基本的に貧しい人々に対して正直に、人間の尊さというものをprotect(保護する義務、責任)しようと、そういうことですね。公平さを第一原理とする概念です。貧困や弱者の存在をただ手をこまねいて見ているわけではないのです。聖書にもあるように、“Do to others as you would be done by.”、“Do not do to others as you would not be done by.” でしょうね。そして、一番私たちにとって大切なのは “Whatever you do to the least of my brethren, you do it to me.” (これらの兄弟、しかももっとも小さな者にしたのは、私にしたことである。イエス・キリスト自身の言葉) これは、キリストに習う一つの行動です。そういう形で「無償の愛」に支えられた活動を今日まで、研究所は強いリーダーシップのもと継続出来ました。そして、私も端くれとして支えることができ、またそれ以上に難民の人々から学ばせていただいたことは本当に上智大学に奉職してよかった。この精神を今後も生かしていきたいと思います。難民問題の授業に当たっては、一つの単なる好奇心的な知力ではなく、これを実存的に生かしていく、人間仲間に強く広げていくという意識化の大切さを学生と分かち合いましたね。「難民の人のために」ではなく「難民の人々とともに」あることこそ私たちの優先的課題であることが確信に至りました。



ここに第三回の国際シンポジウムの写真がありますね。「世界の難民と人権」がテーマでした。日本社会では当時、難民問題に対して関心は低かったのです。緒方貞子教授がいっぱいいらっしゃいますね。後に国連難民高等弁務官として10年活躍されて、世界中の難民問題解決に大きな貢献を

されました。今は理事長としてJICA(国際協力機構)の改革、アフガニスタン復興、民生協力を指揮されています。ディーター・ショルツ神父さん、国際難民事業(jesuit refugee service)の責任者を大学にお招きしました。先日

亡くなられた当時の柳瀬学長らも挨拶に立つ姿が見えます。

次はアフリカの難民についてです。これはマタイス先生と私どもが行きました。学生も行きました。その学生は中学校の化学の先生になっていますが、エチオピアに行ったり、インドのマザーテレサの施設にボランティアで行ったり。素晴らしいボランティア活動をした青年が中学の先生になり、社会正義研究所で報告書(アジア・アフリカ難民の実情)を300部印刷した際、彼の



ケニア、ルワンダ難民女性グループ、1994年

中学校の卒業式で子どもたちに一冊ずつ提供した。そういう貴重な経験を生かしていったのです。写真は私が初めてアフリカを訪問した年、1983年で今から26年前、その時もソマリアで工業用ミシンを使いながら裁縫をやり、そして赤ちゃんを抱えた幼い難民の子ども、そして医療ですが、これはカクマ病院を運営している medical mission of mary (マリア医療修道会) のシスターたちがケニアの北東部の砂漠地帯で頑張っている。この写真は地元の教会の司教さんがケニアのトルカナで国内避難民、遊牧民の自立のために建築の基本を教えながら住居支援を巡回しておられた。アフリカでは現在、水の危機があります。日本でも断水すればパニック状態になり、生活がストップしますね。アフリカは日常化

しています。ですから、女性が二重、三重の苦労を背負っています。薪を集めたり、そして水を汲んだり、その日の三度の食事作り、子どもの世話などです。本当に大変な状況ですが、安全な飲料水確保。このように国際協力のおかげで蛇口をひねればきれいな安全な水が出てくるという状況にきています。しかしこれはまだ限られた地域です。その後もアフリカ難民現地調査は継続されました。学生や卒業生ボランティアらと一緒に東アフリカ(ケニア、ソマリア、エチオピア、マラウイ、タンザニア)や南アフリカで実施したのです。学生にとってアフリカでのこうした体験学習は貴重な学びがあります。

中学校の卒業式で子どもたちに一冊ずつ提供した。そういう貴重な経験を生かしていったのです。写真は私が初めてアフリカを訪問した年、1983年で今から26年前、その時もソマリアで工業用ミシンを使いながら裁縫をやり、そして赤ちゃんを抱えた幼い難民の子ども、



カクマ病院の小児病棟で
献身的活動をするシスター



幼い難民と赤ちゃん

2年前は神学部、外国語学部から二人の神父と神学生の方が行かれました。イエズス会の若い人々の活躍が加わりました。今後が展望できます。素晴らしいことだと思います。この写真にはアフリカの教会で行われているoutreach program (巡回支援活動)



の日には、このようにして、ウガンダからの難民の人々は非常に苦悩する日々助けを求めています。現場はかれらの悲痛の叫びがあります。圧倒される思いでした。



私たちのこれまでに開催した国際シンポジウムの中でも私にとって印象深いものに「解放の神学」、Theologies of Liberation(1985年)があります。世界から代表的な解放の神学者が集まりました。参加されたうちのお一人、グティエレス神父はペルー人で、大学の神学部の教授で、ラテンアメリカ地域の解放の神学の代表者で、バルトロメ・デ・ラスカサス研究所の所長をやっておられました。バルトロメ・デ・ラスカサスとは、16世紀のスペインのドミニコ会修道者で司教です。そして、『インディアスの破壊についての簡潔な報告』を著し、南米、中南米の島に侵略し、征服した地元の先住民らを虐殺し、蹂躪したスペイン征服者たち(la indolencia de las indiasの認識)の残忍で、罪深い行為の状況をスペイン国王にも告発した人です。当時数ヶ国語に翻訳されたぐらいです。上智大学通信1985年12月号は、社会正義研究所が主催開催した記事を掲載している。グティエレス神父は「神学を非人間的な抑圧状

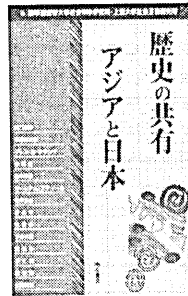


況にある人間の立場から論ずるという方法論について語り、さらにそういった人々を中心にキリスト教共同体のための福音を宣教する必要がある」ということを説き、また「日本で解放の神学への関心が高まっていることに驚いている」と語ると書かれています。もう一つの記事「創生の精神の遂行を」の見出し記事ですが、教皇ヨハネ・パ

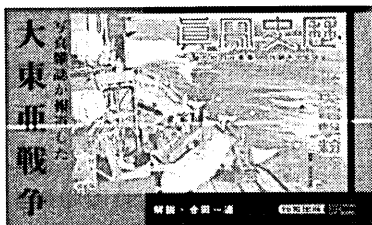
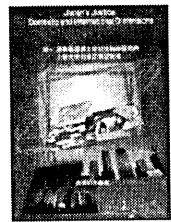
ウロ二世が上智大学を訪問され、「正義の促進、人類愛の実践をしてください。」と語ったことです。そしてもうひとつ。オランダの聖書学者で、イエズス会のコルベンバッハ前総長（現在は上智大学の元神学部のニコラス神父が総会長）は上智大学に対して「一つは、上智大学の学長をはじめ教職員、学生、卒業生など上智大学に関わる全ての人々に今までの数々の努力に対して感謝の意を表したい。優れた大学であることは遠くローマにまで響いている。学問研究の分野でも高い水準である、これに対して感謝の意を表したい。二つめには、最も代表的なイエズス会の大学であるという実績をこれからも維持してほしい。このようにして初めて自分の国に対しても、また世界のイエズス会諸大学に対しても、真に役立つものとなる」と、二つのポイントを述べている記事です。これは私たちに対する励ましの訓話ですね。

これは、『歴史の共有—アジアと日本』

（第16回、1996年）、『日本における正義：国内外における諸問題』（第22回、2002年）の学術国際シンポジウムの成果ですが、上智大学と社会正義研究所と国際基督教大学の社会科学研究所と協力して、このようなコラボレートして今年度（2008年12月）で28回目を迎えました。今日は国際基督教大学社会科学研究所のヴィルヘルム・フォッセ所長がおられます。ありがとうございます。そこでこの歴史的文脈で日本とドイツを振り返りたいと思います。



日本における正義：
国内外における諸問題



まず、『歴史写真—大東亜戦争』という昭和15年から昭和19年まで発刊されていた雑誌歴史写真です。当時の時代状況（現実）を伺い知ります。この雑誌は国家言論統制下、censorship（検閲—陸海軍、大本営）のもとに出版許可が出た写真集です。一面、これは事実です。あるいは、誇大なものが散りばめられているとみてもいいと思います。八紘一宇の精神“eight corners of the world

under one roof of Emperor”、国体思想(national polity)は皇道を宣布する、と言うことで侵略戦争を遂行した。当時日本は資源小国でした。もうすでにアメリカは日本を次の仮想敵国としているという情報が入り、アメリカの巨大な予算化が日本をある種、恐怖におとしめる、石油資源を断たれる。これらの資源の調達先を東南アジア、南方諸国に向ける。当時は、北支、東アジアが日本側の主、戦略的主戦場であった。南方は従、その補助でした。

しかしながら、私がここで注視したいのは南方地域の戦争行為です。私は7年間フィリピンに留学生活を送りました。南方資源分布地図を見てみると、満州国から中華民国、タイ、ビルマ、マレー、オランダ領インドネシア、フィリピンです。マンガン、クローム、木材、麻、ボーキサイト、石油、ゴム、米、等を収奪する計画が国家戦略上練られたのです。そして、これはビルマ、ペルーにおける南方上座部仏教国を制圧した日本軍と地元「支持者」、寝姿仏像の写真です。次に、アメリカの対日作戦拠点マニラが攻略されることとなりますが、軍政下におかれたフィリピンでは日本化が進行した。ラジオ体操

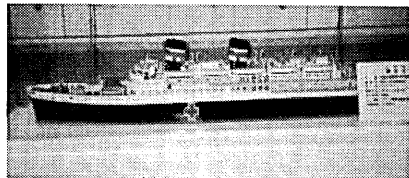


を学ばせられています。そして日本の兵隊。個人としてはやさしい兵隊かも知れませんが、全土の民家の戸口にまで兵隊がやってきたということです。そして神社も建てられ、日本語も強制され、「創氏改名」も、北支、朝鮮などで皇民化政策が強要されたのです。次は、「愛すべきバターの少年」の見出し、バター半島では、「死の行進」(death march)がありました。私も何回か慰問にも行きましたが。

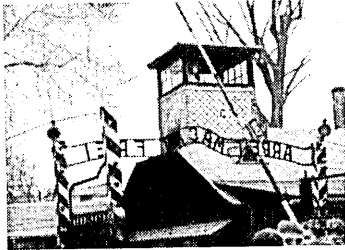
そしてここを見てください、「南方原住民」という表現があります。このような意識、どう

ですか。いいですか。戦後50年余りを経た1997年までは、日本国憲法の民主国家には、旧北海道土人保護法が存在していました。「土人」という表現で公式な法律文書にですよ。それは、アイヌ新法、文化保護法にとって変わりましたが。国連が推進する「マイノリティの権利保護、行動計画の10年」の国際行動、いわゆる外圧によるものと思われます。国連の勧告など国際規範の価値浸透が作用していますが、内発、先発性が望まれます。

次に戦時中の子どもたちが、軍犬、刀、鉄砲遊びに興じ、「僕ら英米駆逐」と富士山を背景に宣布している状況の写真です。洗脳されていますね。こういうようなものが国体思想の末端における姿です。私が生まれた昭和18年頃の子供です。私は京都府舞鶴(軍港)に小学校5年までいました。父の勤務先でした。戦後の混乱期でした。高砂丸、興安丸、白山丸、白竜丸。これは戦後引き揚げ船で、外地にいた日本人、シベリアからの抑留者の帰還がしばらく続いたのです。私は小学校5年のときに文福茶釜を踊って慰問に行きました。引き



揚げ援護局のあった場所、今は記念館。シベリアに強制抑留された約57万人の日本兵、6万人の犠牲者が出たが、極寒の地での日本兵の生存ぎりぎりの状況など悲惨さが印象的であった。



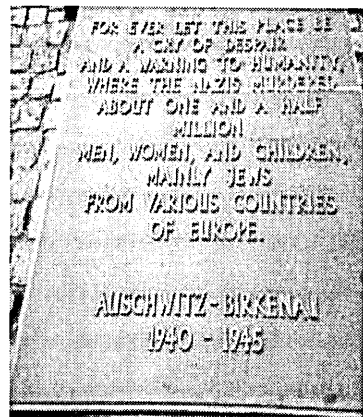
それでは、次にドイツにおいては戦時中はどうであったのか。このような問題を戦後どう克服したのか、ナチ強制収容所を訪問した時を思い出します。ビルケナウ収容所です。収容所の入りロゲートに表示が残されています。ドイツ語を読みます。



ポーランド、遺体焼却炉

“Arbeit macht frei” 「労働は、人間（お前）を自由にする」これは、全く逆の事実です。なぜならそこは、段階的絶滅を画す強制収容所、コンセントレーションキャンプでしかないのです。収容所全域が平和への博物館として保存されて、多くの国から見学者が絶えません。ヨーロッパ全域から貨車で運ばれたユダヤ人たちの恐怖を想起させる鉄道の引き込み線跡が強い印象が残りました。「過去を振り返ることは未来に責任を担う」というのは、教皇ヨハネ・パウロ二世が日本を訪問し、広島で述べられたスピーチに繰り返し語られている強い言葉ですが、大変衝撃を受けましたけれども、やはり、こういう博物館が日本でもドイツでもきちんと残されているということは心強いことで、悔い改めるという意識化を強化するというところに非常に役立っていると思います。1940年から45年、アンネ・フ

ランクの日記はベストセラーで皆さんご存知かと思いますが、将来ジャーナリストになりたいという夢を描きながら、そして幼稚園に通いながら夢見た子どもたちが解放まであと数か月というところで亡くなってしまったことなど、また、ビルケナウでは、「この場所は本当に絶望と悲しみの、嘆きの場所である。それは人類に対する警告の場でもある。ここで約150万のヨーロッパ各地から運ばれた男女、そして子ども、そしてユダヤの人々は虐殺された。1940年―45年」と碑にあ



った。ポーランドの人々はこれをドイツ語名のアウシュビッツではなく、ポーランド語名のオーシェンツム（旧政治犯収容所）と呼んでいました。日本とドイツの終戦後の意識というものは違います。ここで指摘したいことはやはり私たちが和解に向けて、本当の和解のプロセスに、国民、政府含めて、全てのレベル、下位団体、中間団体、上位団体（国家）を含めて、連帯と補助性の原理（principle of subsidiary）に基づいて和解のプロセスが行われているだろうか。ワイツゼッカー大統領の名演説にあるように、ドイツの戦後の克服というものには素晴らしいものがあるのです。ちなみにNHKのドキュメンタリー「父と子の対話」番組があった。14歳になると学校で、公教育としてナチズムの歴史的批判を必須で学習するドイツでの記録である。半世紀たった今、老いた父と息子が真実を知ろうと向き合う。14歳になると学校で、公教育としてナチズムの歴史的批判を必須で学習しあう。父親が収容所でどのような働きをしていたのか教えてほしいと、強制収容所を背景に父の胸に抱かれて撮られた「父と子」の残された一枚の写真をめぐって今、2人の子供の父となった息子は年老いた父に手紙を書いた。「息子よ、そんなこと私に



聖コルベ神父と解放された家族像

聞いてくれるな」と当惑した。その後、老いた父親の誕生日を祝いながら緊張の再会。そうして、息子は父親として、今家庭において14歳をまもなく迎える双子の娘たちと話し合う。双子の娘たちは話していくうちに、孫娘の一人は「おじいちゃんとは絶対悪くない」と主張する。もう一人は「おじいちゃんにも責任がある」などと。この一枚の写真をめぐって、手紙や訪問などの交流を経てその家庭は皆で真実に向き合いながら、家庭はより強まっていくという番組内容であったと思うのです。嫌なことには蓋をせよではなく、公的に教育でナチズム批判の歴史認識（600万人の犠牲者・ホロコースト）をする。

これが日本とドイツにおける基本的な違いだと思います。それを私は指摘したいのです。様々な国の文明、文化というものはありますが、普遍的な価値というものはあると思います。文化が相対的になるという事実も、軽んじてはいけないのですが、やはりそういった流れの中に普遍的な価値はあります。そうした普遍性と真実に向き合って、連帯しあう、



世界中からの訪問者

価値の相互交流というか相互浸透が促されるのです。これは国際関係でも、モノ、人、カネ、そして価値が相互浸透しあうというのは、グローバル化の世界的特徴となっています。



次の写真は『国際協力と日本国憲法』(第17回、1997年)と『人間の安全保障』(第23回、2003年)の国際学術シンポジウムの報告書です。国際基督教大学社会科学研究所と私たちの社会正義研究所の共催で行なったものです。この文脈で戦後日本とアジアについて、まずフィリ

ピンを説明いたします。にぎやかなマニラに現在は復興していますが、フィリピンでは、過去の戦争による傷痕はいまだ深いものがあります。ですからその傷を真の和解に導く不断努力が私たちに求められます。元「従軍慰安婦」にされた多くの女性たちの悲痛な訴え、裁判によって女性に対する戦時性暴力の問題は日比間に存在しているのです。補償問題、国会における公式謝罪など和解への道はまだ避けられています。国民基金による補償制度は、いわゆる村山内閣の時に始まった運動ですが、この補償制度で対応した日本ですが、不十分な感否めません。

それでは、今の日比関係、特に人間開発の国際協力はどうでしょうか。

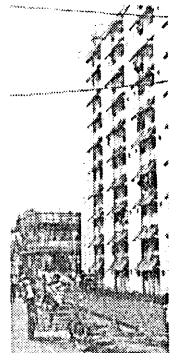
これはマニラ市の港湾地区にあるスモーキーマウンテンと言われたゴミ捨て山です。私が最近訪問したときはすでに再活用として処理され、不法占拠地区は、政府によって住民の移転計画が実り、高層住宅建設が推進されていたのです。フィリピンは、災害では世界で二番目の災害多発国です。そうということで、貧困から立ち直ることにに関して非常にインフラ(社会下部構造)や気象設備(早期警戒網整備)といった科学的な連帯、国際協力というものがが必要です。日本のJICAを中心にODA(政府開発援助)も執行されています。各国の協力が必要です。その中で、子どもたちに会いました。大型淨



上: 旧スラム居住区

右: 新規低コスト高層住宅建設プロジェクト

住民の再定住・移転計画(マニラ市トンド地区)



水機もありました(浄水機における生活水の安全確保)。これが高層住宅です。エレベーターはないのですが、私も昇ってみました。電灯もつきません。完成まで時間があるような状況ですが、とりあえず住居を確保する、スクワッターいわゆる不法占拠地域からリーガルな形で住宅生活が行われています。そして、これらの人々は経済的に一つの所得をうる仕事、トライシクル(輪タク)を求めています。こういうようにして学校帰りの子どもたちは、本当に快活に家路を楽しく急いでいるという様子ですね。また子どもたちに出会います。この方は神父さんで、南山大学で日本に30年住んだ経験のある方で、日本語で話しました。トンドの貧困地区に住んで15年くらいになると話していました。

これはもうひとつ、トンドから北にケソン市がありますが、ケソン市というのは国立フィリピン大学の裏側にある国会議事堂の隣にある、また新たに出たゴミ処理場です。そこはパヤタスと言いますが、上智大学にあるマタイス、ブテンカラム両先生の指導のもとに活躍する「めぐこ」が体験学習などを通じて訪れた場所でもあります。これは日本私立学校連盟の学術調査という形でここ3年間に行く機会が三度ありました。子どもたちはこういったバスケットボールなどスポーツをしながら生活していて、学校に行っています。



栄養補助給食プログラム



職業訓練・縫製プログラム

そうした中やはり、栄養改善プログラムが非常に重要なプログラムとなっていて、だいたい国民の5割が貧困水準にあるということです。栄養の発育不全ということが一番懸念されますので、色んな手立てをとって、日本のNGO、名古屋のグループを中心に活躍しています。そして、婦人たちはそこで技術を身につけ、潜在的な能力を開発しながら所得に結びつける。その所得が家計の中で、圧迫しない形で全ての文化、教育、交通費、そして誕生日パーティーなどというような人間の幸福を求める生活の質の向上になっている。母親たちが努力して製作品を近くの店、またはモールやデパートといったところで外国人の

旅行者などに売って、そのお金を所得にする。様々な布地や綿・毛糸など素材などが山積みになっていました。こうして工業用ミシンを使って仕事をします。講習を受けた後で商工省からミシン操作免許を得て商品化するという、

これはアフリカでも見たように同じです。難民の人たちが技術を磨きながら women' s groupを組織化する。スタンダードなアプローチとして女性の地位をエンパワーメントする方法の一つであります。こういう方式で、この地バヤタスで行われて、現金化されて所得になります。Income-generating activityですね。ささやかなものですが、人間の尊厳といいますか、潜在能力を如何なく発揮していくことが奨励されています。第三世界ショップ、フェアトレードなど学生たちもその活動に参加しながら、海外で買い付けをしたりして発展途上国の貧困層の支援を継続している例多くなりました。これがサリサリストア(万屋)です。こういったところでおばあちゃんもみんな元気で、貧困の中でも家族愛、隣組の愛情に守られながら生活しています。貧困脱却への闘いが展開しています。



編著者
ソフィア・レック・ワグネル
(東京大学国際学研究所)
The Promotion of International Justice
『グローバル化と先進国における社会的排除
野宿者、フリータ、移住労働者の現場から』
Globalization, Poverty and Social Exclusion in
Developed Countries: First-hand Perspectives on the
Homeless, "Freeters" and Migrant Workers

そして、私どもは国際基督教大学
社会科学研究所と国際学術交流
シンポジウムを継続しています
が、『国際正義の促進、多民族、
多国籍の人々との共生をめざし
て』(第25回、2005年、『グローバ
ル化と先進国における社会的排
除—野宿者、フリータ、移住労働

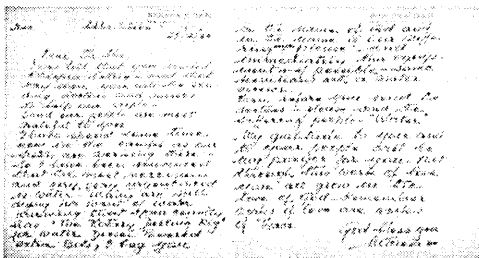
者の現場から』(第27回、2007年)の国際シンポジウムは重要な研究課題を提示しました。中でも、今日のアメリカからスタートした金融「グローバリゼーションの妖怪が、世界を徘徊(樋口陽一)し、格差社会をいっそう厳しくし、金融破産という事態をもたらし、国家的にも企業においても個人個人においても、経済的恐慌を招来しているのです。先進国はより保護主義的なアプローチに切り替え、防御体制になりつつあります。国家も政府内閣も弱体化し、潰れます。解雇された労働者は路頭に投げ出され、非人間的な取り扱いを受けています。困難がこの先待ち受けています。そういった中で私たちは国際基督教大学と新たなテーマで「グローバル化と先進国における社会的排除(エクスクルージョン)」を真剣に、かつ創意を尽くして究明しなければなりません。現場の叫びに応答しなくてはなりません。

再度フィリピンにおける「人間の安全保障」を見ましょう。とくに国内発展格差の是正にむけて地方では農民たちの土地改革への闘い、大地主への闘いが続いております。地主たちの「土地は政治力、土地は経済力」の頑固までの価値観と行動様式に対峙している土地無し農民のための農地解放、そして自営農民の創意工夫の諸活動を、開発経済専門の今井圭子先生と一緒にネグ

出すということは本当に大切なことです。時間がありません。私の最終講話ということですが、残った部分は割愛させていただきます。しかし、ここでピリオドを打つのではなく、コンマとしておきます。



エチオピア、マザー・テレサを囲んで、1984年



最後に、マザー・テレサとの出会いの写真がありますので、ご紹介して終わります。これは、マタイス先生とエチオピアに行ったときで、私は1983年から数えて7度ケニア・エチオピアを訪問しておりますが、ミッシヨナリー・オブ・チャリティ(神の愛の宣教者会)の施設に行きました。その日はマザー・テレサがエチオピアに訪問するということで、マタイス先生と一緒にマザー・テレサを出迎えに施設の子供たちとアディスアベバの空港に行きました。エピソードがあります。同施設でのマタイス神父らミサに与った後、マザー・テレサがペンをとり、

当時の安倍晋太郎外務大臣宛てに手紙をしたためました。

「最近、エチオピアの人々を助けるために医者と看護婦を派遣されるというのを聞きました。私たちはそれをとても嬉しく歓迎します。私は何年かこのような難民キャンプでシスターと一緒に働いております。そこで私は現在、最もエチオピアにとって緊急でもって必要としているものは水です。私たちには、水脈を当てる霊能者がおります。ですから、是非あなたの国から掘削機を送ってください。神の祝福があなたの上にありますように。マザー・テレサ、1984年12月、アディスアベバ」 国際的救援で食料があるのですが、料理できる水が絶対的に不足して、憂う状況を訴えたのです。私はイタリアの援助で掘削機が数台掘削している現場を見ました。地下500～1000メートルには水脈があると聞いていました。思い出深いこの写真ですね。1984年エチオピアの難民・飢餓民救援活動の現場でお会いできたマザー・テレサと一緒に撮られたマタイス神父、そして若き日の私です。本当に感動しましたよ。震えたというか。マザー・テレサが貧しい人々のもとに降りてこられて、震えて

いる姿を見たのです。つまり、人に高い席から説いているのではなくて、「最も小さな私たちの兄弟姉妹が震えている」ことを現場で直視し、震えていたのです。貧しい人々に尽くすということは、マザーテレサの全身が震えているという臨場です。それは苦しんでいる人々がいる。彼らの命を救済するためには一刻の猶予も許されないというメッセージを実感します。私どもはともてそここまで到達することは出来ないのですけれども、実際マザーテレサのシンプルな姿です。裸足で、草履姿です。「無関心」ではなく、「愛」の実践の姿そのものでした。世界中、どこへ行ってもそうです。素晴らしい方を私たちはこのエチオピアの飢餓の現場で、身近に会うことができました。そして、上智大学にもその後二度訪問していただけた。

最後に彼女から三度直に聞いた大切に思われる言葉を繰り返して受け止めてみます。“Whatever you do to the least of my bretheren, you do it to me.”(私たちの兄弟、とくに最も小さな者にしたことは、私にしたのである。)上智大学では私ども社会正義研究所が主管して、マザーテレサの講話と学生との討論会を三度にわたって開催できました。400人の教職員全員にも講話小冊子を配り、マザーテレサのメッセージが届けられたことは大学全体のエンパワメントにもなりました。社会正義の促進の歩みを続けることが大切です。そのためにも私たち一人一人の平和、正義、愛の実践の意識化(=人間の尊厳の具現化)が今こそ要請されます。今後さらなる人間の尊厳の具現化を地球規模でサポートする持続可能な研究・教育・実践を期待いたします。

みなさま、ありがとうございました。

本稿は、2009年2月28日、上智大学2号館509号室に於いて開催した記念講話に補筆したものである。



記念講話を終えて、保岡主事へ花束贈呈
2009年2月28日

<国際シンポジウム>

日本における生命倫理と法規制

町野 朔

(上智大学法学研究科教授)

本稿は、2008年12月10日、上智大学主催の国際シンポジウム「日本における生命倫理—社会的合意、行政倫理指針、キリスト教倫理」において「序説」として話したものを、そのまま掲載したものである。プレゼンテーションは日本語で行われたが、海外からの報告者のためにパワーポイント・スライドは英語にしたので、若干ちぐはぐなところがあるが、ご容赦いただきたい。

ちなみに当日のプログラムは次のようなものであった。このシンポジウムの開催を可能とした上智大学、文部科学省の皆様には、この場をお借りして心からの感謝を申し上げる。

I 序説

- 日本における生命倫理と法規制 …… 町野朔 (上智大学法学研究科教授)

II キリスト教生命倫理と終末期医療

- Limiting Medical Treatment: Bioethical Reflections …… T. Tristram Engelhardt (Professor, Rice University; Professor Emeritus, Baylor College of Medicine)
- Care and the End of Life: What Orthodox Christianity Has to Teach …… Joseph Thomas (Bishop of Charleston West Virginia)
- Culture War and End-of-Life Decision-Making: Why Traditional Christians Look so Strange …… Iunian Anitei (Pastor, Holy Protection of the Theotokos Orthodox Church)

III 生命保護の日本の状況

- 生命アカデミーと日本の終末期医療のガイドラインについて …… 青木清 (上智大学名誉教授/教皇庁生命倫理アカデミー会員)
- 日本の終末期医療の展望と課題～こころのケアといやし～ ……

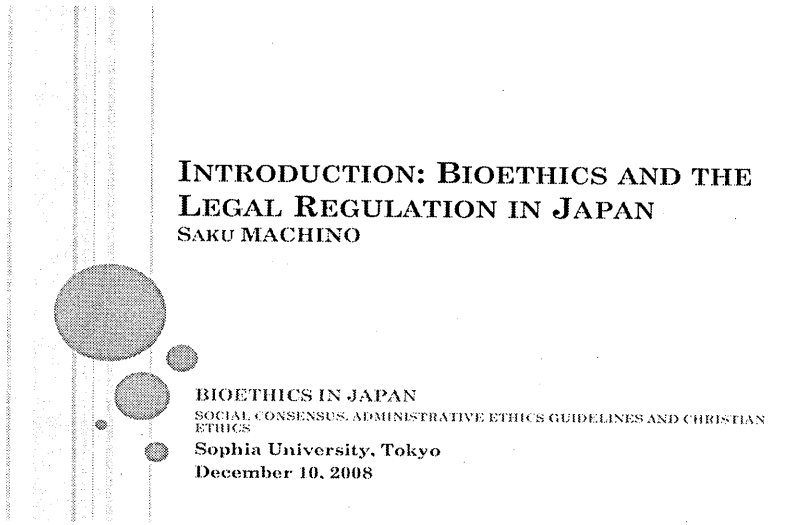
Alfons Deeken (上智大学名誉教授／東京生と死を考える会名誉会長)

- 植物状態患者と高齢者の終末期医療 (桜町病院名誉院長／日本カトリック医師会会長)
- いのちのはじまりにおける生命倫理 …… 玉井真理子 (信州大学医学部准教授／臨床心理士)

IV 討論

- 司会 …… 奥田純一郎 (上智大学法学部准教授)

【スライド1】



皆さん、こんにちは。

国際シンポジウム「日本における生命倫理」の冒頭にあたり、まず、日本における医療、医学研究の生命倫理的規制の状況、その背景と問題点について、若干のことを申し上げたいと思います。

【スライド2】

1. THE PRESENT STATE OF BIOETHICAL CONTROL
OF MEDICINE AND BIOMEDICAL RESEARCH IN
JAPAN



まず現状です。

【スライド3】

PREVALENCE OF ADMINISTRATIVE GUIDELINES

- **Many Administrative Guidelines and Few Laws**
- **At the beginning of Human Life:**
 - ▷ Reproductive and Therapeutic Human Cloning—Law Concerning Regulation Relating to Human Cloning Techniques and Other Similar Techniques (2001), Guidelines for Handling of Specified Embryos (2001); Ban on Reproductive Cloning, Temporary Ban on Therapeutic Cloning
 - ▷ Human Embryonic Stem Cell Research—Guidelines for Derivation and Utilization of Human Embryonic Stem Cells (2001); Embryo is the “Beginning of Human Life.” Derivation from Surplus Fertilized Egg Permitted, Examination of IRB and Review by the Government thereafter Required
 - ▷ Assisted Reproductive Technology (ART)—No Law, No Administrative Guideline. Guidelines of the Japan Society of Obstetrics and Gynecology: Gestational Agreement Prohibited (2003); Donation of Fertilized Egg Prohibited (2004)
 - ▷ Pre-Implantation Genetic Diagnosis (PGD)—No Law, No Administrative Guideline. Ethics Codes of the Japan Society of Obstetrics and Gynecology: Screening of Serious Genetic Disease Permissible (2004)
- **At the End Stage of Human Life:**
 - ▷ Euthanasia and Death with Dignity—Various Court Decisions; Active Euthanasia and Withdrawal of Life-Sustaining Procedure, But Still Uncertainty in Law. MHLW’s Guidelines on Terminal Care (2007)

一口でいうと、日本における規制は行政ガイドラインが優位を占め、法律は僅かしかないとこが目立っています。

「生命の始まり」においては「クローン技術規制法」という法律があり、これを受けて特定胚指針が作られています。生殖クローニングを禁止・処罰し、治療クローニングは暫定的に禁止しています。後者は現在解除の方向に向かって作業が続いています。ES細胞研究については、法律でなく、「ES指針」と呼ばれる行政指針が余剰胚からのES細胞の樹立、その使用・研究を認めています。生殖補助医療については「日本産科婦人科学会」会告があるだけで、行政指針さえありません。立法の動きはあるのですが、現在、その作業は中断されております。

「生命の終わり」においても安楽死・尊厳死に関した法律はありません。いくつかの裁判例はありますが、終末期医療、ターミナル・ケアについては不明確な法状況が続いています。Living willを立法すべきだという意見もありますが、実現されておられません。そのために、政府（厚生労働省）は、終末期医療の決定手続きに関するガイドラインを作って医療現場の不安を和らげようとしています。この点については、後に、日本のスピーカーからお話があるはずです。

【スライド4】

EXCEPTIONAL CASES OF BIOETHICAL LEGISLATION

- Law concerning Organ Transplantation (1997)
- ← Brain Death Controversy in Japan
- Law Concerning Regulation Relating to Human Cloning Techniques and Other Similar Techniques (2001)
- ← International Pressure (Denver Summit Communiqué, 1997)

医療と医学研究を規制する法律もあります。そのうちの1つが、1997年の臓器移植法です。

これは、日本においては、1968年の最初の心臓移植手術が、様々な疑惑を招いたことが大きく影響して、世論には、脳死を人の死とすることに抵抗があったこと、臓器移植そのものへの抵抗があったため、臓器移植を進めるためにできたものでありました。これはまさに例外的な法律です。

もう一つの例外は、先ほど挙げましたクローン技術規制法です。これは、1997年のデンバー・サミットがクローン人間の作成を禁止すべきだとしたという、国際的な状況の中でできたものです。

【スライド5】

2. THE BACKGROUND



行政倫理指針は、医療者、研究者との間の意見の調整によってできあがってきたものです。

それでは、このような日本特有といえる、法律によらない生命倫理規制が優位を占めている日本の現象は、どのようなことによるのでしょうか。

【スライド 6】

WHY IN FAVOR OF ADMINISTRATIVE GUIDELINES ?

- Sentiment against Law or Legal Negativism: “No Intrusion into Our Laboratory ! It Is Not Law’s Business”.
- Necessity of Some Regulation: “But We Cannot Cope with Problems by Ourselves. Our Business Should Be Open to the Society. We Need Official and Soft Regulation”.
- “Not Conflict, But Peace and Harmony”. 「和を以て貴しとなす。」 Cooperation rather than Confrontation: “Regulation Should Be Based on the Social Consensus, which Is to Be Procured through Conversation and Mutual Understanding”.
- *Administrative Guidelines as Convention of Government and Medico-Science Community.*

1 つは、医療者、研究者の中に、法律に対するアレルギー的反応が強いということです。クローン法立法に当たっては、研究室に法律が入ってくる、警官が入ってくるのを認めるわけにはいかない、という人もおりました。

しかし、彼らも、ある種の規制が必要であることは認めます。「この問題を自分たちだけで、自律的に対処するには限界がある。医療、研究は社会に対して開かれていなければならない。我々は、公的な規制は必要とするが、法律ほど厳しいものではないものを望む。」というのです。

日本には「和をもって貴しとなす」という格言があります。日本人は伝統的に争いを好みません。対立より協調を好みます。そのために、対話と相互理解によって得られた社会的合意に基づいて規制されるべきだという議論が基本です。

このようにして、政府と医科学コミュニティとの協定として、行政指針ができるわけです。

【スライド 7】

ANOTHER BACKGROUND: AMBIGUOUS “HUMAN LIFE” IN JAPANESE SOCIETY

- ◇ Ohe Kenzaburo, “Myself in Ambiguous Japan” (1994 Nobel Prize Lecture)
- ◇ Artificial Termination of Pregnancy Within 22 Weeks as a Matter of Fact Free (Maternity Health Protection Law, 1948): Embryo's Life Not Worth Protecting!?
- ◇ Is Brain Death Truly “Death of a Human Being”? —Law Concerning Organ Transplantation: “The body of a brain-dead person” means the body of a person from whom organs for use in transplantation are to be removed and of whom it has been judged that the function of whole brain including the brain stem has ceased irreversibly”
- ◇ Is Human Embryo “Human Being”? —Law Concerning Regulation Relating to Human Cloning Techniques and Other Similar Techniques: 「人の生命の萌芽」 “a human fertilized embryo represents *a bud of (potential) human life*” (in official translation: “the beginning of a human life”).
- ◇ Glanville Williams’ “The Sanctity of Life” (1958) Does Not Exist in Japan.
- ◇ Confrontation “Pro-Life v. Pro-Choice” Not So Serious in Japan.
- ◇ “We Can Decide the Issue by Mutual Consent. We Do Not Need Law”.

わが国で、行政と医療者・研究者の合意だけで生命倫理的規制をなし得ると考えられていることの、もう一つ重要な背景には「人間の生命」という概念が曖昧模糊としているという、日本社会の特質があります。大江健三郎が「曖昧な日本と私」というノーベル賞講演で話したことと通じるところがあります。

日本では、1948年に成立した優生保護法（現在は、母体保護法）の緩やかな運用により、かなり早くから妊娠中期（妊娠満 22 週未満）までの中絶手術が、事実上自由な状態にあります。胎児の生命は事実上保護するに値すると考えてこられなかったのです。

脳死が人の死かをめぐる激しい論争の中で成立した臓器移植法は、結果的に、脳死が本当に人の死であるかについて疑いを生じさせる規定をいたしました。その 6 条 2 項は、「脳死」は臓器提供の場合だけ、本人の事前の意思表示、遺族の意思表示が脳死判断を認めるときだけ存在するとしました。ここからは、脳死が死であるのはこのような条件のあるときだけに限られるように見えます。

ヒト受精卵も「人の生命」であるかは疑わしいようです。クローン法、ES 指針では、それは「人の生命の萌芽」と表現されています。ES 指針の政府訳では **beginning of human life** 「生命の始まり」で、そのときから人の生命が存在するという立場のように読めますが、文字通りには **a bud of human life** でそれが人の生命かどうか分からないものなのです。

イギリスの刑法学者グランヴィル・ウィリアムズは「生命の神聖さと刑法」という本を書きました。しかし、日本社会には伝統的にこのような厳しい生命観は育ってこなかったように思われます。

このような状況の中では、欧米社会のようなプロ・チョイスとプロ・ライフの激しい対立軸は存在しません。

私は、人間の生命をめぐる対立を当事者だけの話し合いで決められると信じているのは、このような日本社会の生命観にも由来すると思っています。

【スライド 8】

3. THE PERSPECTIVES



それでは、日本における生命倫理と医療・科学の規制はどのようになるのでしょうか。

【スライド9】

THE ADMINISTRATIVE ETHICS GUIDELINE
SYSTEM WILL STILL CONTINUE

- ◇ Japanese Society Prefers “Soft Law”.
- ◇ Japanese Researchers Maintains Friendly Relation with the Government Administration. Not Hostile.
- ◇ “The Legislature Acts Slowly in Japan. The Administration Responds Rather Quickly”.
- ◇ “The Law is Conservative and Stubborn. The Administrative Guideline is Progressive and Flexible”.

私は、倫理指針による規制の方式は、これからも続くと思います。

それは、日本社会がいわゆるソフト・ローを好むからということです。

日本では、研究者も医療者も政府と友好的な関係を保ちたいと思い、あえて敵対しようとは思っていません。政府も彼らをできるだけ支援しようと思っています。

日本の立法は極めて緩慢です。これに対して行政は比較的早く対応することができます。

日本では、法律ができてしまうとなかなか変わりません。それは柔軟性に欠けていると思われています。

【スライド 10】

THE PROBLEMS AWAITING AHEAD

○Bio-Technology Should be under Democratic Control.

- Administrative Guidelines —Conspiracy of the Government and Scientists ?
- A Government Committee and Discussion Should be Open to the Public.

○Human-Life and Non-Human-Life Should be Clearly Distinguished.

- Human Body and Human Substance
- Human Body and Human Dead Body

しかし、日本の生命倫理の将来については考えておかなければならない問題があります。

1つは生命科学技术は、民主的統制の下に置かれなければならないということです。

日本の行政指針による規制は、科学者と政府の密約だという批判は古くからあります。

政府審議会は、傍聴を認め、結果はパブリック・コメントに付すなどの努力をしていますが、これはさらに継続される必要があるし、さらに推進される必要があるように思われます。

より重大なのは、人間の生命とそれ以外のものが明確に区別されて倫理的決定がされなければならない、ということです。

しばしば、ヒト由来資料の取扱いについても、人間の取扱いと同じような「生命の尊厳」を尊重すべきだという見解が見られます。このようなタブーの拡張(フロイト)は、理性的で、真に倫理的な対応を誤らせ、ただ研究を阻害するだけの議論にしかありません。

生体と死体との区別も曖昧にされてはなりません。臓器移植法の脳死についてはすでに述べたところですが、生体臓器移植と死体臓器移植との区別をしない議論がかなり認められるところです。死人を生きている人と同じように扱うことが、死者の尊厳であるというのは大きな誤解であるように思います。

【スライド 11】

Thank You for Your Kind Attention.

Let's March the Symposium Forward !



<国際シンポジウム>

ピケテロス運動と人間の安全保障-アルゼンチンのケース

アイダル・ホアン

(上智大学文学部人間学研究室准教授)

この「本稿」の目的は二つある。一つ目は、現在アルゼンチンで起こっている「ピケテロス運動」という社会運動について紹介することであり、二つ目は、この運動の意味及び今日のグローバリゼーション、もしくはポストモダンの時代における「人間保障」とでも呼ぶことができることの問題について考察することである。

ピケテロス運動の誕生

ピケテロス運動とは、90年代にアルゼンチンで起こった社会的な抗議運動で、現在も続いている¹。この運動は多方面にわたるものであるので、参加している人々のタイプや、彼らが目指す目的などからこれについて定義しようとしてもほとんど不可能である。この運動には、雇用を求める失業者のグループや、土地や住宅を要求する人々、倒産した工場を占拠したり、その工場を再開させようとする人々、そして環境破壊につながると思われる活動を行っている企業に対し、環境保全を訴える人々なども参加している。しかし、この運動に参加するグループ全てに共通する特徴もあり、それによって彼らは「ピケテロス」という名前で呼ばれている。以下にその共通の特徴を列挙する。

- まず第一の特徴として、道路の封鎖を抗議の手段として使うことをあげることができる。スペイン語では道路を封鎖することを「ピケテ」というが、ピケテロス運動の名前はそこからきている²。

¹ ピケテロス運動の起こりやその組織に関する著作はスペイン語では既に存在するが、ジャーナリズムの域を超えるものや、この種の社会抗議運動の意味について考察しているものは少ない。この意味で例外的なものとしてはAstor Massetti, *Piqueteros. Protesta social e identidad colectiva*. Editorial de las ciencias. Buenos Aires, 2004、そしてde Svampa, Mariastella y Pereyra, *Entre la ruta y el barrio*. Biblos, Buenos Aires, 2003などがある。また、この運動のさらに具体的な側面について書かれている雑誌や新聞の記事などは数多く存在する。

² 2001年から現在までアルゼンチンでは月に平均100以上の道路や通りが閉鎖

- もう一つの特徴は、ピケテロスのグループが伝統的な労働者や政治団体とは距離を置こうとしていることである。一つの「ピケテロ」のグループが様々な政治的思想の人から構成されていることはあるが、ピケテロス運動のメンバーは、自らを「下から」起こった運動でありたいとし、既存の政治的機関から完全に独立した新しい運動であろうとしている。そのため、ピケテロスの団体が行う行進の多くは、ポスターなどは一切持たないもので、スローガンさえも言わないことがある。
- ピケテロのグループの目的は、政府の政策に対し抗議することだけではなく、相互に助け合いを行うネットワークも作ろうとしている。例えば、親子で食事ができる共同の食堂や、図書室、農園、医療サービス、学校の勉強の補助など、実に様々なことを行っている。このことにキリスト教の影響があると認める人は少なくない。実際、ピケテロスのリーダーの多くは、80年代のベーシック・クリスチャン・コミュニティ（キリスト教基礎共同体）に参加していた。リーダーの中には、この運動の最も重要な最終目的は、新しい種類の社会を創造することだ、と言っている人もいる。
- 60、70年代の抗議運動は、ある種のイデオロギーの周りに結集していたが、ピケテロス運動はもっと差し迫った具体的な必要なものを要求することで存在している。女性の参加者が多いのは、おそらくこのことが理由だろう。この運動のメンバーの約70%は女性であると考えられている。

ピケテロス運動に女性の参加者が多い理由は、子供を育て家庭がうまくいくよう尽力する女性のほうが男性よりも何が家族にとって必要な基本的なものなのかをすばやく感じとると思われるからである。長い間主婦をしていて、現在ピケテラグループのリーダーである、ある女性が次のようにコメントしている。「ここにいる多くの人々は私達女性です。それは、家庭がうまくいくように切り盛りするのは、私達女性だからです。私達は子供達に健康やよりよい教育を望むので、子供達のために戦います。制度は私達に家から出て戦う決心をさせるまで私達を抑圧しました。常に子供達のために戦う、女性が通りに出て活動しているのはこうした理由からです。」

されることからも、この運動の規模の概観を知ることができるであろう。最新の公的なデータによると、2008年1月1日から5月18日までの間にアルゼンチンでは2539の道路や公道が閉鎖された。

ピケテロス運動が起こった直接の原因は、アルゼンチンが1990年代に経験した社会的・経済的危機状態へのプロセスにあることは間違いない³。この本稿でそのプロセスの詳細を述べることに意味はないと思われるが、参考までに「ピケテロ」の抗議運動が生まれるきっかけをつくった当時の状況について、基本的な情報をここでいくつか紹介しておく。

ピケテロス運動のきっかけとなった経済危機は90年代の終わりに起こった。1989年にはカルロス・メネムが共和国大統領に選出されているが、メネム大統領は（伝統的には国の産業を保護する側の労働者の政党であった）正義党（フスティシアリスタ）に所属していたにも関わらず、国際通貨基金（IMF）と世界銀行が南米の国々に対して進言した経済計画に、ほとんど忠実に従うことにした。

国際経済学者、ジョン・ウィリアムソン（John Williamson）が1989年に作成したこの計画は、「ワシントン・コンセンサス」として知られるもので、最初の案は10項目からなっており⁴、中でも最も重要な点は、国営企業の民営化と、国が外国からの投資を受け入れるための条件を改善することであった。これにより、アルゼンチンではまず1992年に通信機関が売却されはじめ、続いて電話会社、鉄道、交通、水道、電気、銀行、YPF石油、国の主要な航空会社であるアエロリネア・アルヘンティーナなどが次々に売

³ ある特定の史実をピケテロ運動の起源としてあげるのは不可能であるが、多くの組織はパタゴニア地方のネウケンのCutral-Co で1996年に起こった抗議運動が始まりであるとしている。この抗議運動は、社会紛争が起こる数年前に政府が民営化したYFP石油会社が、5千人の従業員に対して行う解雇に反対するものであった。殆どの住民がこの石油会社からの収入に依存していたCutral-Coでは、解雇への反対を表明するために、道路を遮断（ピケテ）しトラックの往来を妨害した。結果として従業員数削減の命令を出した責任者は辞任に追い込まれた。

⁴ ワシントン・コンセンサスとは、もともとジョン・ウィリアムソンが1989年11月、"What Washington Means by Policy Reform"という文書に作成したもので、ウィリアムソンが所属していた国際経済研究所（Institute for International Economics）が開催した講演のために作られた文書だった。のちに歴史的なものとなったこの原稿には、ワシントンでおおむね皆が受け入れるであろうとウィリアムソンが考えた10項目の政策が含まれており、彼がワシントン・コンセンサスと題をつけたウィリアムソン自身が語っている。その10項目とは（1）財政赤字の是正、（2）補助金カットなど財政支出の変更、（3）税制改革、（4）金利の自由化、（5）競争力ある為替レート、（6）貿易の自由化、（7）直接投資の受け入れ促進、（8）国営企業の民営化、（9）規制緩和、（10）所有権法の確立、である。

却されていった。主に国営企業の売却によって得られた利益により経済はしばらく安定し、11年間インフレは最低限しかなかったが、アルゼンチンペソとアメリカドルが等価だったという驚くべき状態が起こった。当時、一ペソは一ドルであった。

当時のアルゼンチンのIMFにとって、これは他のラテンアメリカ諸国が追従すべきモデルであり、1995年、IMFの理事だったミシェル・カムドシュ(Michel Camdessus)は次のように述べている: “Argentina is truly in a way of entering the new century in a very very solid basis” 「アルゼンチンは、大変に強固な基盤を築いて新しい世紀に入ろうとしている。」また当時、海外の雑誌や新聞などでは「アルゼンチンの奇跡」「メネムの奇跡」などの言葉がよく使われていた。

ところが現実にはアルゼンチンの国庫は空になりつつあり、海外からの借金は膨らんでいった。メネム政府の末期にはアルゼンチンの対外債務は倍になり、1160億ドルという記録的な数値にまで達し、アルゼンチンは急激に過去最悪の財政危機に陥っていった。

メネムの退陣から一年後に経済危機の真の姿が浮き彫りになった。カルロス・メネムは2000年に大統領職から去ったが、2001年にIMFと世銀はアルゼンチン政府へのさらなる圧力をかけた。経済が悪化したため、銀行や海外の企業の多くが何百万ドルもの外貨を持ち出してアルゼンチンから撤退し、そして多大な数の工場が閉鎖され大量の失業者が出た。2001年の終わりにアルゼンチンでは、自由主義の真の最も残酷な姿を目の当たりにすることができた。こうしてアルゼンチンは、その意に反し、特にまだ自由主義に魅力を感じていた国々に対して⁵、皮肉にも違った意味での「ラテンアメリカの国に対するモデル」となった。

国の全ての銀行が閉鎖され多くの人々が失業していた2001年12月に民衆の暴動が起こったが、その中で人々は共和国大統領に対してだけでなく、政治・経済の体制そのものへの反対を訴えた。この暴動は、このとき人々が

⁵ IMFのナンバーツーであったStanley Fischerは2002年初頭のインタビューで次のように述べている。「IMFで私達は、固定為替レートは最終的にはだめになるだろうと知っていた。しかし、銀行家はアルゼンチンに貸付することに熱狂しており、我々は従うしかなかった。」2002年2月4日クラリン紙より。

連邦議會を前に口々に叫んでいた「みんな出て行け。一人残らず。」という言葉で知られている。共和国大統領は辞任し、この後、アルゼンチンでは15日間で大統領が4人も入れかわった。

ピケテロス運動はこのような状況の中で形成されてきた。伝統的な政党から独立している、新しい形の社会を建設する意志があるなど、先に紹介したピケテロス運動が有する特徴にはこうした社会的状況が反映されている。

ピケテロス運動と人間保障

以上、ピケテロス運動の特徴と運動が起こった背景について紹介したが、ここからはその意味について考察することにする。筆者は、このピケテロス運動という具体的な運動について考察することは、ポストモダンといわれる現在、先進国でも起こっている他の似たような運動の意味を理解することにも役立つと思う。

ポストモダンを定義しようと試みる知識人はほとんど、今の時代がしばしば「全体性」と呼ばれるものに反対している、という点で意見が一致している。また、現代人には全体主義的な政治体制に対するアレルギーのようなものがあると思われる。悲惨な出来事に満ちた20世紀という時代を経て、右派であろう左派であろうが全体主義的な政治体制は、利益どころか数え切れないほどの害をもたらすと、最もロマン主義的な人々でさえ思うようになった。今日、民主主義が可能な政治体制の中では最良のものである、ということをあえて疑う人はあまりいない。疑う人も、大昔プラトンが謙虚に述べたように、民主主義はよくない政治体制であったとしても、私達が選択できるものの中では最も悪くない体制である、と認めなくてはならないだろう。

しかし、現代人が抵抗を示した、政治的な全体性の基盤にある別のタイプの全体性が存在する。それは、哲学的な全体性である。

現代の哲学はしばしば、ヘーゲルを超えるための努力、または、ヘーゲルに代表される哲学的思想体系に対峙する、具体的な人間を守るあり方を見つけるための試みである、と定義されるが、現象学、実存主義、現代ユダヤ哲学、フランクフルト学派の思想家、その他、あらゆる思想家は、全体性とは、まさに人間主義の逆であり、打ち勝たなくてはならない敵である、という点で一致している。「イデオロギーの終焉」、または「大きな物語の終焉」とは、これらの思想家達が示した目的は達成された、という確信を表現するのにし

ばしば使われる表現であるが、これは、政治的全体性も、知識的全体性も過去のものとなった、という確信である。

しかしながら、この楽観論は無邪気すぎるといえる。全体性には何か「神」と同じような現象がおこる。それは、「それなしではやっていけない」ということである。例えば、人間が、宗教でいわれている神を否定したとしても、それは絶対的に何も信じないということの意味するのではなく、意識している・していないに関わらず、宗教の神々に代わる別の何かを信じ始め、それに身を捧げることを意味している。全体性にも同じことがいえる。一つの理論が否定されれば、別の理論をつくらなくてはならない。人間を測るための何らかの基準が否定されたら、それに代わる別の基準が必要になる⁶。

全体性を放棄するということは、単純にあらゆる種類の社会を放棄することという意味するが、もっとユートピア的には理性、社会を生み出す理性そのものを放棄することになる。人類を人種や所有する学歴や資格、または所属する社会階層などで分類するのが望ましいかどうかは議論することができるだろう。しかし、分類したり、比較したりすることなしに思考することは不可能である、ということに議論の余地はない。全体性を生み出すことなしに思考することは不可能である。この意味において、今日の私達の時代にはびこる相対主義は、まやかしのごまかされた全体主義でしかない、と言わざるを得ない。抑圧される人々がそのことに無知であるほど、それは効率的になるといえる⁷。

現在の多くの先進国で起こっている社会抗議運動は、このような観点からしか説明することができない。私達の時代は全体性を全て破壊した、もしくは過去のものにした、などという状態からは程遠いものである。私達の時代は、イデオロギー的、または政治的全体主義を別のものに置き換えたただである。別のものとは経済的全体主義である。多くの思想家はこのことを十分意

⁶ ユダヤ人哲学者であり、レヴィナスの師であるフランツ・ローゼンツヴァイクは、この理由によりイスラエル国家の建設に反対していた。彼はユダヤ教で言われているような人間の間の完全な平等は、典礼儀式においてのみ成り立つもので、政治社会ではあり得ないと考えていた。F. Rosenzweig, *Der Stern der Erlösung*, III, 1.を参照。

⁷ テオドール・アドルノは、一見無邪気で相対主義的である現代の大衆文化に隠れている全体的な標準化を最も明白な形で非難した著者の一人といえるであろう。彼の著作、*Dialectic of Enlightenment* の"The Culture Industry: Enlightenment as Mass Deception"と題された章、または"Culture Industry Reconsidered" *New German Critique* (1975) No. 6, p. 14を参照。

識せずに現在の貧困者を「体制から排除された人々」としてとらえている。しかし、ポストモダン社会の大きな問題は、貧困者が体制から排除されていることにあるのではなく、まさにその体制に組み込まれていることにあるのである。私達の社会において貧困者は必要であり合法的な存在なのである。現代社会から貧困者が排除されているというのは、ユダヤ人がナチ社会から排除されていたと断言するようなものだろう。しかし私達は皮肉にも、ユダヤ人の状況を絶望的で悲惨なものにしていたのはそれが逆であったからだということを知っている。優等な人種が存在するためには劣等人種の存在が絶対的に不可欠なものである。またそれだけではなく、「人種」の概念の元に立脚していた全体性においては、ゲットーや根絶のための収容所を建設することが完全に合法だったのである⁸。

私達にとってもっと身近な例をあげると、先進国の都市に隠れるように居住する「不法法滞在者」についても同じことが言える。何を根拠に、先進国には貧しい国々の住人を受け入れる義務がない、とすることができるのだろうか？政府や警察が不法滞在者を強制送還するとき、なぜ「義務を遂行している」とすることができるのだろうか？不法滞在者が存在することによってのみ、一人の人間が「合法」となり市民権を持つ、という考え方である。言い方を変えと、ある人々が権利を持つということは、ある誰かの権利を侵害するということであり、それは法律に適しているという確信である。経済的な利益を唯一の基準として採用し、いかなる法律にも抵触していない多国籍企業にも同じようなことがいえる。何千もの人々を失業させ、彼らの未来を奪ったとしても、こうした企業は私達の時代が選択した制度の中で動いているにすぎないということになる。こうした現象の中に身の毛もよだつような全体性の権力がある。これは、レヴィナスの言葉を借りると、「亡命者を受け入れる余地を残さない」。おぞましく、失望させるような、閉所恐怖症を引き起こすような状態である⁹。

現代の思想家の中でエマニュエル・レヴィナスはおそらく、全体性の抑圧的な側面と、私達がそれなしにやっていくことは絶対的に不可能であるとい

⁸ これは、ハンナ・アーレントが『イェルサレムのアイヒマン：悪の陳腐さについての報告』で言及する「悪の陳腐さ」の核心部分である。これこそがまさに、アイヒマン—そして彼以降に行われた大量殺人—に無罪であると主張させたものだったのである。「彼が所属していた全体性が許さないことは何もしていない。」

⁹ この直感は、レヴィナスの著作の全てに裏にある原動力の一つといえるが、全体性が引き起こす失望感の描写については、1935年に書かれた*De l'évasion*が最も優れている。

うことを最も明確に感じ取った思想家の一人である。1988の講演会¹⁰で彼はバビロニアのタルムードに言及したが、そこには政治権力のシンボルであるアレハンドロ・マグノと、一人ひとりの個人への絶対的な尊重、または倫理のシンボルであるユダヤ人の老人グループとの間の長い議論について記されている。議論の後は調和的なムードになり、双方のスタンスの間に実質的に和解できない違いはないと思われる状態の中、アレハンドロはアフリカの征服を進めることを宣言する。政治的帝国主義に反対する老人達は、人間性の「統合なき多様性」を全体化することは不可能であると言いそれを阻止しようとする。しかしそれはかなわず、アレハンドロは倫理の重要性を理解したにもかかわらず、征服に旅立つ。レヴィナスはこのことについて次のようにコメントしている。「おそらく、この征服への旅立ちは、権力の及ぶ範囲がどのようなものであるかに関わらず、政治的権力の無敵の論理の中にある。この政治的権力は拡大し、帝国を作ること望むのである。」

ここで、以下のような問いができる。どのようにしたら、政治権力の無敵の論理から人間を守ることができるのだろうか？ここではおそらく、国家安全保障というよりは国際企業安全保障に関する全体性についてだが、同じ問いが成り立つ。しかたなく全体性に属することを余儀なくされる人類の人間保障をどのように議論したらよいのだろうか？

社会を理解するには基本的に二つの方法があるが、それをここで思い出し、試みることは、この問いに答える助けになると思われる。双方とも人間の本质について、それぞれ特有の理解を前提としている。

- 一つ目は、ホッブズが代表的な存在として最も知られていると思われるが、その原点はエピクロス、もしくはギリシャのソフィストにまでさかのぼると思われる人間理解のあり方で、社会が個人の「自然状態」を超えた状態を作ると考える理解である。そこでは、社会は人間が自分の欲望を抑制することによって得られる「最高善」である。人間は本質的にエゴイストなので人類によって作られた法律がなければ、人間を支配する唯一の法律は、誰にも利益を与えることのない恒常的な戦争の法となってしまう、とする考え方である。
- もう一つの潮流は、おそらくプラトンにまで起源をさかのぼるが、逆に社会

¹⁰ *Nouvelles Lectures Talmudiques* (Minuit, Paris, 1996, pp.43-76)に “Au-delà de l'État dans l'État”という題で出版されている。

を「最小悪」とみなすものである。人間はアイデアの世界を望むが感覚の世界に満足しなくてはならない。完全な善を希求するが人間社会という、善の不完全な模造で満足しなくてはならない。プラトンにとって社会は、この世界の中では幸せを達成するのに最も適した領域ではあるが、人間の魂の高みにいくことは決してない。

もし、ホッブスが考えるように人間は本質的にエゴイストであり、社会はそれを超越した段階であるのだとしたらその場合、社会に対するあらゆる反対運動や革命は不当なものになってしまうであろう。人間は本質的にエゴイストなのであるから、自由に放棄した権利を再び要求する資格などないだろう。社会の全ての構成員に無秩序や不安定をもたらすような権利などはありえないだろう。この場合、政治的違法者も経済的違法者も守られることはできなく、また守られるべきでもない。

反対に、全体性から人間を保護する唯一の方法は、プラトンやその弟子達が哲学の歴史を通じて行ってきたような形で人間と社会を理解することである。デルフォイの神託の助言「汝自身を知れ」というのは人間の限界について知ることではなく、むしろ人間の無限性を知ることを指している。私達は理論や法律、可能な限り正当な社会など人間に役立つ全体性を作り出さなくてはならない。しかし、理性やそれによって創造されたものは個人を救うことはできない、ということを決して忘れてはならない。理性やその創造物は常に必要悪であり、必要な抑圧である。私達は全体性を作り出さなくてはならないが、それは具体的な個人を見ながら作るものであり、作るとほぼ同時に破壊する、つまり、それが「征服への旅立ち」をしないう、常に妨害し続けなくてはならない。

このような人間理解は、現代ではおそらくエマニュエル・レヴィナスの思想と、彼が倫理に立脚した哲学を創設しようとし続けたことに最もよく表現されていると思われる。倫理とは、私の目の前に存在する具体的な個人に対する責任であり、私の権利や全体性への切望に対する、他の人間からの「殺すな」という命令である。これは全ての理性的な全体主義に対抗するために我々が持っている武器である。倫理だけが理性よりも根本的なものであり、従って社会を統治する法律に先行するものである。倫理のみが、自由主義やその他のあらゆる全体性の不公正さを見つけ出すことができるのである。

一方、他者に対する私の無限の義務を認識することは、レヴィナスが指摘

するように(そして、「世界の新秩序」の可能性を夢見る人々が忘れてるように)、この世界にある、返済不可能な借りであるともいえる。

レヴィナスは、このことを「あらゆる時代に血を流す傷」という言葉で表現している。相対主義も、反グローバリゼーション運動も¹¹、より正当な法律や異なる経済システムをもってしても、人間を不当な支配力から完全に解放することはできないだろう。我々がすべきことは、具体的な人間を守るために、恒常的で、終わることのない戦いを始めることである。前にも述べたが、全体性を作ると同時に、人間を守るためにその全体性を破壊しはじめる、これを無限に続けるのである。

ウォルター・ベンジャミンは全体性の力に勝る倫理の優越について、これとは別の方法で強調した。ベンジャミンは歴史家の最重要課題は、進歩の亀裂間で光り輝くメシア的瞬間の証人になることだと考えていた。メシア的瞬間とは、一人の人間が制度よりも重要であると誰かが決定する瞬間、倫理の瞬間のことである。ベンジャミンは「そこでは、各秒が、そこを通過してメシアが入ってくる狭き門である」“In every second there is a narrow gate, through which the Messiah could enter”¹²と言っているが、歴史の価値とは量的にではなく質的に検討されなくてはならないのでこれらの瞬間が真に重要なのだと考えたのである。重要なのは「前進」や「後退」ではなく他者への敬意である;歴史が人類を裁くのではなく、人間が歴史を裁くのである。

ポストモダンの社会抗議運動を人間の解放の歴史の中における単なる輪として考えるのはよく行われることであるが、そこからは誤った楽天的な結論(例えば、この運動は全く新しい、公正な社会の始まりである、といった結論)、もしくは誤った悲観的な結論(例えばこれらの運動が社会に対して何の影響力もない、何の変化も起こさない、などといった結論)¹³しか導きだせ

¹¹この意味で「上智大学社会正義研究所紀要」pp.3-12のAnnie Pourréの「オルタモンディアリスト」運動に存在する「唯一の思想」の傾向について批判は興味深い。

¹² *Über den Begriff der Geschichte*, Gesammelten Schriften I:2. Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 1974.

¹³ マルクス主義のように、歴史を「進歩」の観点から解釈することによりいかに双方の過ちに陥っていくかを検証することは興味深い。ピケテロ運動を、アルゼンチンのプロレタリアートが「全ての既存の秩序を破壊する力になる」過程にある証拠であると評価する共産主義の人々もいる。(例: 国際共産主義団体 (Grupo Comunista Internacional)の雑誌「共産主義・Comunismo」第49号、p18参照。) 一方、似たような歴史の解釈に基づいて全く逆の結論に達し、ピケテロ運動をブルジョワの強化でしか

ないであろう。筆者は、ピケテロス運動や他の類似する運動は、完全に公正な社会を築くという目的は達成できないまでも、貧困や不公正を前にして、私達を平和の上に安住させない、特に他者のために生きるという、私達の無限の義務に今一度気づかせることはできると思う¹⁴。

本稿は最後にレヴィナスの言葉で締めくくりたい。

「永劫の時の流れといえども、世界の中のすべての^{ぎいか}財貨といえども、人間に対して犯された傷を癒すことはできない。この傷口からとまることなく血が流れ続ける。あたかもそれを止めるためには同じ痛みが必要であるかのように」¹⁵。

「与えることは大事である。けれども、個人が満足を得るのは、国家と人類の政治的進歩によってではない。もちろんそのことは国家を個人に満足をえさせしめるための必要条件から排除することを意味するわけではない(…)義人はあくまで正義のうちにとどまる。正義という固定観を古代世界が(近代世界も同じだが)あらゆるでたてを尽くして否認したにもかかわらず。義人は善の有効性を信じた者、人間たちの懐疑主義と歴史の教訓にもかかわらず絶望しなかった人間である」¹⁶。

ないとないと見る人々もいる。(例:国際共産主義潮流(Corriente Comunista Internacional)の雑誌、「Acción proletaria」 178号。)

¹⁴ アストル・マセッティはピケテロ運動に関する興味深い分析を行っているが、そこでは似たような結論に達している。マセッティは、ピケテロ運動の成功は、“アルゼンチン文化をさらに意識的で、忍耐強く、協力的にするための、そして他者のステレオタイプを超えた、自己のイメージをもつための機会を与えること”にあるだろうとしている。*Piqueteros. Protesta social e identidad colectiva*. Editorial de las ciencias. Buenos Aires, 2004. p.173.参照。

¹⁵ *Difficile Liberté. Essais sur le judaïsme*, Paris, Albin Michel, 1963. (Le Livre de Poche), p. 210

¹⁶ *Du sacré au saint. Cinq nouvelles lectures talmudiques*, Minuit, Paris, 1977, p. 34.

The Piquetero Movement and the Doctrine of Human Security

Haidar Juan

SUMMARY

The purpose of this article is to introduce the Argentinean piquetero movement and to reflect on the characteristics of social protest in the so-called post modern era. We try to call the attention to the fact that our age, far from overcoming every type of totality, has just experienced a change from ideological totalities to an economical one. In this sense, and in spite of the appearances, the target of those who hope for a more human society remain the same: totality. A target that neither a pessimistic relativism nor an optimistic new order can successfully overcome. Finally we try to point out a possible way of solution based on the intuitions of some contemporary Jewish thinkers.

<判例紹介>

国境の道路封鎖をめぐる
アルゼンチンとウルグアイ間の紛争
ーメルコスール紛争解決手続に基づく
アド・ホック仲裁裁判所の判決を中心に

江藤淳一

(上智大学法学部教授)

ここで取り上げるのは、アルゼンチンとウルグアイ間の紛争に関するメルコスール（南米南部共同市場）のアド・ホック仲裁裁判所の仲裁判決¹⁷である。この紛争は、ウルグアイのパルプ工場の建設と操業を阻止しようとするアルゼンチン市民が、両国の国境の橋に通ずる道路を封鎖し、両国間の交通を遮断したことから生じたものである。本号でアイダル所員が論じているピケテロスと直接つながりがあるわけではないが、道路の封鎖という手段に訴えている点では共通の側面を有している。この紛争は、通商、環境および人権という3つの分野にかかわる要素をもち、経済統合を模索しているメルコスールにとって大きな試練となっている。

¹⁷ 事件名は、Laudo del Tribunal Arbitral AD HOC del MERCOSUR Constituido para Entender de la Controversia Presentada por la Republica del Uruguay a la Republica Argentina sobre "Omission del Estado Argentino en Adoptar Medidas Apropriadas para Prevenir y/o Hacer Cesar los Impedimentos a la Libre Circulacion Derivados de los Cortes en el Territorio Argentino de Vias de Acceso a los Puentes Internacionales Gral. San Martin y Gral. Artigas que Unen la Republica Argentina con la Republica Oriental del Uruguay. 判決文は、米州機構の対外通商情報システムのサイトより入手。http://www.sice.oas.org/dispute/mercosur/ind_s.asp. 判決の英訳は、国際司法裁判所に提出された下記の文書（ウルグアイの仮保全措置の申立）のANNEX 2 (58頁以下)にある。Award of the "Ad Hoc" Arbitral Tribunal of MERCOSUR, Constituted to Hear the Dispute Submitted by the Oriental Republic of Uruguay versus the Argentine Republic on "Omission of the Argentine State to Adopt Appropriate Measures to Prevent and/or Stop the Impediments to Free Circulation Arising from Blockage in Argentine Territory of the Access Roads to the International Bridges Gral. San Martin and Gral. Artigas, which Connect the Argentine Republic with the Oriental Republic of Uruguay. <http://www.icj-cij.org/docket/files/135/13485.pdf>

I. 事件の概要¹⁸

ウルグアイは、1987年以降、林業の育成に努めており、このためアルゼンチンとの国境をなすウルグアイ河に面した都市フライ・ベントスの近くにパルプ工場を建設する計画を進めていた。2003年には、スペインのENCE社に対し、また、2005年には、フィンランドのボトニア社に対し、パルプ工場の設置を許可した。これらの企業が操業した場合、ウルグアイに年間3億5000万ドルの経済効果（ウルグアイGDPの約2%）をもたらすと期待されていた。ボトニア社が建設するパルプ工場は世界最大の規模となり、フィンランドにとっても最大の民間海外投資となる。

これに対して、フライ・ベントスの対岸で、ボトニア社の工場建設地から27キロメートルの距離にあるアルゼンチンの都市グアレグアイチュでは、工場建設に反対する地元住民や環境団体が抗議活動を開始した。工場の建設と操業による汚染によって、人および動物の健康と生活の質に有害な影響をもたらすおそれがあり、また、それが不動産価格の下落を招くとともに、観光業や漁業に対する損失を与えるとの懸念が広まったためである。2003年10月には、グアレグアイチュウとフライ・ベントスを結ぶ、ウルグアイ河にかかるサン・マルティン將軍橋で市民による最初のデモ行動が行われた。

両国は、1975年に、ウルグアイ河の利用に関する一般原則を定めた条約、ウルグアイ河規約を締結していた。両国当局の交渉は、この規約に基づき設置され、両国代表から構成されるウルグアイ河運営委員会（CARU）を通じて行われていた。2004年3月2日、両国政府は、CARUがウルグアイ河の水質監視を行い、ウルグアイ政府は工場の計画および建設に関する情報をこの委員会に提供するとの内容の合意を発表した。

2005年3月、ウルグアイの大統領に就任したタバレ・バスケスは、工場建設を推進することを確認した。これを契機として、同年4月、グアレグアイチュ市民は、サン・マルティン將軍橋での大規模なデモ行動を行い、その後、「グアレグアイチュ市民環境集会（ACNG）」を結成し、パルプ工場建設の中止を求めた。同年7月、両国政府は、双方の代表からなる作業部会を設置し、パルプ工場の環境に対する影響についての報告書の提出を求めた。しかし、この作業部会は、報告書の内容について合意に達することができず、2006年1月、そ

¹⁸ 事実関係については、仲裁判決において確認されたものに加えて、アルゼンチンとウルグアイのそれぞれの日本大使館が提供している「アルゼンチンの政治情勢」（<http://www.ar.emb-japan.go.jp/ContentoJP/07.Politica.htm>）と「ウルグアイ内政・外交報告」（<http://www.uy.emb-japan.go.jp/japones/Info%20Uruguay/sciji.htm>）を主に参照した。

れぞれの代表が異なる報告書を提出し、決裂に終わった。

これを受けて、2006年5月4日、アルゼンチンは、パルプ工場の建設を一方的に許可したことにより、ウルグアイはウルグアイ河規約に違反したと主張して、同規約に基づいて国際司法裁判所(ICJ)に提訴し、工場建設の中止と損害賠償を請求した¹⁹。それとともに、本案の判決までの間、ウルグアイはパルプ工場の建設の許可を停止し、ウルグアイ河の水環境を保護および保全するためアルゼンチンと協力するように求める仮保全措置を請求した²⁰。2006年7月13日、ICJは、工場の建設と操業は河川の水環境に対する回復しがたい損害の差し迫った脅威にあたらないとしてこの請求をしりぞけた²¹。

この間、ACNG等の市民団体は、運動を強化し、ウルグアイ河にかかる国境の橋につながる道路を封鎖するという手段に訴えた。最初は、2005年7月8日に行われたサン・マルティン將軍橋につながる道路136号線の封鎖であった。この道路封鎖は、同年12月以降、断続的に翌年5月2日まで継続した。これに続き、2006年に入ると、ウルグアイのバイサンドゥとアルゼンチンのコロンを結ぶアルティガス將軍橋につながる道路135号線の封鎖も始まり、これも断続的に同年4月18日ごろまで継続した。さらに、同じ時期に、国境の橋のうち最も北にあるサルト・グランデ・ダム橋についても、週末に数時間といった形で封鎖が行われた。

これに対し、ウルグアイ政府は、2006年3月12日、アルゼンチン政府に封鎖を解除するために適切な措置を講ずるよう要請した。また、同月22日には、道路封鎖は自由な交通の侵害であり、メルコスール²²と国際法の規則に反すると主張して、メルコスールの紛争解決手続を規定したオリボス議定書の第4条と第5条²³に従い直接交渉の開始を求めた。その後、ウルグアイは、同年7

¹⁹ International Court of Justice, *Case Concerning Pulp Mills on the River Uruguay* (Argentina v. Uruguay) (hereafter *Pulp Mills Case*), Application Instituting Proceedings filed in the Registry of the Court on May 4th, 2006.

ICJの命令その他の文書は、ICJのホームページ (<http://www.icj-cij.org>) を参照。

²⁰ Request for the Indication of Provisional Measures submitted by Argentina (4 May 2006).

²¹ *Pulp Mills Case* (Provisional Measures), Order of July 13, 2006.

²² メルコスールの条約その他の文書(スペイン語)については、米州機構の対外通商情報システムのサイトで参照できる。http://www.sice.oas.org/Mercosur/instmt_s.asp アスンシオン条約、オウロ・プレート議定書、ブラジリア議定書、オリボス議定書については、英語訳がInternational Legal Materials に掲載されている。Vol.30 (1991), p.1041, Vol.34 (1995), p.1244, Vol.36 (1997), p.691, Vol.42 (2003), p.2.

²³ オリボス議定書の第4条と第5条はそれぞれ次のように定めている。

第4条 紛争に関わる国家は、最初に直接交渉を通じてその解決に努めなければならない。

月3日にオリボス議定書に基づくアド・ホック仲裁裁判所の設置を求め、道路封鎖はメルコスールと国際法の規則の違反にあたるとの宣言、および、アルゼンチンは自由な交通の阻害を防止・停止するために適切な措置をとり、ウルグアイとの自由な交通を保証しなければならないとの宣言を求めた。

2006年9月7日、メルコスールのアド・ホック仲裁裁判所は、3人の裁判官の全員一致の判決を下した。裁判所は、アルゼンチンが道路封鎖を防止し、是正するためにとるべき注意を怠ったという点で、加盟国間の物品とサービスの自由な交通を保証するメルコスール設立条約（アスンシオン条約）の義務に合致しないと認定した。しかし、裁判所は、アルゼンチンがとるべき将来の行動については決定する権限を有しないとし、適切な措置の命令は行わなかった。

この仲裁判決の直後の9月21日、ENCEは、フライ・ベントスでの工場建設を中止し、工場予定地を移転する旨発表した。アルゼンチン政府はこれを歓迎し、ボトニア社にも同様に移転するように勧告したが、ボトニア社はこれに応じなかった。翌月10月12日には、国際金融公社が、委託したカナダのコンサルタント会社の報告書を公表した。その内容は、ボトニア社の工場は最新の技術を使用しており、地球の環境や生物に影響を与えることはないとするものであった。これに反発したACNGは、アルゼンチン政府の中止勧告を押し切って、同日から136号線の道路封鎖を再開し、11月20日以降は、永続的に封鎖を継続するにいたった。

ウルグアイは、この事態を受けて、10月13日にはアルゼンチン政府に対し仲裁判決の遵守を申し入れ、また、11月29日には、ICJの手續において仮保全措置の申請を行った²⁴。これは、交通の遮断を防止・終了させるためアルゼンチンが合理的かつ適切なすべての措置をとるよう命ずることを求めるものであった。しかし、2007年1月23日、ICJは、アルゼンチンの道路封鎖は工場建設の妨げにはなっておらず、ウルグアイ河規約上のウルグアイの権利に対し回復しがたい侵害をもたらすおそれはないとしてこの申請をしりぞけた²⁵。

第5条 1. 直接交渉は、紛争の当事者による別段の合意がある場合を除き、紛争解決手続を開始する決定を一方の当事者が他方の当事者に通告した日から15日を超えてはならない。

2. 紛争に加わる国家は、メルコスールの運営事務局を通じて、交渉中にとった措置および得られた結果を共通市場グループに通報しなければならない。

²⁴ Request for the Indication of Provisional Measures submitted by Uruguay (30 November 2006).

²⁵ *Pulp Mills Case (Provisional Measures)*, Order of January 23, 2007.

ICJの手続と並行して、アルゼンチン政府は、スペイン国王、ファン・カルロスI世に仲介を要請し、ヤネス国連代表部大使がその特使を務めた。この仲介の下で、2007年4月には、対話を通じた友好的な解決をはかる意志を表明するマドリッド宣言が署名された。しかし、両国間の交渉は思うように進展せず、道路封鎖は依然として続く一方、2007年11月8日に、バスケス大統領は、ボトニア社の工場の操業を許可し、翌日、工場は操業を開始した。2008年3月に行われた両国の外相会談では、この問題はICJにおいて解決されるだろうという点で意見が一致した。現時点(2009年2月20日)では、まだICJの判決は下されていない。

なお、国境の3つの橋のうち、サン・マルティン將軍橋以外の橋については、封鎖を違法とするアルゼンチンの地方裁判所の判決が下されている。これに基づき、サルト・グランデ・ダム橋については、2008年1月12日-13日の封鎖の試みが国境警備隊により阻止された。また、アルティガス將軍橋についても、2009年1月16日から17日の封鎖の試みが国境警備隊により阻止された。アルゼンチン政府は、2008年9月25日のプレス・コミュニケで、橋の封鎖の解除を決定する権限はしかるべき司法当局にあるという見解を示している。

II. 仲裁判決の要旨

ここでは、アルゼンチンが道路封鎖の防止・中止を怠ったことが、メルコスールの諸条約と国際法の原則と規則に違反するとの判断を中心に仲裁判決の内容をみることにする。なお、以下での項目わけは、判決の項目わけに従っていない箇所もある。

この仲裁裁判において、ウルグアイは、アルゼンチン側のデモ隊による道路封鎖はウルグアイの貿易・観光・輸送業者に対し著しい損害を与えており、この私人(市民)の行為による自由な交通の妨害に対し適切な合理的、実効的な措置をとらなかったことにつきアルゼンチンは非難されると主張し、裁判所に対し、(a)アルゼンチンはアスンシオン条約第1条等のメルコスールの条約規定並びに国際法の原則と規則に違反したこと、(b)再びこうした妨害が行われた場合、それを防止・停止し、ウルグアイの自由な交通を保証するため適切な措置をとらなければならないこと、を宣言するよう求めた。

【事実上の主題を欠くことによる訴えの抽象性】(76-80項、172項)

これに対して、アルゼンチンは、訴えの提起の時点で道路封鎖は停止したので訴えは請求主題を欠き、抽象的問題になったと反論した。これに対し、裁判所は、アルゼンチン政府は道路封鎖に対し許容的な態度をとってきてお

り、したがって、従来と同様の事実が再び生み出される潜在的な危険があるため、抽象的問題とみることにはできないとの判断を示した。これにより、裁判所は、道路封鎖の事実に関し、アルゼンチン側にメルコスール規則の不履行があったかという本案の検討に入った。

【物品とサービスの自由な交通を定めたメルコスール規則の存在】(102-115項)

最初に検討されるのは、メルコスールにおいて、物品とサービスの自由な交通(circulacion)を定めた有効な規則が存在するかである。この点につき、裁判所は、メルコスールの経済統合は漸進的な発展段階にあるとしつつ、サービスの自由な交通についてはモンテビデオ議定書が完全な効力をもつ点は問題がないとした。また、アスンシオン条約の第1条²⁶は、物品・サービス・生産要素の自由な交通を定めており、これはこの協定の不可欠な目標を構成し、その要求なしではメルコスールは共同市場とはみなしえないと指摘する。そして、この条約は、関税または非関税障壁のような行政行為だけでなく、道路封鎖のような措置にも適用されるとし、道路封鎖がメルコスール加盟国の基本的な前提である物品の自由な経済交通を中断させ、経済主体の活動の変更を強いたことにより損害をもたらしたと指摘した。

【私人の行為に対し「相当の行動」をとる国家の義務】(116-123項、175-176項)

次に問題となるのは、道路封鎖が私人たる市民によるものである場合、加盟国政府はそのような妨害を防止し、停止させる義務を負うかである。この点につき、裁判所は、原則として、国家は自らの機関の作為・不作為につき責任を負うだけであり、私人の行為は国家の責任をもたらさないと述べる。しかしながら、国家は、他国に損害をもたらすおそれのある私人たる市民の

²⁶ アスンシオン条約の第1条は、次のように定めている。

第1条 締約国は、1994年12月31日までに発足し、「南部共同市場」(メルコスール)と呼ばれる共同市場を設立することをここに決定する。

この共同市場は、次のものを含むものとする。

とくに関税および物品の移動に対する関税以外の制限、並びに、その他の同等の措置の撤廃を通じた物品、サービス及び生産要素の自由な移動。

共通の域外関税の設定、第三国又は第三国グループに関する共通の貿易政策の採択、並びに、地域的および国際的な経済および通商フォーラムでの立場の調整。

締約国間の適切な競争を確保するため、外国貿易、農業、工業、財政および金融問題、外国為替および資本、サービス、関税、運輸、通信の分野、並びに、合意されるその他の分野における締約国間のマクロ経済政策および分野別政策の調整。

統合の過程を強化するための関連分野における立法の調和をはかるための締約国の誓約。

行為を防止または是正する際に「相当の行動 (conducta debida)」をとることを怠ることによって、他者の行為についてではなく、自らの行為について責任を負うと論じた。そして、メルコスールにはこのような相当の行動をとることを義務づけた条項があるわけではないが、この義務はメルコスール加盟国間の自由な交通を維持するとの約束から生ずるとし、それは目的追求のために必須であると指摘した。

裁判所によれば、この「相当の行動」を義務づける規則は、きわめて一般的な形で抽象的に定式化されたものである。したがって、それがいかなる特定の行動形式を要求するものかについてもっともな疑問が生じるが、この場合、目的を達成するための最善の方法の選択は義務を負う者の裁量に委ねられる。統治者は、当該事情の下で最善のものを選択する際に相当の注意を払い、他方の利用に対する損害を可能なかぎり少なくするために、関係するすべての価値を考慮に入れて、適切な措置をとる義務を負う。言い換えれば、他方の尊重すべき利益にあまりに大きな犠牲を与えることがないように、重大な損害を回避するように注意しなければならないという。

【憲法上の人権尊重の要請】(124-139項、177-179項)

この点と関連して、デモを停止させるために積極的な措置をとることがアルゼンチン憲法上保障されている表現の自由、集会・示威行動の自由、抗議の権利といった人権を侵害することにならないかという問題が提起された。裁判所は、メルコスールには人権にかかわる規則はないが、裁判官はこの問題に無関心ではいられないと指摘しつつ、まず、この点に関する国際法の基本的な考え方を示した。すなわち、自由な交通を維持するメルコスール上の義務が自国の国内法（憲法を含む）上の可能性に依存することを認めれば、条約法条約第27条の原則、すなわち、国内法の規定を援用することにより国際約束を回避できないとの原則に矛盾することになるという点である。

しかしながら、他方、裁判所は、通商協定に関し国際法と国内法は密接に結びついており、それぞれを切り離してこの法分野の行動を理解することは困難であると指摘する。そして、国際社会により承認された原則や価値が援用される場合、国際通商協定上の約束から離反しうるとの考えが支持されており、また、関連する権利の調和がきわめて困難または不可能な場合、高次の利益や価値を厚く保護するための選択を行うことが不可欠であるとの認識を示した。ただし、この場合でも、高次のものと判断される価値のために、低いとみなされる価値の絶対的な排除をもたらすものでは決していないと述べ、憲法で保障された抗議の権利も絶対的ではなく、他者の権利に影響するときは制限されなければならないと論じている。

【現在の事情の下での相当の行動】(140-155項、180-186項)

裁判所によれば、アルゼンチン政府は、市民のとった行動を助長または奨励していたわけではない。また、アルゼンチン政府は、ウルグアイとの通商交通に損害を与えるために差別する意図をもっていただけでもなかった。アルゼンチン政府は、生活の質と経済的将来に否定的影響をもたらすとの理由から工場建設に抗議する市民から、その基本権を奪い取ることにならないよう、デモ行動に許容的な態度をとったのであり、合法の枠内で行動したと信ずる理由があったかもしれない。

裁判所は、アルゼンチンの善意にかかわらず、「相当の行動」の選択は当事者の意図によってではなく、要求される一定の結果を得るために採用される措置の実効性により決まると指摘する。そして、関連するすべての価値に関して現実の行動がどの点まで正しかったかを裁判所は判断しなければならないと述べた。これには、汚染の脅威にさらされている国境の市民の権利と正当な愛着ばかりでなく、メルコスール加盟国の約束の履行を信頼して活動を行う経済事業者の権利と自由に対し市民がもたらした制限も含むとされる。

最後に、裁判所は、解釈者はその結果に無関心に法規則を扱うことはできないと述べ、道路封鎖を合法と認める場合、それはアスンシオン条約の存在理由の本質的部分を奪うことを意味し、他方、本件と同じほどの重要性をもたない事情による道路封鎖の再発を奨励し、法的不確実性をもたらし、メルコスールの将来の発展にとって望ましくない結果をうむ先例を設けることになる」と警告している。

【グアレグアイチュ住民の態度】(157-161項、173-174項)

裁判所は、アルゼンチン側のグアレグアイチュ住民の抗議は、ウルグアイ側の工場建設が中止されなかったためであることを指摘した。差し迫った損害の脅威があると住民が感じていたにもかかわらず、両政府が住民の申立てに注意を払わなかったため、デモを通じて住民が権利を守る明確な態度を示すことになったという理解を示している。しかし、このデモは暴力行為を通じて他人の権利の侵害を積み重ねたため、その当初の正当性は失われたと述べ、メルコスールの判例をあげて、一の加盟国による約束の違反があったとしても、それは他の加盟国による約束の違反を正当化しないと判示した。また、工場建設の問題はICJに付託されている点を指摘しつつ、道路封鎖の問題は、アルゼンチン以外の加盟国とウルグアイの通商にも歪みを生み出すものでもあり、メルコスールの裁判所の管轄に属する点を確認している。

【再発防止のための適切な措置を命じる判決の要請】(167-168項、191-192項)

裁判所は、メルコスールに違反する類似の状況が繰り返されないよう適切な保証を求めるウルグアイの請求をしりぞけた。訴訟当事国の一方が従うべき将来の行動の決定は、裁判所が不当に立法権限を行使することにあたり、また、その決定は当事国の一方のみを拘束するものであり、これはアスンシオン条約を規律する平等と相互主義の原則の違反になるという理由からであった。これに加えて、裁判所は、この仲裁判決を通じて、許されることと禁止されることとの限界を明確に決定することで、この種の紛争が繰り返されることは想定できないと指摘した。

【本件における損害の関連性】(162-166項、188-190項)

裁判所は、ウルグアイは本件では損害賠償を請求していない点を指摘した。裁判所によれば、メルコスールは、NAFTAやWTOの紛争解決のシステムから着想を得ており、貿易に対する障壁の除去を優先している。したがって、賠償の義務は、違法な措置の矛盾を取り除き、将来の損害を制限することにあるのであり、違法な措置から生じうる損害について賠償を行うように違反当事者を義務づけるものではない。ただ、紛争解決において下された判決が相当の期間内に遵守されない場合にかぎり、オリボス議定書第31条²⁷に従い、代償が指示されるだけである。したがって、道路封鎖によって生じた損害に関する証拠は、違反の存在の基準および原告適格を与える法的に保護された利

²⁷ オリボス議定書の第29条1項、第30条1項、第31条は、次のように定めている。

第29条 1. アド・ホック仲裁裁判所または常設仲裁裁判所の仲裁判決は、事情に応じて、それぞれの裁判所によって設定された期間内に執行しなければならない。期間が決定されていない場合、仲裁判決は、通知の日から30日以内に執行しなければならない。

第30条 1. 仲裁判決から利益を受ける国は、執られた措置が仲裁判決に従っていないと理解する場合、当該措置の採択から30日以内に、アド・ホック裁判所又は常設仲裁裁判所の考慮のためにこの事態を付託する。

第31条 1. 紛争に関わる国が仲裁裁判所の仲裁判決の全部または一部に従わない場合、紛争の他の当事者は、第29条1に定める期間の満了の日から開始して1年の間、第30条において設定された手続の適用を害することなく、仲裁判決の遵守を目的として、譲許その他の類似の義務の停止等の一時的な代償措置の適用を開始することが許可される。

2. 仲裁判決により利益を受ける締約国は、最初に、同一の部門または影響を受ける部門における譲許その他の類似の義務の停止を試みなければならない。同一の部門における停止が実行不能か、または、効果がないと判断される場合、当該国は別の部門における譲許または義務を停止することができる。

3. 執られる代償措置は、その適用の少なくとも15日前までに、仲裁判決に従わなければならない締約国に対し、それを適用する締約国により正式に報告されなければならない。

益の証明とみなされなければならないとの意見が示された。

【判決】

以上の理由に基づき、裁判所は次のように決定した。

1. 裁判所は付託された紛争の主題を審理し、裁定を下す管轄権を有する。
2. 裁判所は、原告ウルグアイの請求を一部認容し、・・・ウルグアイ河のアルゼンチン側の住民により行われた、両国を結ぶ道路の封鎖を防止し、管理し、適切な場合には是正するために被告がとるべきであった注意の欠如は、それぞれの国家の領域間の物品とサービスの自由な交通を保証する、メルコスール設立条約において当事国が引き受けた義務に沿わないと宣言する。
3. 裁判所は、被告の請求を一部棄却し、本件では、被告の将来の行動についての決定をアドホック裁判所が決定し、または、促すことは法的に適切でないと宣言する。
4. 裁判所の費用の負担については例外を認めず、オリボス議定書の第36条1項²⁸の規定に従う。・・・
5. この仲裁手続の書類は、メルコスールの運営事務局に提出されるものとする。

Ⅲ. 若干の考察

最初にふれたように、本件のパルプ工場をめぐる紛争は、環境、通商、人権にかかわる複合的な性格をもち、さまざまな問題を提起しているが、ここでは、こうした複合的な紛争の処理にかかわる論点についてごく簡単に指摘するにとどめる。

(1) 貿易と環境

本件紛争は、「貿易と環境」の典型的な事例とは性格が異なる。WTOの場合しばしば問題となる「貿易と環境」の事例は、それ自体環境に有害な産品または環境に有害な過程を通じて生産される産品に関する規制をめぐる紛争である。これに対し、本件紛争における通商の障壁は、特定の産品に対する規制ではなく、また、政府による規制でもなく、個人の行為から生じたものである。ただ、環境問題に起因して通商問題が争われているという意味で「貿易と環境」の事例にあたるにすぎない。

²⁸ 第36条1項は、裁判所による特段の決定がないかぎり、仲裁裁判官の活動に関する費用は、その者を任命した国が負担し、アド・ホック裁判官の裁判長の費用は締約国によって平等に負担されると定める。

この意味では、本件紛争では環境問題と通商問題の間にはやや距離があり、両者を切り離して処理しても問題がないようにもみえる。実際、環境問題は二国間条約に基づきICJに付託され、通商問題のみがメルコスールのアド・ホック仲裁裁判所に付託された。メルコスールにはまだ環境問題の処理に十分な規則がないため、このような紛争処理の分断は避け難いものでもあった。両者の手続はほぼ同じ時期に開始され、それぞれ命令や判決が下されている。

仲裁裁判所は、この紛争が二国間の規則にかかわるものであり、その主題は経済統合の事項を越えるものであると指摘した。しかし、道路封鎖が自由な経済交通の障害となっており、しかも、それは二国間にとどまらず、他のメルコスール加盟国に対しても通商の歪みをもたらすとの理由をあげて、自らの管轄権行使を正当化している(161項)。それとともに、メルコスールの判例にもふれつつ、環境問題に対する対応が不十分であったことをもって、メルコスールの規則の違反を正当化することはできないとの考えを示した(159項)。

これは、メルコスールが、WTOと同様、いわゆる自己完結的な制度であり、その枠組内でもってのみ問題を処理すべきものとする立場である。しかし、当事国は、仲裁判決の履行をめぐる協議において、ICJの判決を待ってこの問題の解決をはかることで合意している。やはり、通商問題の原因である環境問題の解決なしに、通商問題だけを切り離して解決をはかるのが困難であったことを示す結果となっている。

なお、メルコスールは、WTOとは異なり、紛争当事国の合意があれば、通商問題に関しメルコスール以外の紛争解決手続を利用することを禁じていない²⁹。したがって、ウルグアイには、通商問題をICJに付託するという選択肢もなかったわけではない。しかし、ウルグアイは、この問題をアルゼンチンとの二国間の紛争ではなく、メルコスールの紛争として処理することを望んだ。地域大国との紛争の解決には他の加盟国の関与が必要になるとの判断からである。

(2) 貿易と人権

本件紛争では、「環境と貿易」の文脈のなかで、人権問題が提起されたという点が注目される。道路封鎖が、表現の自由、集会・示威行動の自由、抗議

²⁹ オリボス議定書の第1条2項は、当事国が合意するならば、議定書の適用範囲の紛争をWTOまたはその他の特惠貿易システムの紛争解決システムに付託することを禁止していない。ただし、ある紛争解決手続を開始した場合、いずれの当事者も別のフォーラムのメカニズムの利用を要請できないと定めている。

の権利といったアルゼンチン憲法上の権利にかかわる側面をもつと主張されたためである。この意味では、人権問題と通商問題の間の距離はより短く、両者を切り離して処理するのは困難であったといえる。

この点に関して、仲裁裁判では、メルコスールの規則にない人権の諸側面を扱う管轄権があるかが問題となった(125項)。裁判所は、国内法を理由に国際義務を免れることはできないとの国際法の基本原則を示す一方(128項)、通商協定に関しては国際法と国内法は密接に結びついており、それらを切り離してこの法分野での行動を理解することはできないとも指摘した(132項)。人権の問題は、通商の妨害を防止するため政府が「相当の行動」をとったか否かを判断する際に考慮すべき要素として捉えられたのである。

裁判所は、この点に関して、道路封鎖による交通の制限は、それにより他者にもたらされる不都合を減ずるために必要な措置がとられるならば容認されるかもしれないと述べた(134項)。裁判所は、欧州裁判所の事件で、表現および集会の自由により交通の制限が正当と認められた判例にふれ、この事件では交通の中断期間が28時間で、開始と終了の時間を含めて、事前に封鎖の発表がなされ、当局の許可も受けていた点を指摘している(152項)。本件の道路封鎖は、継続期間の点でも、事前の公表・許可の点でも、まったく事情が異なっており、通商や観光に著しい不都合をもたらしている。

これとの関連で、裁判所は、アルゼンチン憲法の規定と判例の検討を行っている。その結果、アルゼンチン法の下でも、国際条約の場合と同様に、人権は絶対ではなく、他者の権利に影響するときは制限されなければならないことを確認した(135-139項)。しかし、裁判所は、加盟国の国内法、とくに憲法上の市民の権利や国家の権能について解釈を行うことは、裁判所の管轄権を越える危険があることにも留意する。各国が国際約束を遵守するためにとる措置については裁量の領域があることを認める趣旨である(140項)。

裁判所は、道路封鎖に対するアルゼンチンの許容的態度は、人権への配慮によるものとの一応の理解を示している(144項)。しかし、「相当の行動」の選択に際しては、実効性のある措置をとらなければならないとし(146項)、道路封鎖の状況は、メルコスール体制と両立するとは考えられないとする(149項)。裁判所は、執行のための措置を採用する際の各国の自由を強調しながらも(153項)、国際約束の遵守を徹底する立場をとっているといえよう。

現在の国際紛争処理では、本件のような複合的な紛争に関しては、紛争処理の分断や適用法規の未整備といった問題が生ずる。メルコスールの場合も、まだ地域統合の途上にあり、対象となる紛争はもっぱら通商や投資の問題に

限定され、環境問題には及んでいない。したがって、異なる紛争処理手続の結果をどのように調整し、紛争全体の解決をはかるかが課題となる。今後、ICJが下す判断に対して、どのような対応がとられるのか注目されるところである。

【Case Note】 The Case Concerning Blockage of the Access Roads to the International Bridges between Argentine and Uruguay :Award of the "Ad Hoc" Arbitral Tribunal of MERCOSUR

ETOH Junichi

SUMMARY

This case concerns the dispute between Argentine and Uruguay over the construction of pulp mills by Uruguay on the Uruguay River. Argentine demanded that Uruguay should permanently end the construction because it might cause serious prejudice to the Uruguay River. In order to compel Uruguay to accede to this demand, organized groups of Argentine citizens blockaded the access roads to the international bridges connecting Argentine with Uruguay. Against this situation the government of Argentine did not take effective measures to prevent this blockade. Thus Uruguay submitted this case to the dispute settlement procedure of MERCOSUR (Mercado Común del Sur).

The Ad Hoc Arbitral Tribunal of MERCOSUR decided on September 7, 2006 that the omission of the Argentine State to adopt appropriate measures to prevent and/or stop the impediments to free traffic arising from the blockage in Argentine territory of the access roads to the international bridges was not compatible with the commitment assumed by the States Parties in the foundation treaty (trade agreement) of MERCOSUR to guarantee the free traffic of goods and services between the territories of their respective countries.

This case assumes a multi-disciplinary character concerning environment, trade and human rights (rights of free expression of thought and meeting). At the present stage MERCOSUR lacks applicable rules in the matters of environment and human rights and sufficient capacity to deal with them. The Tribunal managed to handle this case by considering human right issues in the context of interpretation of the foundation treaty (trade agreement). It basically placed emphasis on compliance with international commitments and maintained the principle of the free traffic which constitutes the basic structure of MERCOSUR.

<コロキウム>

アラブ世界のメディア

水口 章

(敬愛大学准教授)

私は、中東地域に関するシンクタンクで25年間アナリストとして勤務した後、現在は、いわゆる現場中心の立場を離れ、大学の教壇に立っています。アナリスト時代に情報を多角的に収集し、複眼的に分析する事の難しさを経験してきました。したがって、大学教員という立場になってからは、激動する国際情勢を教室で語ることに慎重になっています。本日も、皆様のお役に立つお話ができる自信はありませんが、1つの見方を示すことで多様な議論の契機となればと考えています。

情報と情報資料の違い

本題に入る前に、メディアで公開される情報資料（インフォメーション）の取り扱いについて言及しておきたいと思います。一般の方は、メディアをヒューリスティックに処理することが多いと思いますが、アナリストやアカデミシャンは、マトリックスに落として検証するという作業を試みます。その中で、信頼度の高い情報資料を組み合わせ、分析という付加価値を加えてはじめて情報（インテリジェンス）として使用しています。たとえば、横軸に時間経過を、縦軸に情報源からの距離をとった表の上に情報資料をおいてみます。時間の経過もきわめて短く、本人の発言という情報源そのものであれば、かなり信頼度が高い情報と判断できます。しかし、われわれが日常で目にするメディアの情報資料は、多くが「～によると」という間接的なものが多く、「孫引きの孫引き」といった伝言ゲームのように、その間にそれぞれの解釈が入ったものも見られます。このようなメディアの情報資料をもとに何かを判断する場合は、できるだけ記者の名前を覚え、その個性、癖を理解し、記者の出身国、その人が育った文化を理解するということが、非常に大切になってきます。

次に、情報収集の問題点について簡単に説明いたします。たとえばイラクに大量破壊兵器があるのか、という問い合わせをCIAにしたときに、CIAはあるという情報とないという情報を並行して調べていきます。しかし、CIAはイラクに大量破壊兵器があることを検証しろといわれた場合、「ある」という前

提で情報収集・分析を行うことになります。このように、命令の出し方によっては全然違う情報の収集になってしまいます。これは、大学の教員が陥りやすい罠だともいえます。自分がこれを書きたいとの思いが強いと、それを証明する情報資料ばかり集めてしまうことがあります。アカデミシャンもアナリストも、自分の考えと違う意見や事実を収集した上で、考えを再構築することが知識を生成する上でのマナーだと思います。日本のテレビ局の仕事をしていた時に言い続けていたのは、少なくともテレビ局の中にちゃんとした形で情報を集め、それを分析するセクションを作らなくては客観的なニュースはできませんよとよく話をしていました。しかし現在は、それどころかテレビ局は新聞メディアが書いた記事を並べてそれを単に紹介しているような状況です。これはメディアとしての情報収集・分析を放棄していることだといえるでしょう。情報資料を扱う上で、このようにいくつかの落とし穴があります。そのことは、日本のみならず中東地域においても、その穴に落ち込んでいるメディア関係者がかなりいます。アナリストの観点からみると、メディアの責任は重いと思います。

アラブ・メディアと規制

では、本論に入ります。

まずアラブ社会とメディアについて、簡単に触れたいと思います。1つめは、メディア全体の特色として、経営基盤が政府系のものが多い、そして、多くのメディアが検閲・監視の対象になっているという状態があります。この公的検閲があることで、さらに自分自身で検閲をしてしまうという状況が生まれてきます。

自己検閲はなぜ起こるかということ自体の研究はもちろんされていかなくてはいけないのですが、アラブ社会では、欧米の社会より「ソーシャル・プレッシャー」(社会的圧力)が強く働く環境にあることが一因だと思います。第1のソーシャル・プレッシャーとして、イスラムに敬虔であるか敬虔でないかということが社会評価としてあります。ラマダーン中(1ヶ月の断食期間)に、もし自分が外で水を飲んでいるような姿を見られたら、敬虔なムスリムであるとの評価はされなくなります。それは、イスラム社会で生きる人々にとっては、かなりマイナスの評価となります。それは、知識者が否かという評価より前に大切なわけです。2番目は、反アメリカ、反イスラエルという意識が社会の中で非常に強いことです。その中で親米的な発言や、イスラエルに対して理解を示すような発言をすると、「あいつは何を考えているんだ」と

非難されるわけです。アラブの連帯、イスラムの連帯、パレスチナへの共感などの共同体意識が強く、外と内を分ける考え方の影響が強く現れているといえるのではないのでしょうか。新聞やテレビの報道は、ジャーナリスト自身も含めてこのような文化を背景に生きる人々の中で取材され、編集され、観られているのです。こういう制約から自分が離れたいということで、国外に出て行き、ジャーナリストとしての活動を行う人々もいます。たとえば、アル・ハヤート紙、アッシャルクル・アル・アウサット紙の記者たちです。

政府の検閲・監視が強いという点に関しては、少し歴史をさかのぼって説明します。アラブ諸国では古くから、エジプト、サウジアラビア、レバノンがメディアの強い国だったと思います。エジプトでは、ナポレオンの遠征などもあり西洋文明との接触は幅広く、憲法などもフランス法の影響を受けています。しかし、このような生活維持体系における西洋文化の受容の反面、文化的意味体系はイスラム文化です。この2つのギャップに国民は困惑させられることが多々見られてきました。その中で、文化的意味体系をイスラムではなく「アラブ」という民族の文化をもとにまとめようとする動きがでてきました。こうしてアラブ意識を高めようとさせた動きがアラブ民族主義運動であり、その指導者の一人がナセル大統領です。その一方、本来の文化体系であるイスラムを復興させて、人々をまとめようとする運動も出てきました。これが、ハサン・バンナーが指導したムスリム同胞団です。この両方の考え方が現代アラブ社会に広まっています。特に、中東社会へのアラブ意識の普及にはメディアの役割が大きかったといえます。エジプトのジャーナリズムや文学、映画が中東各地に広く「アラブ」という共通文化を育てたといっ

てよいと思います。しかし、このアラブ民族主義は、エジプトなど「共和制」を生活維持体系として持つ国で形成されたものです。したがって、首長制、王制を敷くアラビア半島の国々などから見ると、アラブ民族主義は体制転覆につながる脅威に映ったようです。実際に、エジプトのメディアはサウジへの内政干渉とも取れる活動もしていました。その一例が「アラブの声」というメディアです。アラブの声という形で、アラブの統一、アラブ文化圏形成を呼びかけたのです。

中東地域では、このような民族主義運動と冷戦構造が複雑に絡まっていました。エジプト、イラク、シリアなどでは、親ソ派勢力が台頭していました。このことで、国境を越えたアラブの連帯を呼びかけるメディアが、時として、西側との関係が深い首長制や王制の政権打倒を唱えることも見られました。

これに対抗するために、西側諸国もメディア戦略を展開しました。こうして、両陣営の中でメディアに対する検閲が強まりました。このことが自国から離れるジャーナリストが出てくる要因の一つとなりました。

彼らはロンドン、イタリアにメディアの拠点を移しました。中東の各国のローカル・メディアは、わりと自分の国の内政問題を取り上げますが、このようなトランス・ナショナルなメディアは、国際情勢に関する記事が多く、特に二重性があるといわれています。結構大胆に国際社会のことが報道できるわけです。

アラブメディアの現状

こうしたことを踏まえて、次に、アラブのメディアの報道の現状に関してお話します。

湾岸戦争が起きてCNNの報道が注目されました。CNNの報道がアラブ社会の茶の間にもはいつてきた当初、アラブ人の中には、真実をまげて報道しているのではないかという声もありました。その後、報道についての理解が深まり、自分たちなりの工夫をした報道機関をつくりはじめました。そして、アラブ社会にも衛星テレビが出現したのです。はじめに試みたのはエジプトで、その後サウジアラビアが、さらに後にカタールのアルジャジーラが出てきました。今では、アラブ首長国連邦にも衛星テレビ局が見られるようになりました。中東に行きますと、30数チャンネルが見られる状態ですので、嘗ての中東滞在とは異なり、テレビを見るのも楽しみの一つとなっています。番組は、歌番組やドラマ、ニュース、そしてコーランについての専門の局まで幅広くあります。チャンネルとしては、日本でも知られているアルジャジーラが良く見られているようです。アルジャジーラに関しては、湾岸領域、イラク問題、パレスチナ問題において非常に多くの取材をし、報道をしてきました。特にパレスチナのガザにおいては、最近アルジャジーラしか入れなかったという状態になったので、ガザ紛争について特ダネ級のニュースを報じることもありました。例えば、昨年12月27日のイスラエルとの停戦終了に合わせてハマス側がロケット弾を撃ち込んでいる映像が報じられました。ロケット弾がセットされて発射される瞬間の映像で、カメラマンが現場に入って、ハマス側からこれを撮ってくださいという形でないと撮れないものでした。おそらくハマス側が事前にアルジャジーラに連絡を、取材させて、それを国際社会に配信させたのだと思います。アル・カイダが国際社会で有名になったのもこのパターンでした。こういう現状が中東の衛星テレビの中にはあ

ります。つまり、準備段階からカメラで撮影したロケット弾で人が、この場合は敵であるイスラエル人が殺害されるという映像を流した時の反響の大きさが強く意識されています。

ここには、「報道」と「正義」という観点で注目される状況があると思います。戦争や紛争の中で、報道の自由とは何かということだと思います。これはちょうど、イラク戦争が終わったあと、ロイターの関係者の方のお話を聞いたのですが、イラク戦争では、ロイターの記者が随分現地に入りましたが、現場で記者が書いた記事がそのまま配信されることはないとのことでした。その現場の取材者をバックアップするために現場に取材拠点が作られ、記者の記事の信憑性や偏りを総合的に判断した上で配信していたそうです。印象的だったエピソードを紹介すると、道路を突っ走ってくるイラク人の車に対してアメリカ軍が停止を指示したのですが、その車は止まらなかった。このためアメリカ軍は銃撃し、運転手が死亡したという事件がロイターの記者の目の前で起きたそうです。こうした場面で、記者は、これについてどのような記事を書いていいのか、すごく悩むのだそうです。戦争における自己防衛と過剰防衛の中で一般市民の死、人は人を殺してはいけないという良心と、目の前で人が殺害された事への怒りと、そして現実との葛藤の中で、どのような記事を書くのか。ロイター通信は、その事件について「何月何日何々・・・」ということだけを配信したそうです。事実を事実として伝えるということが大切だ、記者の感情を乗り越えて客観的な事実を積み重ねていくことが、やはり報道では大事なことで、そのロイター関係者はおっしゃっていました。

このことは、ロケット弾発射前からカメラに収め、イスラエルに対するパレスチナの抵抗運動を誇示する姿勢とは少々違いがあるように思います。アルジャジーラなどには、視聴者の受け取り方を意識した、アラブ人によるアラビア語の衛星テレビとしての作り手の意図が見えてきます。

ご案内の通り、アルジャジーラはカタールが拠点です。同国のハマド首長の出資で経営されています。周辺アラブ諸国の圧力もあり宣伝収入があまり入らず、経営は楽ではないといわれています。ハマド首長が出資しているといっても、国営ではないため報道の自由度が高いといわれています。カタール自体の報道については自己検閲、自己規制をかける一方、近隣諸国をはじめとする国際情勢の報道においてアラブ・メディアの中での独自性を打ち出しています。このアルジャジーラに現在、新たな問題が出てきているようです。

アルジャジーラは、いろいろな意見を取り上げるという作り方をしています。先ほど申し上げたように、アラブ・メディアはどちらかというと政府に内容制限をされ政府の宣伝のようなニュースばかりでした。それに対し、反対の立場の意見もちゃんと紹介しようということにアルジャジーラの設立目的があります。ちなみにアルジャジーラの標語は、「1つ意見があれば、別の意見もある」です。のしたがって、かなりはっきりと中東の指導者に対する批判も報じます。ヨルダンはパレスチナ問題に対して、あまり積極的行動をとらなかったということや、サウジ政府が民主化に対して動かなかったなどのように批判を報じました。そのことで、政治問題になっているのです。また、社会・文化問題にまで言及する場面も見られます。たとえば、一夫多妻というようなものが良いか悪いのかというような議論が取り上げました。これは自分たちの文化的意味体系の基となっているイスラムの問題です。そして、その議論の方法が欧米のメディアの真似でどちらかというと軽薄なものになってしまったようで、批判がでました。さらに、アルジャジーラはしばしばイスラム法学者の意見などを紹介していますが、その代表者がエジプトから亡命しカタールが受け入れたカラダウィー師です。同師の発言は、周辺諸国の社会問題や政治、政策批判にまでおよぶことがあり、ここでも周辺諸国との対立が生み出されます。ハマド首長とカラダウィー師の関係をどう見るかで、それが同師の個人的考えなのか、カタールの首長の見解も反映されているのか、意見が分かるところですが、周辺のアラブの国々は、ハマド首長がカラダウィー師にテレビで発言をさせることで、カタールやアラブ社会の市民の不満のガス抜きをさせていると考えているようです。こうした状況ですので、先ほど申しましたように、周辺アラブ諸国の企業は政府からいらまされたくないと考え自己規制をしたり、圧力をかけられて、アルジャジーラに広告を出さないところがあるとのこと。実際、広告を出した企業が事業参入に際してボイコットを受けたこともあるといわれています。

このように見ると、中東でのトランス・ナショナル・メディアについて、欧米の基準で見た発展はまだまだ難しいという状況だといえるでしょう。

それに対してローカル・メディアは、自分たちの文化的なものの中で、入ってきた情報、文化的な価値を再生しているという状況にあると思います。つまり、ローカル・メディアはローカル・メディアとしての個性を持っていると思います。日本では、皆さんが良く見られる三大新聞があり、地方新聞があり、それぞれが個性を持ってメディア文化を保っているという関係にあると思いますが、中東地域のメディアも徐々にそのような形になっていると

いえるかもしれません。

しかし、ローカル・メディアにしてもトランス・ナショナルなメディアにしても、基本はアメリカ的なメディア文化を取り入れています。アメリカ批判がなされていても、メディア文化においてはアメリカという国の強い影響が見られます。

アラブ・メディアの性質

次に、国際社会とアラブ・メディアの中立性について言及したいと思います。ここでは、アル・カイダのオサマ・ビン・ラディンのメッセージを国際社会に流したアラブ・メディアのアルジャジーラと、ガザの復興支援を呼びかけたコマーシャルの放映を拒否したBBCの差について考えてみたいと思います。

BBCのコマーシャル拒否については、多様な意見があります。イスラエルのガザ攻撃について、緊急性、必要性、均衡性の観点から見ると、自己防衛であるという点では多くの人の意見の一致があるにしても、緊急性、均衡性の点では当事者と第三者の見方は大きな違いがあります。このように、行動評価の基準があっても、見解に違いが生じている問題に関しては、いくつかの国の政策にまで影響を与えるかもしれないコマーシャルを流すことは、報道機関としてなすべきことではないとの判断をしたのだと思います。報道機関として中立性を保つかどうかの問題が問われた事例だと思います。

一方のアラブ・メディアは、アル・カイダの人質を使つてのイラク撤退要求メッセージを流すことで、その人質の出身国の政府に対する圧力となり、撤退要求に応じたり、身代金を支払ったりという状況になることを認識した上で、事実を報道する自由があると考えているようです。日本国内でも誘拐事件に関する報道規制があります。同様に、国際社会でも事の重要性に鑑みて自己規制をかける必要があるかどうかが問われていると思います。

メディアは報道する内容の公正性に加えて、報道の冷静さが必要ではないでしょうか。報道によっては、大衆を不必要に高揚させたり、混乱させてしまうことがあります。たとえば、自爆テロを行った人物は犯罪者ですが、この人物をもし「殉教者」という言葉を使つて報じた場合、テロに巻き込まれた人々の死をどのように評価しているのでしょうか。アラブ諸国では「殉教者による自爆」として事件を取り扱うメディアをしばしば目にします。このことで、政治テロ行為は殉教という宗教行為となり、人々に称えられるようになります。そして、それが人々の心を高揚させ闘争心を掻き立て、自爆テ

ロ予備軍が生み出される一面があることが検証されています。冷静ではない報道の仕方をすることによって、人々の感情を鼓舞する意図を持つアラブ・メディアも見られているのです。

次に、アラブ・メディアに見られる反西洋的な意識について考えて見ましょう。このことに対して、意外にも中東の中から批判が出るようになってきています。たとえば、アルジャジーラがガザ問題をニュースで取り上げたときに、こういう取り上げ方はおかしい、との声がありました。2006年夏のレバノンでのイスラエル・ヒズボラ間の武力衝突の際には、こうした批判が出なかったのとはかなりの違いです。そのことが、今回のガザ問題からはっきりと見えてきます。どのメディアがこうした批判をしているかというと、先ほど申し上げた文化的な先進国のエジプトのメディアが、アルジャジーラを含め批判しました。

ハマスとイスラエルの武力衝突は、領土をめぐる戦いです。したがって、ガザ地域の解放という問題はありますが、今回の一番大きな問題は、ガザにいたる150万とも言われているパレスチナ人がエジプトのシナイ半島に流入する恐れがあることです。ガザを事実上支配しているのはハマスです。ハマスはエジプトのイスラム原理主義運動の源流となるムスリム同胞団の分派です。このハマスはイスラム主義に基づく国家を建設しようとしています。一方、今もエジプトの中でムバラク大統領に対して、反政府運動をしているのがムスリム同胞団です。もしガザから流入してきたパレスチナ人勢力とエジプトにいたるムスリム同胞団が政治的連帯を強めるような行動をはじめたら、強力な打倒ムバラク運動になるでしょう。地図を思い出していただけるとわかるのですが、エジプトの体制が変われば、イスラエルはシリア、レバノン、エジプトに再び包囲される状況となります。もしエジプトの体制が変わってしまうと、イスラエルは自分たちで平和を構築し、維持できなくなる可能性があります。したがって、イスラエルは、エジプトの現政権を支える行動をとっています。

このようなイスラエル・エジプトの共同認識が働いていると思います。そして、エジプトのイスラエル寄りの姿勢に対する反発がアルジャジーラにはあり、エジプトに対する批判を報じているのです。一方、エジプトは、カタールが天然ガス田の関係もありイランと同調的になっており、カタール政府のこうした政策がアルジャジーラに反映してエジプト批判をしていると見えています。この両者の対立において、サウジアラビアがエジプト支援にまわっています。サウジには、サウジ王政を批判しているアルジャジーラに対する

反発および、ハマスを支援するイランの政策を阻止する目的があると思います。

こうした中で、アラブ・メディアの報道の偏見や欧米批判について議論が出てきたわけです。

さらに、注目したいのは、テレビ局や新聞社で働くパレスチナ人の動向です。彼らは、有能な記者や放送関係者であることが多いのです。トランス・ナショナルなアラブ・メディアのトーンが、アラブ穏健派諸国の指導者への批判において同調性が強まったのはこうした事情も影響していると思います。パレスチナ問題に関する報道の難しさが現れていると思います。

アラブ・メディアには反イスラエル、反アメリカという偏見がありますが、メディアが偏向しているかという、そうでもないと思います。しかし、ある情報を開示しなかったり、取り上げ方の強弱が欧米とは異なるということが、価値観の違いから生じています。

中東のコミュニケーション革命と社会変化

次に、中東のコミュニケーション革命と公共性について話します。今日、アラブ社会では、政治経済および社会にも変化が見られ、家族という最小単位にもその変化が及びはじめています。たとえば、携帯電話です。昔は結婚はいとこ婚が多く、親が相手をきめていました。したがって結婚式まで相手を見ないこともありました。しかし、今日では出会う状況が違います。どういう出会いかという、直接相手を見て関心があれば、携帯番号を教え、交際がはじまるのだそうです。

こういう若者たちの興味というのが、どんなものか、メディアがアンケートによる調査をはじめています。コミュニケーション手段の変化がアラブ社会を少しずつ変えています。アラブでも、公共の精神とか公共性というのがせめぎ合っている状況です。自分の自由を主張した場合少なくとも他者の自由を奪ってしまう。そういうときに、他者と自分との関係のせめぎ合いの中でひとつの規則、ルールを作ることができるかどうか。これが自由を守るという形になるのですが、ルールをつくる、ルールをどうやって守るのかということを決めていく際に、寛容性を持たなくてはなりません。それは、政府が上から創出するものではなく、どちらかというと人々によって生成されるものです。アラブ社会にはサウジアラビアのように女性が自動車を運転することを認めていない国があります。しかし、欧米の生活スタイルについてメディアなどを通して知ったアラブの女性が運転をはじめました。これに対

し、女性は家にいるものだとする伝統的な家族観を持つ人々が反発する。この両者のせめぎ合いがメディアを通して社会に紹介され、女性の権利要求デモが起きる。こうして女性が運転の権利を得た国もあります。その一方、今でも運転を認めない国がある。しかし、そうした国でも着実に社会変化は起きています。そこでは、高度情報化社会が生んだインターネットや携帯電話などの情報機器の影響が大きいといえます。また、アラブ社会の変化は、ジェンダー問題以外でも、教育や人々の社会参加などの分野での変化も大きくなってきています。その際のルール作りにおいてメディアの役割は大きいのです。そして、それは国家の枠組みを越えて、中東というサブ・リージョンの人々によるルールの生成が見られています。そういう意味で、コミュニケーション革命が中東に影響を及ぼし、中東の中での公共という概念が変わっていくのではないかと考えられます。たとえば、神と個人の関係においては一対一の関係ですが、ムスリム同士の結びつきもあります。この横の関係の中で、マスラハという考えによって相互補完がなされています。たとえば、礼拝は神と自分との関係です。しかし、ザカート（喜捨）をすることは神と自分だけではなく、共同体とともに生きる人と人との関係でもあります。それは共同体全体の補助、相互補助です。イスラムではこのマスラハという概念で公共性を発展させてきたと考えられます。そのイスラム共同体というのは仮想空間です。メディアの発達によって、メディアを通してこのバーチャルな空間をある意味で実感し、共感性が高まっていると考えられます。今日の欧米の西洋的な民主主義でもオバマ米大統領が述べたように、どうやって公共財、国際公共財というものを生成させていくかが大切な問題となっています。それと同じように、中東の人々にも文化的意味体系としてのイスラムのマスラハという概念をどう派生させられるかというところにきています。それが国民国家の成熟という段階を踏まないで、イスラムに基づく、共同体というものを形成していけるのかというひとつの大きな課題が残されているのではないかと思います。民主主義ができるかという問いは、西洋の民主主義を考えるのではなく、中東的な民主主義というものができるのかということです。

アラブの伝統社会とメディア

次に、中東地域の文化問題を中心にメディアの発展について考えてみたいと思います。人間は各地において長い歴史を通し、さまざまな「より良く生きる工夫」をしてきました。その工夫に裏づけされたいろいろな考え方や行

動様式があるとの説明がなされています。その文化差が顕著に現れる項目としては、権力の格差、集団主義と個人主義、男らしさ女らしさ、それから不確実性の回避があるといわれています。これは、社会学者アレックス・インテルスと心理学者ダニエル・レヴィソンの研究からですが、思想研究者であるマイケル・ハリスは長期志向、短期志向にも文化差があると指摘しています。

その文化は、少なくとも10歳頃までに学んできたものが内在化されてしまうとも言われています。そのあといろいろな形で学習し、集団の中で自分の文化を持つようになります。この10歳頃というのが、心理学ではひとつの分岐点になるわけです。中東の場合は、この幼児から児童にかけての期間において伝統的価値観であるイスラムが家庭教育を通してほどこされます。ご案内の通り、一神教の基本的な考えに、現世と来世という死生観があります。現世にどれだけ神の啓示に忠実に生きているかによって来世が約束されます。現世の行為によって天国に行くか、地獄に行くかの審判が下されるわけです。自分が最後に信じるものがある。それに忠実に生きることですね。特にイスラムはユダヤ教、キリスト教、を経た後の最後の教えだとしていますので、その教えを絶対視しています。ですから、多くのムスリムは、コーランに書かれている生き方をしたいと思い、そして忠実に生きなければ天国に行けないと思っているのです。つまり、コーランを否定するようなテーマについては公論にはならないのです。たとえば、「人工中絶は良いか悪いか」は公論になりにくいのです。それはコーランで認められていない、と答えは出ているわけです。しかし、同じ一神教でも民主化や人権という新たな価値観が付加された社会では、メディアを通した公論ができます。たとえば人工中絶に関する米国の共和党と民主党の立場の違いは、選挙の争点ともなり、メディアの関心事でありました。このように、ムスリムにとっては、今もイスラム法に従って生きるべきことに変わりはなく、預言者ムハンマドの統治時代のような共同体(ウンマ)を構想する人々がいる。その現象の変化を、メディアなどを通じて公論してきめるのではなく、より柔軟に考える人でも、イスラム法(シャリーア)に基づく解釈の合意、類推が良いと考える。したがって、メディアがムスリム社会の文化的意味体系に抵触するような報道をすることは考え難いのです。自己規制はここにも存在します。また、「風刺マンガ」事件のように非イスラムのメディアがイスラムを冒涇するようなことがあれば、そこでは「表現の自由」は認められず敵対行為であると看做されるのです。問題によっては、話せばわかって対話ができるわけではなくなります。同質

性の高い社会を作ろうという方向といってもよいでしょう。したがって、国家を作るときにもなかなか難しいものがあります。また、社会におけるメディアの役割も異なってくると思います。

次にメディアの立ち位置についてお話します。これについては第1にアラブのアイデンティティ複合という問題について話します。まず、ムスリムであり、アラブ人であるという意識があり、その上でヨルダン人とか、パレスチナ人といった意識が重なります。たとえば、ヨルダンにはパレスチナ人が50%以上います。アブドラ国王は、「あなたはヨルダン人ですよ」というふうに国民の第1のアイデンティティをヨルダン・ファーストにしようと努力しています。しかし、ヨルダンに住む人々にインタビューすると答えは、「私はイスラム教徒です」「私はアラブ人です」というように、自分のアイデンティティを状況によって使い分けます。したがって、自分が国民国家の成員として制度をきめねばならない場合でも、自分たちの立ち位置をどこにおくかで対立が生じることも見られます。ある時にはアラブ人、ある時はムスリムが自分の第一のアイデンティティと考えるという人たちに対し、メディアも国益に関する報道や文明間対話、価値観を提示する報道は難しいという状態です。

第2の問題として、政治指導者がメディアを活用して民主主義を育成しようとする意識が薄いことが挙げられます。部族意識が根強く残っている社会でもあります。たとえばエリート形成の一例を挙げますと、ヨルダンはアブドラ国王のもとで国政が営まれています。そして、それを支えているいくつかの部族があります。この部族の中で、若いころから優秀な人物が部族長によってエリートとして育成されます。ここで、エリートは部族長に対する忠誠心が形成されます。そして、このエリートは、部族長が忠誠を誓う国王の下で再び教育を受けて職を得るわけです。エリートは自分を引き立ててくれた部族長に対し、そして自分をエリート街道に進ませてくれた国王に、という形でエリートの忠誠心が形成されます。ですから、その国家を支えていく優秀な官僚は、二重の忠誠心を持っています。一方、国王はエリート官僚と部族長に二重の忠誠心に支えられる事になります。この二重の忠誠心があるため、公論を行いにくい環境にあります。このため、メディアも上からの事実を周知することが中心の報道となる傾向にあります。欧米とは民主化の基盤が全然違うのです。社会主義者ギデンスの提示したような民主化の深化はたぶん難しいのではないかと思います。

中東でのメディアの役割というのは、ある意味、国民が持っている感情を

ガス抜きすることにあるのではないかと思います。たとえばカタールのアルジャジーラが報じる他国に関する批判は、カタールの王政に対する批判をかわすためのものとの見方が強くあります。したがって、アラブ諸国は政治改革にはもう少し時間がかかるでしょう。政権側がメディアを利用して不満の矛先を多様化させたいと思っており、このためメディアに対するコントロールが強まることも考えられます。

アラブの若者とメディア

最後になりますけれども、アラブの若者に対するあるアンケート結果に関し、気がついた点をお話いたします。「外国に出たい」という若者が多いことが分かります。また、アンケートでは16歳から27歳の若者がよく見るテレビ番組は、「映画(33.3%)」がトップで、その次が「音楽」です。トランス・ナショナル・メディアでも、ローカル・メディアでも見ているのはこういう番組です。彼らがこうした番組をよく見る理由として、現実逃避のためという回答があります。政治活動をするとうまくいかないことがある。社会に対して自分が反発を持っていてもそれを表現できないという状況で、そういう活動をすることや政治参加すること自体が意味のないものだと感じるようになっていっているのでしょう。若者は、本来、社会を変えるエネルギーを持っています。しかし、国内にそのはけ口がない。これは中東地域に限った事ではないかもしれません。

世界において人口増加と雇用は非常に大きな問題になっています。中東でも若者の雇用機会がなかなかありません。石油モノカルチャー経済の国であったり、工業化が大きく遅れている国であったり。たとえばエジプトでは、大学を卒業してもそれに見合った働く場所がないという状態です。若者たちは不安と不満を抱えており、それを政治運動という形で表現したくても政治参加の機会がない。そして多くは、そういうことすらもやる意欲がないという状態になっている。もてあました時間を、テレビを見たり、コーヒーハウスやインターネットカフェで友人と情報交換をして過ごしている。たとえばメディアが普段からいろいろと反アメリカ、反イスラエル感情をあおったとしても、大きな紛争や事件があるときだけは意識を向けてニュースを見るが、それが沈静化すれば興味が薄れるという若者もいるようです。また、トーク番組は教条的で自分たちの悩みや意見が取り上げられないことに不満を持っている若者もいるとのこと。先ほどトルコのイスタンブールでのデモの写真をお見せしましたが、デモをしている人々の多くはパレスチナ人ではな

く、アラブ人でもありません。問題意識を持っているトルコの若者たちです。この他者認識の差は何によって生じるのでしょうか。

メディアが国家の規制や、ソーシャル・プレッシャー、記者、会社の自己規制から解き放たれ、客観的な報道ができるかどうかは、社会の公正性を保つ上で欠かせないものだと思います。また報道の自由度が高い社会で行われる自由な公論は、その社会の活力を生むのみならず、多様性を受け入れ、他者との相互補完により社会の豊かさをつくりだすものだと思います。こうして見ると、アラブ社会のメディアは次世代を担う若者の育成の観点でも責任の一端を担っているともいえそうです。

以上でお話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

なお、本稿は、1月27日に上智大学にて社会正義研究所主催のコロキウムで報告されたものである。

<当日配布レジュメ>

I. アラブのメディア紹介

1. アクセスできる情報サイト

(1)東京外国語大学の「中東を知るためのリンク集」に「中東・西アジアのメディア」が紹介されている。

<http://www.tufs.ac.jp/common/prmeis/me-info/>

(2)アジア経済研究所の「開発途上国関連リンク集：中東・北アフリカ」

http://www.ide.go.jp/Japanese/Links/middle_east1.html

(3)The Middle East Media Research Institute (MEMRI)

<http://memri.org/>

2. 社会とメディア関係における特徴的現象

(1)経営基盤が政府系のものが多い

(2)多くの政府がメディアへの検閲、監視を実施

⇒ 自己検閲

⇒ 政府の広報のレベルに留まる

⇒ 国外での活動として、汎アラブ紙が出現

アル・ハヤート紙 (Al Hayat)、アッシャルクル・アル・アウサット紙 (Asharq al-Awsat)、アル・クッズ・アル・アラビイ紙 (Al Quds al-Arabi)

(3)衛星放送の発展 (技術進歩、民主化、規制緩和など相乗効果による)

⇒ 湾岸戦争におけるCNNの活躍

⇒ アラブ人の目を通した世界観の発信

⇒ 中東地域に流れ込む欧米的な番組と戦う

※「言論の自由」の制限から、内容面での一般的傾向は、国内メディアが内政型、国外メディアではアラブ全般や国際情勢が多く取り上げられている。

(4)「報道の自由」の流れ

⇒ 1996年11月の「アルジャジーラ」の開設にともない、カタール政府はマスメディアの検閲を行う情報省を廃止

⇒ 報道の基本姿勢

①アルジャジーラは「ONE OPINION・THE OTHER OPINION」(一つの意見があれば、別の意見もある)を標語としている

②報道が政治問題化する現象

*政治体制批判 (ヨルダン、サウジアラビアとアルジャジーラ)

*宗教・文化問題での批判(例;一夫多妻制)

⇒ 政府による衛星メディアやインターネットへの規制が緩まる

II. トランスナショナル・メディアとローカル・メディアの関係

1. トランスナショナル・メディアが発信する情報が社会に浸透
2. ローカル・メディアも文化的枠組みの中で文化混成を続けている
3. 基本的にはトランスナショナル・メディアもローカル・メディアもアメリカの文化フォーマットに則っている

<事例:テロ、戦争報道の中立性(特だねと倫理)>

①2001年9月11日の米国同時多発テロ

②アルカイダに関する報道

③アフガニスタンへの国際介入(2001年10月6日)

④イラクへの国際介入(2003年3月)

} アラブの
プロパガンダ

*アラブの衛星メディア(アルジャジーラ、アルアラビーヤなど)と4大通信社(AP、UPI、ロイター、AFP)との観点の差

III. 文化の差を見る観点

1. 文化差が顕著に現れる項目

(1)権威との関係 → 権力の格差

(2)自己概念

・個人と社会の関係 → 集団主義と個人主義

・男性らしさ、女性らしさについての概念 → 男性らしさ、女性らしさ

(3)葛藤の解決の仕方 → 不確実性の回避

(攻撃性のコントロールおよび感情の表現方法を含む)

※以上は社会学者アレックス・インテルスと心理学者ダニエル・レヴィソンの研究による指摘

※マイケル・ハリス(東洋思想研究)が長期志向と短期志向を文化研究に加えた。

2. アラブ人のアイデンティティ複合

<事例:カイロのアメリカン大学での調査(2005)>

※対象は様々な年齢、宗教、国籍、専攻の大学生200人

①宗教を離れてアイデンティティを発達させる事ができるか?

はい40%、いいえ38%、分からない18%、無回答4%

②アイデンティティの発達のために民主化はどの程度重要か？

重要54%、重要ではない28%、分からない6%、無回答12%

③どのようにすればアイデンティティの発達を促すことができるか？

自由24%、観点の多様性31%、生活規範27%、その他18%

④個人のアイデンティティの要素は何か？

宗教24%、人種22%、社会階層16%、性別20%、その他18%

⑤どのようにお互いを分類しているか？

宗教27%、人種・エスニシティ21%、社会階層25%、教育レベル19%、職業8%

出典：Ibrahim Saleh, "The Arab Search for a Global Identity" in Philip Seib (ed.), *New Media and the New Middle East* (Palgrave Macmillan, 2007), pp.30-31

【参考文献】

Kai Hafez (ed.), *Arab Media: Power and Weakness*, Continuum, 2008

Philip Seib (ed.), *New Media and the New Middle East*, Palgrave Macmillan, 2007

Naomi Sakr (ed.), *Arab Media and Political Renewal: Community Legitimacy and Public Life*, I.B.Tauris, 2007

The Emirates Center for Strategic Studies and Research, *Arab Media: in the Information Age*, 2006

資料

アラブ世界のメディア

2009年1月27日

敬愛大学 水口章

I. 情報の処理(信頼度)

1. 公開情報の処理

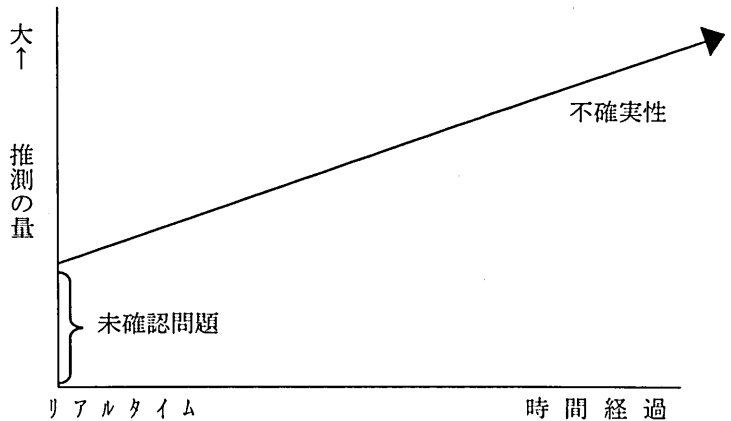
		時間 →			古い		
情報源 ↓ 遠い		A	B	C	D	E	F
	A	AA	AB	AC			
	B	BA	BB	BC			
	C	CA	CB	CC			
	D						
	E						
	F						

公開情報の処理

- ①情報のバランスシート
- ②主体者になる

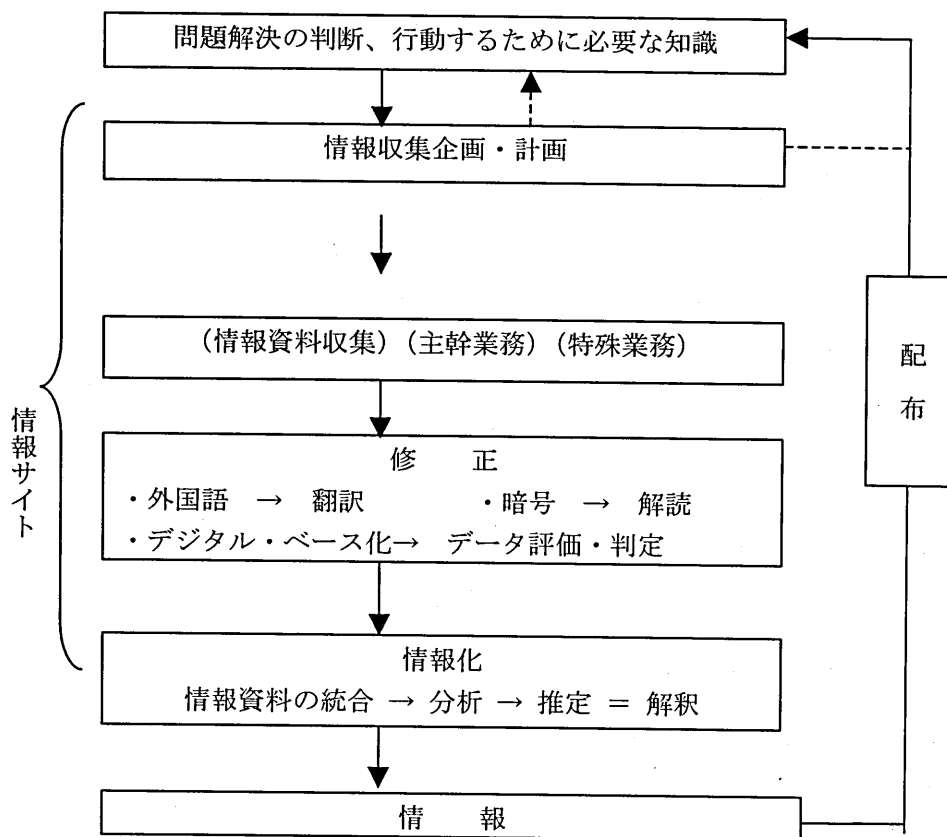
2. 未確認問題

- (1) 理想は時間差ゼロ
- (2) 動向資料が過去のものであればあるほど現実性は遠のき、それを埋めるために推測量が増大する
- (3) リアルタイムでも意図の問題などが加わるため、推測はゼロにはならない
- (4) 未確認問題を減らすため、(a)意志決定者の意図確認の量を増やす、(b)周辺情報での確認量を増やすという努力がなされても、時間差、信憑性の問題が生じ、推測量はゼロにはならない
- (5) どんなに確認量を増やしても、意志決定者の最後の判断は推測となる。



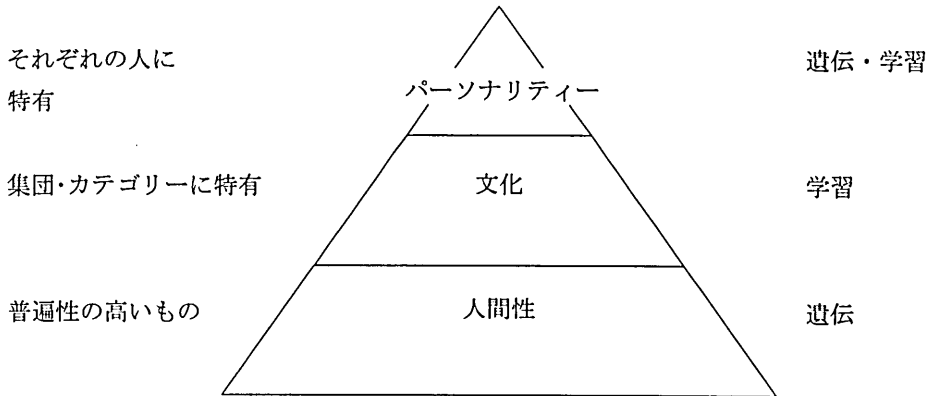
北岡元『インテリジェンスの歴史』をもとに
作成

3. インテリジェンス・サイクル



Ⅱ. 複眼的思考

1. 心のプログラムとしての文化



2. 価値観

(1) 価値観は肯定的側面と否定的側面の両様をあわせ持つ感情

(例) 悪い⇔良い、不自然な⇔自然な、矛盾している⇔論理的

(2) 発達心理学によると、こどもは 10 歳までに基本的価値体系をつくる
(内面化)

(3) 価値体系ができると変化は難しい

Ⅲ. GCC諸国のメディアと社会

1. GCC諸国のメディア (BBC ウェブサイトより)

(1) バーレーン

バーレーンは地域のメディアのハブになることに熱心に取り組んでいる。ロンドンに拠点を置く汎アラブの衛星放送 MBC は MBC-2 チャンネルの拠点としてバーレーンを選択。

ほとんどのラジオとテレビ局は国営。バーレーン初の民間ラジオ局 Sawtal al-Ghad が 2005 年に開始されたが、同国政府は違法だとして 2006 年にこれを閉鎖。

同国の報道法では、ジャーナリストが独自に経営し情報を流す権利が保障されている。しかし国王への侮辱を含む罪は禁固刑を免れない。また、自己検閲が実施されている。

<新聞>

- ・ Akhbar al-Khaleej – 日刊、民間
- ・ Al-Ayam – 日刊、民間
- ・ Al-Wasat – 日刊、民間
- ・ Bahrain Tribune – 英語
- ・ Gulf Daily News – 英語

<テレビ>

- ・ Bahrain Radio and Television Corporation (BRTC) – 国営、5つの地上波テレビネットワークを運営

<ラジオ>

- ・ Bahrain Radio and Television Corporation (BRTC) – 国営、(1)一般プログラム(アラビア語)、(2)第二プログラム(文化とローカル番組)、(3)コーランに関する番組、(4)スポーツ、(5)ラジオ・バーレーン(英語)
- ・ Voice FM – 民営、インド人リスナー向け

<通信社>

- ・ Bahrain News Agency (BNA) – 英語

(2) クウェート

クウェートにはアラブ世界で最も率直な新聞が数紙あり、政治家と政府に関する記事には攻撃的なものもしばしば見られる。

同国のジャーナリストたちは地域の他のジャーナリストよりもより自由を謳歌している面があるが、同国首長と主要な王族について記事で触れることには制限がある。

報道法では、神と預言者を侮辱することは禁止されている。首長、憲法、司法、および「国家の基本的信念」への批判は禁止されている。裁判所はこれを逸脱した者に対して禁固刑を命じることができる。

国営テレビ、ラジオ局と最近設置された民間放送が放映されている。衛星放送の受信機が広く使用されており、人気のある汎アラブ・テレビ局が視聴で

る。

新聞の発行者は情報省のライセンスが必要。同省は書籍、映画、雑誌、その他の輸出版物が道徳的に良くないものかどうかを検閲している。

BBC ワールド・サービスはクウェート市の FM で聞くことができる。

クウェートは 2007 年までに 81 万 6,700 がインターネットを使用している（人口のおよそ 25%）（Internet World Stats）。

<新聞>

- ・ Al-Watan – 日刊、民間
- ・ Al-Qabas – 日刊、民間
- ・ Al-Rai al-Amm – 日刊、民間
- ・ Kuwait Times – 英語
- ・ Arab Times – 英語

<テレビ>

- ・ Kuwaiti TV – 国営、4つのネットワークと衛星チャンネル
- ・ Al-Rai – 初の民間テレビ、衛星
- ・ Flash TV – 民間
- ・ Al-Watan – 民営
- ・ Al-Resalah – 民営、宗教放送

<ラジオ>

- ・ Radio Kuwait – 国営、英語とアラビア語の番組がある
- ・ Marina FM – 初の民間ラジオ局、音楽が中心

<通信社>

Kuwait News Agency (Kuna) – アラビア語、英語

(3) オマーン

政府がオマーンの主要な放送を運営。初の民間ラジオ局が 2007 年 5 月に始まった。

衛星放送受信機の使用は許されており、サウジアラビア、UAE、イエメンからの衛星放送がおそらく視聴可能。BBC は南部のサララで FM で聞くことができる。

新聞条例により、政治および文化的理由で政府が出版物を検閲できる。

日刊、週刊をあわせて 20 以上の出版物がある。

<新聞>

- ・ Al-Watan – 日刊
- ・ Oman Daily – 日刊、アラビア語
- ・ Oman Observer – 英語
- ・ Times of Oman – 英語

<テレビ>

- ・ Oman TV – 国営

<ラジオ>

- ・ Radio Oman · 国営、アラビア語、英語のキー局を運営
- ・ Hala FM · 民間、アラビック音楽
- ・ Al-Wisal · 民間、アラビック音楽
- ・ Hi FM · 民間、英語

<通信社>

- ・ Oman News Agency

(4) カタール

1996 年の終わりに 24 時間放映の衛星テレビ Al-Jazeera が開設されたことで、カタールの国際的評判が高まった。同衛星テレビは 4000 万人のアラビア語を話す人々が視聴しているとされている。

Al-Jazeera はカタールの首長がスポンサー。同テレビではアラブ世界で機微なことと見なされてきた主題について率直に語ることができる。しかし、カタールおよび湾岸の同盟国、特にサウジアラビアを非難しないよう慎重な態度をとっている。同テレビはいくつかのアラブ諸国に支局を置いている。

同テレビは、アフガニスタンからのレポートを許された唯一のチャンネルとなったこと、また 2001 年 10 月に米国による攻撃が開始された後に初めてオサマ・ビンラディンの声明ビデオを放映したことにより、世界的に知られるようになった。また、イラク戦争についての生々しい報道ぶりで知られている。

姉妹ネットワークの Al-Jazeera English が 2006 年 11 月に開設された。Al-Jazeera English はニュースと現代の問題を取り上げているキー局であ

るが、初の中東に拠点を置く英語放送局だと自賛している。自らは衛星とケーブルを通じて1億人の潜在的視聴者がいると述べている。

カタール国内で放映されているメディアは国家がコントロールしている。主要新聞は王族または他の要人とのつながりを持っている。

カタールは公式には1995年にメディアに対する検閲を止め、それ以来、報道は基本的には政府の介入からは自由である。しかし、社会的、政治的圧力により一般的に自己検閲機能が働いている。

ドーハでは、アラビア語のBBCワールド・サービス・ラジオ、ラジオ・フランス・インターナショナル、フランスのアラビア語ラジオ・サービスのモンテカルロドゥアリヤ、UAEに拠点を置くMBC、そして米国発のラジオSawaをFMで聞くことができる。

<新聞>

- ・ Al-Watan (母国) - 日刊
- ・ Al-Rayah (旗じるし) - 日刊
- ・ Al-Sharq (東部) - 日刊
- ・ Gulf Times - 英語
- ・ The Peninsula - 英語
- ・ Qatar Tribune - 英語

<テレビ>

- ・ Al-Jazeera・影響力のある汎アラブの衛星放送、カタール政府が出資
Qatar TV・国営、メインはアラビア語放送。コーランのチャンネル、英語のチャンネル、衛星チャンネルがある。

<ラジオ>

- ・ Qatar Broadcasting Service (QBS)・国営、アラビア語、英語、フランス語、ウルドゥー語番組がある

<通信社>

- ・ Qatar News Agency - 国営

(5) サウジアラビア

サウジアラビアは、汎アラブの衛星テレビの草分けであるが、中東においてメディア環境に対する最も厳しいコントロールを長らく行っている国の1つ

である。

政府と王族に対する批判、宗教教義に疑問を投げかけることは一般的に許容されていない。

しかし、公式にタブーとされた話題のいくつかが新聞やテレビで報道されるなど、2003年までには開放性を増やす兆しが見られた。9.11米同時多発テロと国内での武装闘争の事例があったことによって、より広範でより率直なレポートを行うようになったといわれている。

国営のサウジアラビア放送サービス (Broadcasting Service of the Kingdom of Saudi Arabia、BSKSA) は、全ての放送の責任を追っている。BSKSAはニュース・チャンネルの (al-Ikhbariya) を含めて4つのキー局を運営している。文化・情報相がラジオとテレビの運営を監督する団体の長を務めている。

民間のラジオおよびテレビはサウジ国内では運営できないが、同国は汎アラブ衛星放送および有料放送の主要な市場である。サウジ人投資家たちが、ドバイに拠点を置く MBC、バハレーンに拠点を置く Orbit などを含むこれらのキー局のいくつかに投資している。東部地区の視聴者は、よりリベラルな湾岸の近隣国からの衛星テレビを受信することができる。

サウジの新聞は国王例によって作られている。日刊紙10紙と数十の雑誌がある。検閲を受けた複数の汎アラブ紙を読むことができる。新聞各紙は機微な問題に関する記事の掲載の有無については、国営の通信社の主導にしている。

政府は、宗教から水着にわたるものまで、攻撃的だと思われるウェブサイトへのアクセスをブロックするためのセキュリティ・システムに多大な投資を行ってきた。

多くのインターネット使用者は女性であるといわれている。おそらく女性の行動に対する規制の結果だと思われる。

<新聞>

- ・ Al-Watan – アブハに拠点を置く、日刊
- ・ Al-Riyadh – リヤドに拠点を置く、日刊
- ・ Okaz – ジェッダに拠点を置く、日刊
- ・ Al-Jazirah – リヤドに拠点を置く、日刊

- ・ Al-Sharq al-Awsat – リヤドに拠点を置く、日刊、英語のウェブページがある

- ・ Arab News・ ジェッダに拠点を置く、英語

- ・ Saudi Gazette・ ジェッダに拠点を置く、英語

<テレビ>

- ・ Saudi TV・ 国営、4つのキー局がある

<ラジオ>

- ・ Saudi Radio – 国営

<通信社>

- ・ Saudi Press Agency (SPA) – 国営

(6) アラブ首長国連邦 (UAE)

ドバイは熱心に、エジプト、レバノンにならぶテレビとメディア・サービスの地域および国際的なセンターになろうとしている。2000年には地域および国際的メディアの支部を惹きつけるために電子通商・メディア地区庁 (An Electronic Commerce and Media Zone Authority) が創設された。

ドバイ・メディア・シティおよびそのカウンターパートは、税の優遇と言論の自由という2つの主要な利点を提示している。

ロイターやソニーを含む主要なメディア組織、および出版社、芸術家、著作家が増えてきている。常設衛星放送 MBC はロンドンからドバイ・メディア・シティに拠点を移した。

憲法により言論の自由が提供されているが、メディアのコンテンツに対する厳しい取締と政治的コントロールが存在している。

1988の法律により、出版物はライセンス制となり、受け入れ可能なレポートの主題のアウトラインが引かれている。外国の出版物は配布前に検閲される。ジャーナリストは政府の政策や支配一族に関するような問題をレポートする例には自己検閲を行う傾向にある。

インターネットの使用は拡大しており、2007年までに170万のユーザーが存在している (Internet World Stats.com)。

<新聞>

- ・ Al-Bayan・ 民間、ドバイに拠点を置く、アラビア語日刊紙

- ・ Gulf News - ドバイに拠点を置く、英語
- ・ Khaleej Times - 民間、ドバイに拠点を置く、英語
- ・ Emirates Business 24/7 - 英語
- ・ The National - アブダビに拠点を置く、英語

<テレビ>

- ・ Dubai Media Incorporated (DMI) - 汎アラブ放送、Dubai TV, Dubai One
をキー局にもつ。
- ・ Abu Dhabi TV - 汎アラブ放送
- ・ Ajman TV
- ・ Sharjah TV
- ・ MBC - ドバイに拠点を置く、汎アラブ放送
- ・ Al-Arabiya - MBC によるニュース・チャンネル

<ラジオ>

- ・ Abu Dhabi Radio
- ・ Radio Asia - 民間、ヒンドゥー語、ウルドゥー語で放送
- ・ Ras al Khaimah Radio
- ・ Al-Arabiya FM - 民間、アラビア語のポップ音楽
- ・ Dubai 92 - 民間、英語のポップ音楽
- ・ Noor Dubai 93.9 - 民間、「イスラム関連の」ニュースとトーク番組
- ・ City 1016 - 民間、英語とウルドゥー語の番組

<通信社>

- ・ Emirates News Agency (WAM) - オフィシャル

2. GCC諸国の社会

(1) 人間開発指数

出典：UNDP『人間開発報告書 2007/2008』、IMF, World Economic Outlook Database 等より作成

* 記載年以外の数字

	人間開発指数	出生時の 平均余命	初・中・高等教育 総就学率	1人当たり GDP
	順位	歳	%	PPP USドル
	2005	2005	2005	2007
クウェート	33	77.3	74.9	39,306
カタール	35	75.0	77.7	80,870
UAE	39	78.3	* 59.9	37,293
バーレーン	41	75.2	86.1	32,064
オマーン	58	75.0	67.1	23,967
サウジアラビア	61	72.2	76.0	23,243

(2) 人口動態

	総人口	年間人口増加率		都市人口		15歳未満の人口		合計特殊出生率	
	100万人	%	%	全体に占める割合 %		全体に占める割合 %		女性1人当たり	
	2005	1975~ 2005	2005~ 2015 *1	2005	2015 *1	2005	2015 *1	1970~ 1975 *2	2000 ~ 2005 *2
バーレーン	0.7	3.3	1.7	96.5	98.2	26.3	22.2	5.9	2.5
クウェート	2.7	3.3	2.2	98.3	98.5	23.8	22.5	6.9	2.3
オマーン	2.5	3.4	2.0	715	72.3	33.8	28.6	7.2	3.7
カタール	0.8	5.1	1.9	95.4	96.2	21.7	20.6	6.8	2.9
サウジアラ ビア	23.6	3.9	2.1	81	83.2	34.5	30.7	7.3	3.8
UAE	4.1	6.8	2.5	76.7	77.4	19.8	19.7	6.4	2.5

出典：UNDP『人間開発報告書 2007/2008』

*1 中位推計の予測値、*2 記載された期間の推計値

(3) 携帯電話とインターネット

	携帯電話契約者数	インターネット 利用者数
	1000人当たり	1000人当たり
	2005	2005
バーレーン	1030	213
クウェート	939	276
オマーン	519	111
カタール	882	269
サウジアラビア	575	* 70
UAE	1000	308

出典：UNDP『人間開発報告書 2007/2008』、* 2004年のデータ

(4) ジェンダー

			バーレーン	クウェート	オマーン	カタール	サウジアラビア	UAE
ジェンダー開発指数	ランク		42	32	67	37	70	43
推定勤労所得（女性）	PPP USドル	2005	10,496	12,623	4,516	9,211	4,031	8,329
推定勤労所得（男性）	PPP USドル	2005	29,796	36,403	23,880	37,774	25,678	33,555
ジェンダー・エンパワーメント指数	ランク		..	..	80	84	92	29
女性の国会議席	全体に占める割合、%		13.8	3.1	7.8	0	0	22.5
女性の議員、高官、管理職	全体に占める割合、%		..	..	9	8	31	8
女性の専門職と技術職	全体に占める割合、%		..	..	33	24	6	25
男性に対する女性の勤労推定所得比率	全体に占める割合、%		0.35	0.35	0.19	0.24	0.16	0.25
女性の経済活動比率	%	2005	29.3	49.0	22.7	36.3	17.6	38.2
(15歳以上)	指数(1990年=100)	2005	103	141	149	123	118	152

出典：UNDP『人間開発報告書 2007/2008』

(5) 主要な国際人権協定の現状

	ジェノサイ ド条約	人種差別撤廃 条約	市民および政 治的権利に関 する国際規約	経済的、社会 的および文化 的権利に関す る国際規約	女性差別撤廃 条約	拷問禁止条約	子供の権利 条約
バーレーン	1990	1990	2006	・ ・	2002	1998	1992
クウェート	1995	1968	1996	1996	1994	1996	1991
オマーン	・ ・	2003	・ ・	・ ・	2006	・ ・	1996
カタール	・ ・	1976	・ ・	・ ・	・ ・	2000	1995
サウジアラビ ア	1950	1997	・ ・	・ ・	2000	1997	1996
UAE	2005	1974	・ ・	・ ・	2004	・ ・	1997

基本的労働条件の現状

	結社の自 由と団体 権保護条 約	団体件と 団体交渉 権条約	強制労働 条約	強制労働 撤廃条約	男女同一 報酬条約	(雇用と職 業)差別禁 止条約	就業最小 年齢条約	最悪な形 態の児童 労働撤廃 条約
バーレーン	・ ・	・ ・	1981	1998	・ ・	2000	・ ・	2001
クウェート	1961	・ ・	1968	1961	・ ・	1966	1999	2000
オマーン	・ ・	・ ・	1998	2005	・ ・	・ ・	2005	2001
カタール	・ ・	・ ・	1998	2007	・ ・	1976	2006	2000
サウジアラ ビア	・ ・	・ ・	1978	1978	1978	1978	・ ・	2001
UAE	・ ・	・ ・	1982	1997	1997	2001	1998	2001

出典：UNDP『人間開発報告書 2007/2008』

Media in the Arab World

MIZUGUCHI Akira

SUMMARY

When discussing and analyzing media in the Arab world, multi-perspective point of views would be necessary to understand the real functions and effects on the Arab society. An author had worked as a professional analyst specialized in the Middle East for 25 years. Together with his experience-based knowledge with his academic point of views, a comprehensive way of understanding for the contemporary Arab Media was introduced.

The author pointed out (1) the Arab media had contributed to the dissemination of the Arab-centered values to all Arab countries; (2) western-valued media, such as CNN would stimulate the emergence of Arab value centered media, such as Al Jazeera and Al Arabiya; (3) Arab people would access to the entertainment-oriented media due to the reason that they would seek the catalysis to set aside their apprehension and frustration surrounded in their society.

Author concludes that it is an absolute necessity to establish and keep a fairness and justice for a public forum. In order to realize this environment, media would have to struggle for the independence, put up with government pressure and social pressure. The high degree of press freedom in the Arab world would invite the vitality of its society and people's solidarity and accepting a multi-valued way of thinking. In sum, for the next generation in the Arab world, the media would play a pivotal role. This article is revised version of the script of a colloquium organized by the Institute for the Study of Social Justice, Sophia University, held on January 27, 2009.

<研究ノート>

日本における国家権力と新聞メディア

中野 晃一

(上智大学国際教養学部准教授)

社会に警鐘を鳴らすものという意味で、「新聞は社会の木鐸である」というのはよく聞かれる表現ですが、この木鐸はもともと中国の春秋時代に法令や教令が出た際、つまりは君主・有司の意思・政策を人民に伝える際に、振り鳴らされたものであることを佐々木隆は『メディアと権力』という著作の中で指摘しています。そのうえで皮肉をこめて、日本の新聞は事実本来の語義に則って社会の木鐸であると言える、更には「日本の新聞は発生以来、政府あるいは権力の情報発信装置としての性格を色濃く宿しており、それは品を変え形を変え、今日に至るまで伏流水のように脈々と流れつづけてきた」と論じています。

本稿では、こうした批判の根拠となっている新聞と国家権力の緊密な（緊密すぎる）関係を歴史的に概観したのち、新聞をはじめとする組織ジャーナリズムがこんにち抱える課題についていくつか論考を加えたいと思います。

草創期の新聞と国家権力

政府と新聞の「隠微な」関係の解明は日本の新聞史研究においても長らく立ち遅れていましたが、新しい史料やそれらに基づく冒頭に引用した佐々木隆らの研究により、さまざまな形態で明治新政府が草創期の新聞を助成、保護していたことが近年明らかになっています。一つには、政府による新聞の買い上げという形での事実上の資金援助があり、例えば現在の毎日新聞に連なる東京日日新聞や読売新聞に吸収されることになる郵便報知新聞などがこうした恩恵を受けていたということです。これは草創期の新聞にとって決して無視できないほどの重要な収入源であり、創刊時で25～30%の換算になるという試算もあるほどだそうです。後発の開発国家として、日本政府が近代化を強く主導し金融や製造業など多岐にわたる分野で民間部門をリード、育成したことはよく知られていますが、こうした国家主導型の近代化が、実は新聞という言論と報道の分野においても見られたというのは大変興味深いことです。また二つめには、「太政官御用」ということで政府の準公告紙扱いを得ることで事実上売り上げ増に貢献してもらうということもあったというこ

とです。東京日日新聞などがこの待遇を受けていました。これは1883年に正式な政府公告紙として『官報』が創刊されるまで続いたのですが、法令・通達・人事などの政府公告を目当てにしていた読者数は実際かなりのもので、『官報』の創刊によって東京日日新聞などは発行部数が4割近くも激減したということです。そして三つめとしては、「半官」新聞への内閣機密金などからの補助金供与がありました。こうした裏資金は東京日日新聞、郵便報知新聞ばかりか、福沢諭吉の時事新報にも流れていたと伝えられ、更には朝日新聞にも数年にわたり提供されつづけていたことが明らかになっています。

近代化を始めた当初の日本では、新聞は大きく二つの種類に分けられました。党派性の強い政論を中心とした「大新聞」とゴシップ・娯楽を重視した「小新聞」です。そのような状況の中で明治政府は、親政府的な立場から情報伝達と世論誘導を行う新聞の要請を目指しましたが、露骨に政府寄りのスタンスをとる新聞は売れ行きが悪く、その影響力も限られていました。そこで一見中立的な報道を主とした「中新聞」という新しいジャンルの新聞を目立たない形で助成することによってその目的を達することを試みました。結果的に、毎日新聞と朝日新聞に代表されるこのような中新聞は商業的にも大きな成功を収め、やがて新聞の主流を占めるところとなりました。草創期に見られた国家による新聞への直接的な資金援助は今日ではむしろ過去のものとなりましたが、政府から見て「中立的」な新聞の育成を政府自体が目標としたことは大変興味深いと言えるでしょう。

政治家・官僚と新聞

権力と新聞の密接な関係は財政的な庇護に留まりませんでした。例えば、長らく長州閥系の親政府新聞と目されていた東京日日新聞は、1891年には伊藤博文・井上馨によって直接掌握され、伊藤の側近であった枢密院書記官長の伊東巳代治が(官僚の兼職禁止規程に抵触するため秘密裏に)社主として送りこまれました。これに対して薩摩閥のライバル松方正義は首相の座にありながら同年、経世新報を創刊し対抗するというように、新聞は政治家同士の間で権力闘争の道具に用いられることもありました。政治家が新聞業に手を染めるだけでなく、逆に新聞業を経て政治家として大成した例もいくつかあります。例えば、五・一五事件で暗殺された犬養毅は、国政に登場する前は郵便報知新聞、東海経済新報、秋田日報、朝野新聞などで記者や主筆として活躍していましたし、平民宰相と呼ばれた原敬は、若い頃に郵便報知新聞などで働いた後官僚生活を経て、大阪毎日新聞社の編集総理や社長を勤め、政界入りしています。また、首相として普通選挙法と治安維持法を成立させたこと

などで歴史に名を残した加藤高明は、三菱や官界でのキャリアを経て、衆議院議員となり、一時期は東京日日新聞社長を勤めていたこともあります。ほかに生え抜きの新聞人としては、主筆のちに副社長として戦前の朝日新聞の顔であったと言える緒方竹虎がアジア太平洋戦争終盤に国務大臣・情報局総裁として入閣したことをきっかけに政界入りし、戦後の公職追放解除の後には官房長官や副総理などの要職を歴任し、自由党総裁に登りつめたことが目を引きます。

このほか、官僚出身の新聞人も数多く知られています。そのうちの主だったものを以下に列挙します。

小松原英太郎 1852-1919

評論新聞(禁獄二年処分)、朝野新聞、山陽新聞を経て、外務省勤務、内務省に転じて大臣秘書官、埼玉県知事、警保局長、静岡県知事、長崎県知事、司法次官、内務次官などを歴任。退官後、大阪毎日新聞社編集総理のち社長。文部大臣。

下村宏 1875-1957

通信官僚。逓信省郵便貯金局長、為替貯金局長の後、台湾総督府民政長官・総務長官で退官。1921年東京朝日新聞社入社、専務取締役、副社長。1943-1945年は日本放送協会会長、1945年4-8月は国務大臣兼情報局総裁。戦後、戦犯容疑拘留、公職追放。

前田多門 1884-1962

内務官僚。内務大臣秘書官、東京市助役など。1928-1938年、東京朝日新聞社論説委員。ニューヨーク日本文化会館館長、新潟県知事、貴族院議員、文部大臣。公職追放期間中、東京通信工業(現SONY)社長、指定解除後は大日本育英会会長などを務める。

正力松太郎 1885-1969

内務官僚。1924年警視庁警務部長在任時に虎の門事件の責を引き免職処分、読売新聞社を買い取り社長となる。戦犯容疑拘留、公職追放を経て、日本テレビ放送網社長、読売新聞社社長、衆議院議員、科学技術庁長官など歴任。

関口泰 1889-1956

台湾総督府事務官を経て、1919年に大阪朝日新聞社入りし、東京朝日新聞社

調査部長、政治部長、論説委員、ベルリン特派員などを歴任、1939年に退社。戦後、国立教育研修所長・文部省社会教育局長・帝国図書館長事務取扱、横浜市立大学学長など。

石井光次郎 1889-1981

内務官僚。警視庁保安課長を経て、台湾総督府秘書課長など。1922年東京朝日新聞社に転じ、経理・営業を統括、終戦時には専務取締役。戦後、日本自由党代議士となり、商工大臣。公職追放指定解除の後、朝日放送社長を経て再び衆議院議員、運輸大臣、自由党幹事長、副総理、通産大臣、法務大臣、衆議院議長などを歴任。

小林与三次 1913-1999

内務官僚、正力松太郎の女婿。戦後は自治省財政局長、事務次官のち退官。住宅金融公庫副総裁を経て、読売新聞主筆・副社長・社長、日本テレビ放送網社長などを歴任。

こうして概観すると、いかに新聞業界と政官界が密接に繋がってきたかがよくわかります。なかには、小松原英太郎のように新聞人として投獄生活を余儀なくされた人物がのちに内務省警保局長となり新聞を弾圧する側に回ったケースさえあったことは興味深く思います。大掴みな傾向としては、毎日新聞（大阪毎日新聞・東京日日新聞）が政官界の大物をたびたび社長級で遇してきた一方、朝日新聞（大阪朝日新聞・東京朝日新聞）は緒方竹虎の下、内務省や台湾総督府と縁の深いエリート内政官僚を複数重用してきたと指摘できるかもしれません。他方、後発の読売新聞は、正力松太郎・小林与三次という内務官僚同士の義理の父子に率いられ急速な成長を遂げました。いずれにしても、国家権力とジャーナリズムの間に予期されるような緊張関係をここに見出すことはできません。それどころか敢えて多少乱暴な議論をするならば、エリートが政官界と新聞界を自在に行き交うさまを見ている限り、新聞は国家統治機構の一翼を担っているかのようにさえ見えます。事実、緒方竹虎と下村宏という情報局総裁を送り出した朝日新聞をはじめ、毎日新聞にしても読売新聞にしても、国家権力の侵略戦争遂行に全面的に加担していく結果となりました。

これら日本の主たる新聞社はいずれも自らの戦争責任を厳しく追及することなく、企業体として敗戦と占領を生き延びることに成功します。戦前期のように政官界と新聞界のトップレベルでエリートが行き交うことは見られな

くなりましたが、それでも国家権力と新聞の緊密な（緊密すぎる）関係は、いわゆる「番記者」と保守政治家の間に引き継がれるところとなりました。

もっとも悪名高い例としては、大野伴陸に食い込むことで足場を築き、のちに中曽根康弘が首相に登りつめるのと歩調を合わせるようにして読売新聞に君臨するに至り、今日まで権勢の限りを尽くす渡邊恒雄がいます。また池田勇人をはじめ宏池会の領袖の側近政治記者として名を馳せた島桂次（元NHK会長）もいます。最近でも「神の国」発言の釈明記者会見を開いた際、森喜朗に記者会見を切り抜ける指南書を内閣記者会に所属する記者（大木潤NHKサブキャップと言われている（川崎泰資・柴田鉄治『検証日本の組織ジャーナリズム—NHKと朝日新聞』））が捧げていたことが露見した一件もありました。

このほかにも新聞や放送業界の指導的立場にある人々が政府審議会に多数参画して、国家権力を監視する市民のための番犬としての役割を放棄しているという批判もあります。原寿雄『ジャーナリズムの思想』の指摘するところによると「法令に基づく中央の審議会だけでも200を超え、その大半に新聞・放送人が参加、その数は現役の役員、論説委員などだけでここ数年、毎年150人前後に上って」おり、地方自治体の審議会に参加しているマスメディア関係者も含めるとその数はのべ1000人を超えると推計されるということです。信濃毎日新聞のように全面不参加、朝日新聞や東京メトロポリタンテレビのように原則不参加の方針を確立している報道機関は例外で、大多数は審議会に入りその結果として官僚主導の政策過程のお先棒を担いでいると批判されても仕方がないのが現状です。

戦争と新聞

「金」と「人」の両面で国家権力と新聞の関係をざっと概観してきましたが、最後に戦争という国家権力がもっともむきだしになる事態と新聞について述べないわけにはいきません。全体として戦争が新聞メディアの産業としての成功に大きく貢献したことは無視できませんし、また今日の新聞界を規定するいくつかの重要な制度的基盤が戦時中に形成されたことも事実なのです。

日本における戦争特派員の第一号は、西南戦争に新政府軍サイドで従軍した東京日日新聞の福地桜痴だと言われています。東日にしても福地個人にしても長州閥に食い込んでおり、そのことにより軍団御用掛の肩書きを得て取材することが可能になり、これにより東日は大きく部数を伸ばしたということです（佐々木隆、前掲書）。

この後、東京日日新聞に限らず新聞各紙は総じて戦争のあるごとに発行部数の拡張を果たし、この傾向は日清戦争、日露戦争、満州事変、日華事変と

続きました。まさに一大産業としての新聞業の地位確立は戦争と密接に絡むことによってなされたと言っても過言ではないのです。統制の強化や(用紙などの)物資不足によって、太平洋戦争だけは部数の増大に繋がりませんでした。しかしその一方で1940年頃より地方紙の統合が進められ、戦後も優越紙の形で多くの場合残存する一県一紙制が打ち立てられ、皮肉なことに戦時統制のおかげで地方紙は今日に至る安定した経営基盤を得ることができたとも言えるのです。また中央紙レベルでも統合整理が国家主導で推し進められ、1942年頃までには朝日新聞、毎日新聞、読売新聞(読売報知)、日本経済新聞、産業経済新聞、東京新聞のいわゆる六大紙の成立を見ました。更には、新聞社・通信社で構成される独占的な情報カルテルとの批判も多い、今日につながる記者クラブの統制・改組がなされたのもこの時期のことでした。

アジア太平洋戦争との関連では、中央紙のうちで最後まで軍国主義に批判的だった朝日新聞が満州事変を契機に社論をついに転換し、各紙はそろって翼賛体制に組み込まれるところとなっていきました。既に大きなビジネスとして成功していた新聞業界は、単に紙面を通じて軍部主導の国民精神総動員に貢献するばかりでなく、例えば朝日新聞中部総局社屋の地下に軍需工場を設け新聞製作技術を転用し軍用機製造のためのベニヤの型紙を生産したり、東京本社でも講堂で特攻隊用の地図ばさみを製作したりするなど、直接軍需生産にさえ手を染め戦争協力するまでになっていきました(朝日新聞「新聞と戦争」取材班『新聞と戦争』)。最近になってようやく朝日新聞などで自社の戦争責任を正面から追及することが行われましたが、新聞メディアにいまだに暗い陰を残す問題と言えるでしょう。

新聞メディアの今日的課題

さすがに「金」や「人」の面で国家権力に直接依存するようなことはなくなりましたが、戦後から今日までに至る新しい時代の新聞報道と国家権力との関係を考えたときも、依然として過去の遺産が重くのしかかっていることは否定できません。戦時中のもっとも言論統制が強かったときに完成された記者クラブ制度は今も「健在」で、組織ジャーナリズムを根っこから腐らせていると言っても過言ではないかもしれません。原寿雄『ジャーナリズムの可能性』は、「記者クラブの最大の罪は、閉鎖性による情報独占だけではない。日本社会が論議すべき議題設定のイニシアティブを、官庁や政党、経済界などのニュース源が握り、世論誘導にメディアが動員されながらも、ジャーナリストの側がそのことに無自覚な点である」と指摘しています。発表ジャーナリズムとも呼ばれる、このように政治・経済権力に極めて従属的なメデ

アのありようは、ジャーナリズムの名に値しないと言わざるを得ないでしょう。今日に至るまで新聞が「情報」の入手に関して国家権力に依存しつづけているとしたら、いくら「金」や「人」でようやく独り立ちを果たしたとしても、国家に寄生する情報産業カルテルの域を出ていないと断じなくてはなりません。

またこれに関連して、一見もっともらしく見える「不偏不党」という客観報道の建前にナイーブに依存して疑わない姿勢も問題が多いことを認識すべきかと思われます。そもそも「不偏不党」が決定的な形で日本の新聞に広く奉じられることの端緒となったのは、米騒動をきっかけに大阪朝日新聞が内務省によって言論弾圧のターゲットとされた白虹事件でした。発行禁止すなわち廃刊処分が下されることを恐れた大阪朝日新聞経営陣は、企業存続を優先させ警察当局に全面的に屈服する道を選びました。その際「紙面改善」を誓い掲げた編集綱領に「不偏不党の地に立ちて、公平無私の心を持し、正義人道に基きて、評論の穩健妥当、報道の確實敏速を期する事」という項目が入れられたのです。このことについて、今西光男『新聞 資本と経営の昭和史』は、「朝日新聞の全面屈服の証しは、編集綱領で定められた『不偏不党』だった。その意味するところは、『偏った政権批判』を今後行わないという恭順の誓いだった」と述べています。

さすがに戦後民主主義の下では時の政権批判自体にメディアが遠慮する例は稀ですが、それでも国家権力の暗部に触れるような調査ジャーナリズムを忌避することの正当化に「不偏不党」の原則が用いられる例が数多いのは事実です。こうした傾向は何も日本の組織ジャーナリズムに限ったことではないとはいえ、とりわけ世界最大規模の発行部数を誇る読売、朝日などの主要紙は国家権力の誘導や世論の推移に敏感に反応し、商業的な成功を収めつづける目的からもジャーナリズムの原理原則よりもいわば万人受けする中道的（不偏不党）ポジショニングを優先させるきらいが強いと言えるのではないでしょうか。そういう意味では、不偏不党を掲げ実は国家権力に追従するような報道や論調は、こんにちでは実は企業の論理に起因している側面もありそうです。いずれにしても、戦後当初から1960年代までは戦争協力の反省からおおむね全新聞そろって国家権力の監視や批判を重視していたものが、1970年代に産経新聞が国権主義に論調を転換させ、1980年代に読売新聞がその後を追うところとなり、世論の右傾化が鮮明になってきた現在では孤立を恐れる朝日新聞の論調が迷走を始めたというように、不偏不党を標榜する日本のジャーナリズムの実態は、強きに与し流れにおもねる商業主義メディアなのではないか、との疑念が拭えません。そういう意味では、近代化の過程

で国家権力の庇護を「金」や「人」の面で受け成長した日本の新聞は、こんなに何でもジャーナリズムの担い手というよりは、政府から「情報」の払い下げを受けつづける産業カルテルであるといったら毒舌が過ぎるでしょうか。

<参考文献>

- 朝日新聞「新聞と戦争」取材班『新聞と戦争』朝日新聞出版、2008年
今西光男『新聞 資本と経営の昭和史』朝日選書、2007年
今西光男『占領期の朝日新聞と戦争責任』朝日選書、2008年
上杉隆『ジャーナリズム崩壊』幻冬社新書、2008年
川崎泰資・柴田鉄治『検証日本の組織ジャーナリズム—NHKと朝日新聞』岩波書店、2004年
川崎泰資・柴田鉄治『組織ジャーナリズムの敗北—続・NHKと朝日新聞』岩波書店、2008年
佐々木隆『メディアと権力』日本の近代14、中央公論新社、1999年
秦郁彦（編）『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、2002年
原寿雄『ジャーナリズムの思想』岩波新書、1997年
原寿雄『ジャーナリズムの可能性』岩波新書、2009年

The State and Newspapers in Japan

NAKANO Koichi

SUMMARY

This paper provides a brief analysis of the close relationship between state power and newspaper journalism in Japan from a historical perspective. From early Meiji period, the Japanese state sought to encourage the growth of the newspaper industry through covert financial aids –the objective was for the government to establish newspapers as effective media to convey official information to the public. Moreover, the state did not only provide funds to the nascent newspaper industry but also its key personnel. The close personal linkage between the government and the news media continues today, through journalist participation in government councils as well as through the notorious press club system. Indeed, even though the collusive relationship that the Japanese newspapers developed with state power reached its nadir during the Asia-Pacific War, much remains unaltered in contemporary times. There may no longer be direct flow of funds and personnel from the state to the news media, but one (admittedly harsh) way to depict the Japanese news organizations is as a cartel industry that continues to rely on the state for its essential commodity –information.

<論文・報告>

Tokyo International Conference on African Development
(Part Five)

YASUOKA Takaaki

(Institute for the Study of Social Justice, Sophia University)

1. Introduction

The TICAD – IV, an international policy forum and summit co-organized by the Japanese Government and the United Nations (represented mainly by UNDP and World Bank as well other agencies) was held at Yokohama, Japan from 28 to 30 May 2008.

51 African countries, 74 international and regional organizations, private sector, civil society organizations and important personalities attended this conference. Also participating in the conference were representatives from 34 partner countries including the G-8 and Asian countries.

The Holy See Delegation to the conference was composed of His Excellency Apostolic Nuncio to Japan, Archbishop Alberto Bottari de Castello, Monsignor Rev. Bernard Munono Mutembe, Pontifical Council for Justice and Peace, Holy See and Takaaki Pio Yasuoka, Institute for the Study of Social Justice, Sophia University Tokyo. The Holy See Delegation has been attending this event since TICAD –I held in 1993. Both Monsignor Munono and Takaaki Yasuoka have been serving as the member of the Holy See delegation since TICAD held in Tokyo in 1998.

Background

The first conference (TICAD-I) was launched with the initiatives of Japan and the United Nations in 1993 and the organizers were determined to reverse the decline in development assistance for Africa,

which had followed the end of the Cold War. The Tokyo Declaration on African Development was adopted with the following points: to commit to the continuous political and economic reforms in Africa; to increase private sector development; regional cooperation and integration; and to harness Asian experience for the African development, Asia-Africa cooperation.

The conference held in 2003 and TICAD decided to continue the support to the African Union's (AU) New Partnership for African Development (NEPAD), which was launched in 2001 by the founding states of South Africa, Nigeria, Egypt, Senegal and Algeria planned to rebuild the African continent through attracting foreign direct investment (FDI) from industrial countries.

Remarks by African Leaders

Whether or not TICAD forum proved a useful instrument for cooperation, it gave have a good chance to listen to the voices of Heads of State and Government in the Conference. President of Tanzania in his capacity as the Chairperson of the African Union Assembly expressed on behalf of the leaders from the African continent that they are here in full force to underline their trust and collective support for the TICAD process of 15 years of its existence and has proved to be a very useful instrument for cooperation.

President of Kenya recognizes that TICAD IV presented them with an opportunity to broaden the strategic partnership between Japan and Africa. According to the recent report, issued by the United Nations, leaders of Africa considered that Japan should view Africa as a strategic partner in the making, not simply as a partner. The thinking is that the TICAD process should establish some form of political consultation on issues facing the world or of direct interest or concern to Japan and Africa. A case in point is the issue of admission of Japan to the United Nations Security Council, which would require close consultation between Japan and African countries. Political consultations between

Japan and Africa can be organized in situations or issues of conflict in Africa or elsewhere where Japan or Africa may have an advantage to make peace or propose solutions (The Review of the TICAD Process from the African Perspective, Office of the Special Adviser on Africa, United Nations, 2008).

Japan made her efforts to establish a continuous dialogue between the G8 and African leaders since the Okinawa G8 Summit in 2000. As several nations especially industrialized ones are competing for the continent's natural and mineral resources as well as its markets, it would be wiser for Japan to look into solidarity and work in common.

Under these situations, it is good to draw one's attention to catholic Church's Encyclical "Populorum Progressio" and refer to some of the teachings of the Church: "Called for concerted action" both in the ethical sense as an expression of solidarity and in the economic sense as the ability to work together for a productive or commercial purpose; "Invitation to cooperation" in this multiple sense is another important factor to be prioritised in view of justice and peace.

2. TICAD IV: Towards a Vibrant African Continent of Hope and Opportunity

The Conference set the following priorities for Development Agenda; (1) Towards Boosting economic growth, (2) Towards Ensuring "Human Security" including the achievement of the Millennium Development Goals (MDGs) and the consolidation of peace and good governance and (3) Environmental issues and climate change.

I would like to present some of the significant statements, summary of the sessions and some points for discussions:

With regard to the Initiative on the Assistance for African Development, The Japanese Prime Minister Fukuda said: "The new African history that we will create together will be a history of growth. Peace and

security - fundamentals for bringing about growth ... Japan and Asian countries want to walk alongside the African people, shoulder to shoulder by introducing the experiences of Japan and other Asian countries.”

Some of the pledges of Japan as follows: Japan's ODA (Official Development Assistance) to Africa to be doubled by 2012 -- Japan would be providing Japanese ODA loans of up to \$4 billion to Africa mainly to improve African infrastructure, as well as double its grant aid and technical cooperation for Africa over the next five years. He mentioned that the infrastructure is "the people's infrastructure," bringing prosperity to communities and the people living there.

Japan has substantially increased its official development assistance to the continent amounting to \$12 billion from 1993 to 2005; debt relief totalling \$2.4 billion up to 2005. Japan will coordinate with the international community, acting in good faith to address issues of debt relief for Africa.

Fukuda also pledged to extend financial support of \$2.5 billion, including the establishment of the Japan Bank International Cooperation Facility for African Investment, and take other measures to encourage increased private Japanese investment in Africa with the aim of doubling Japanese foreign direct investment to the continent.

In the area of the development of agriculture, Fukuda pledged to help assist Africa seeking to achieve its own Green Revolution. Japan is aiming to double the current rice production output of 14 million tons over the next ten years. With a wealth of agricultural experiences, Japan is willing to cooperate with various countries and international organizations in the areas of developing irrigation systems, improving the varieties of crops raised, and fostering extension workers in the field of agriculture.

On the Millennium Development Goals (MDGs), Japan will train one hundred thousand people in Africa over the next five years as health

workers. Africa is facing a shortage of as many as 1.5 million health workers.

In the area of health-related measures, Japan would contribute \$560 million to the Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria in the coming years, starting in 2009, to support the fight against these three major infectious diseases. Approximately 60 percent of the Global Fund's total assistance goes to sub-Saharan Africa. In the fields of health or combating infectious diseases, Japan is also considering dispatching Japanese researchers to universities and research institutions in Africa. Japan will be organizing a new technical assistance corps of water specialists so-called the "Water Security Action Team," which will be dispatched to work on the ground in African nations. This initiative is intended to provide access to water to as many African people as possible by sending specialists in underground water resources and water supply system management.

The emergency food assistance package is \$100 million. A significant portion of this amount will be targeted to Africa. On top of this, Japan is further considering various assistance measures, including relief measures for groups that have newly fallen into poverty as well as measures to support crop planting for next year and the year after. Such measures will constitute the first quick response to the most vulnerable populations in the continent as a result of the recent sharp rise in food prices.

Japan's assistance to African development is to be implemented fully based on the principles of self-reliance, mutual cooperation, African ownership and mutual accountability.

Reactions to the Japanese Assistance

Civil Society leaders said that there was no doubt that Africa needs growth and this is exactly the time to prioritize direct investment in line with the Millennium Development Goals (MDGs), because many African

societies suffer from social and economic divides and there is a great need to ensure that poor people can participate in the economic activities.

Civil society is concerned about the implication of this large amount of loans on the poor communities in Africa. Africa's current debt crisis started with the plummeting primary commodity prices. It is questionable whether Africa will have the capacity to repay the loans announced today.

The trans-national organizations in the global civil societies today would continuously work for transparency and accountability of such financing surveys and advocacy, especially, against unjust financial assistances by the developed countries. (cf. International Debt Problem - An ethical examination, Pontifical Council on Justice and Peace, Vatican)

President of Tanzania expressed that Africa needs more Official Development Assistance to develop its infrastructure, its human capital and to improve basic social and economic services. He also suggested more involvement and active presence and participation of the Japanese private sector on the continent.

African leaders that there is international consensus to reduce poverty in Africa. Developed countries including Japan should not only increase assistance to Africa, but they should also work with the African continent to ensure the assistance provided is relevant to the needs of the recipient countries and also targeted where it would be used most productively. So they must take a look at how Japan's assistance policies towards Africa are implemented. These voices of African leaders are very significant toward examining an ethical aspect of international assistance.

Japan's Official Development Assistance Charter, established in 1992 and revised in 2003, articulates aid philosophy and outlines the area where this aid should be made. There are three pillars: (1) Consolidation of peace, (2) reduction of poverty through economic growth, and (3) Human-centred development.

It should be also noted that the entire issue of financing for development must be based on the intention of giving a perspective of hope to all and above all to the poor. The recognition of centrality of the human person, especially of the poor in the great economic and social processes, is of utmost importance.” (Cardinal Renato R. Martino, see further the Article by Takaaki Pio Yasuoka on “Asia-Africa Trade and Investment Conference,” the Japan mission Journal, spring 2005, Oriens Institute for Religious Research)

3. Priority one: Towards Boosting Economic Growth

Africa is going through a period of “impressive” economic growth. The President of Tanzania brought to light several important points and appealed for radical change. (a) Japan’s foreign direct investment in Africa remained small (between 2002 and 2004 in Sub-Saharan Africa, 0.4% of Japan’s total global foreign direct investment flow of \$108.5 billion. World Bank); (b) Of those \$415 million that Japanese firms have invested in Africa, 85% (\$352 million) went to just two countries - South Africa and Egypt, so the rest of Africa was left to share the remaining \$63 million. (c) With regard to trade, goods and services exported from Africa to Japan were less than 2% of Japan’s total imports in 2003-2004.

Political stability is a significant factor to support country’s economy (rehabilitation and modernization). Angola presented the country’s situation by saying that following a decade of armed conflict that destroyed the country and created economic, social and demographic distortions, Angola was compelled to mobilize resources to support the enormous task of reconstructing the country, which was not easy, taking into account the conditions set by the international community. In spite of the difficulties, Angolan economic performance should be well noted: The GDP (the gross domestic product) increased at an average of 18.1%, the oil sector increased to a rate of 20.4% while the non-oil sector increased to 25.7%. Among the most dynamic sectors of the non-oil sector is construction, which in 2007 reached a growth rate of 37.1%, the

industry with 32.6% and the agriculture sector with 27.4%. All these figures indicates the deep changes implemented in the macro-economic policy in 2003 and henceforth.

Uganda and Kenya have experienced a period of impressive economic growth averaging from 5%-8.3% per annum over the past five years. Leaders of Africa emphasized the importance of commitment in principle that Africa should move away from the exportation of raw materials to high value added products.

As to challenges, Africa is still faced with, negative effects of globalization, rising food and fuel prices, failure to gain access to new markets, and inadequate direct foreign investment. The low levels of technical know-how investments affect the low export value of raw and semi processed agricultural products.

Increased trade and investment are important for employment, economic growth and poverty reduction on the continent. Expanded market access for African products is critical if African countries are to achieve export-led growth. While preferential market access schemes have been helpful in promoting exports by African LDCs (Least Developed Countries), the needs of middle-income countries should not be ignored. International trade liberalization, particularly in agriculture, is necessary to reduce the market distortions that limit export competitiveness. Assistance to help African countries meet non-tariff barriers and technical, sanitary standard should be provided. An early, fair, and balanced conclusion of the Doha Round (Development Agenda) is essential to open up international markets to African exports and expand trade.

Although demand for natural resources has boosted economic growth on the continent, increased levels of foreign direct investment and diversification beyond primary commodities and extractive industries are needed.

Finally, as known well, agriculture is the dominant sector in most African countries, and is therefore, key to economic growth in the region. Rising food prices, which have seriously affected African economies and populations, have also underscored the importance of increased agricultural production and productivity for food security.

Greater investment and a comprehensive approach to agriculture are needed. In terms of inputs, it is important to ensure the availability of seeds and fertilizer, expand access to agricultural technologies, credit, water and land—especially for women farmers, and increase investment in research and development.

On the output side, removing infrastructure bottlenecks would allow farmers to connect to markets and promote agribusiness. South-south and triangular technical cooperation between African and Asian countries, particularly in agriculture, has proved to be effective and should be expanded. Around 400 agricultural experts from Vietnam have been working in cooperation programs in African countries to assist African farmers applying new technologies in rice and food crop cultivation, water management, animal husbandry, bee raising, fisheries, agricultural product processing and small scale mechanization under the South-South Cooperation Program. Japan has been instrumental in promoting and supporting such cooperation.

I have been visiting African countries such as Kenya, Tanzania, Ethiopia, Somalia, Sudan and South Africa to investigate the situation of quality of life in the rural areas including refugee resettlement area for the past 30 years. Judging from my experiences and exposure trips, the rural community empowerment should be utmost important to have resilience.

4. Priority two: Towards Ensuring Human Security - Achieving MDGs and Consolidation of Peace and Democratization

I would like to highlight here, some of the contrast pictures and

instances of the existing uneven capabilities, the gaps of capacities by countries, which need careful attention and consideration by the international community. ?

Consolidation of Peace and Democratization

As mentioned above, the political stability is deciding factor to support the African economy (rehabilitation, democratization and modernization). In this respect, it is necessary to mention, recalling the Angola's case, some recent incidences:

The recent violence that took place in Kenya during and after the presidential election end of last year and early this year killed hundreds of Kenyans and thousands of them were homeless. It was an "ethnocide." The Kenyan President thanked the international community for its support to Kenya following the post-election violence early this year. Through thier unity by placing a Grand Coalition government, they are able to implement a broad reform agenda on a path of rapid economic development, he affirmed.

The important point is that the government should be committed to ensuring greater political stability and "social equity." In relation to consolidation of peace and democracy, here is another difficult case: President of Sudan recognized democratic practices are on the rise across Africa, individuals and the groups are able to voice their interests, exercise their rights, meet their obligations and participate in he process of ensuring good governance and the rule of law.... Africa has established NEPAD and other bodies as a framework to address collectively the challenges facing Africa, namely peace and stability, resolution of conflicts, fight against poverty and endemic diseases... and sustainable development. He expressed thanks to the regional and international mediation and the support of Partners across the world upon the conclusion of the Comprehensive Peace Agreement, which ended more than two decades of war in south Sudan in January 2005 and the Darfur Peace Agreement in May 2006. He appealed to the forum that Darfur

problem could only be resolved through political negotiations and process under the United Nations-African Union auspices.

Goals of the Millennium Development

Sao Tome e Principe, a small-island nation in the west of the African continent and other least developed nations on the continent presented their major challenges:

Eradication of extreme poverty and hunger: There is growing poverty and they do not know how they are going to turn this around with daily records for rising oil prices, while food prices have doubled or tripled?

Universal primary education: Their governments cannot afford to build schools, buy textbooks or pay teachers. And unfortunately many of these countries do not have sufficient incomes to fund these basic necessities.

Reducing child mortality: It is closely linked to eradication of extreme poverty and hunger, so probably the people are nowhere near reaching their goals. But many countries have tried their best for massively reducing malaria in the last years. Hospitals are extremely expensive. In addition, African leaders have shown serious concerns of the reality of brain drain. Doctors who get trained go to work abroad where salaries are higher and conditions are better.

Improving maternal health. This is linked to reducing child mortality; doctors are few, drugs are expensive. This is the “the worst” of all, said one of the representatives.

Combating HIV/AIDS and other diseases: There are some reasons for hope. Malaria used to be the number one killer, but with the generous program from international communities, an island nation like Sao Tome e Principe almost succeeded in eradicating malaria by spraying in every single household across the country. Now people are no longer getting sick from Malaria, so hospital beds became empty! On the HIV/AIDS

front, certain countries across the continent have still a long way to go. Two major initiatives to be taken here are (a) education and measures to avoid infection and (b) treatment often expensive to those people suffering physically and mentally. There exist no big pharmaceutical companies in Africa. They are in Europe, the USA and Asia. Therefore Africa cries calls for help and requests to provide Africa more reasonable priced drugs to stop this plague once and for all.

Ensuring environmental sustainability: Island nations are particularly vulnerable to climate change issues. Climate change has already caused sea level rise, with some of the coastal roads already eroding under the rising waves. The causes of climate changes are not within their reach as it is a global issue. Environmental sustainability is a question of funds and priorities. They are far behind on meeting most of the MDGs by the scheduled timeframe of 2015. Therefore, solidarity is urgently sought in this area.

Referring to the Millennium Development Goals targets, it is good to recall what the Kenyan President mentioned: In order to meet the MDGs set goals, African countries should require a sustained annual growth rate of at least 7% which is not an easy challenge. Through strong partnership initiatives like TICAD, Africa will be able to achieve a substantial proportion of the MDGs, he said.

On the other hand, it is good to turn our eyes on some encouraging success story in education. Zimbabwe is proud of the big steps in attaining the goal of universal primary education. By 2004, the net school enrolment was 97% with 50% gender parity. The primary education completion rate had reached 84%. The percentage of trained teachers in the schools had reached 91%. By virtue of the commitment of resources to education as a national priority has raised the level of literacy to 96% and expanded the skills base. As to Zimbabwe's own national efforts through resources mobilization resulted in a significant decline in the adult prevalence rate from 29.1% in 2000 to 15% in 2007. In order to ensure over all success in all fields, UN agencies,

international organizations and donors must act in close cooperation with African governments:

Community Development

Given the impact of food price increases as well as the potential impact of climate change, community resilience and empowerment is the key for poverty eradication and human security. Local procurement of food is important since it helps increase local production and provides security to local communities. It must be noted that solutions cannot come from out side. They have to be rooted in communities with the individual at the centre. Community development and empowerment is key to Millennium Development Goals.

Health

Accelerating action together with scaling-up evidence based interventions is important for reaching MDGs. There has been uneven progress and there is a long way to go. Investment in combating infectious diseases including HIV/AIDS, tuberculosis and malaria should be scaled up as did in the case of polio. Universal access to primary health care and health-related MDGs commitment should be honoured at the same time. And gender mainstreaming should be promoted in national policies, programs and budgets to address gender inequalities and health outcomes.

5. Priority three: Environmental Issues and Climate Change

The participants at the TICAD IV noted that African countries, which emit the least and embrace the Congo Basin, considered as the second largest ecological "lung" in the world, have generally been extremely vulnerable to the negative effects of climate change, including increased environmental degradation, deforestation, loss of bio-diversity, and droughts and desertification that further threaten food security and health, as well as to increasingly frequent extreme weather patterns. The

participants acknowledged the importance of the Education of Sustainable Development initiative and its promotion to address environmental issues effectively.

6. Conclusion

Enforcement of TICAD IV resolutions

Africa's significant progress in recent years is due mainly to the advancement of peace. This is the requisite and foundation for development. African ownership and the African Union's initiative in ensuring the security of the continent should be appreciated so that "peace dividends" would be secured and become reachable to the entire population. The participants adopted the Yokohama Action Plan and promoted post-conflict reconstruction covering a wide range of peace building measures that are commonly shared among African countries through newly created NEPAD, AU and the 15-year long TICAD process.

The participants recognized the importance of enhanced South-South cooperation together with TICAD Process and acknowledged the positive results of efforts, under TICAD Initiative, to promote trade and investment flows between Asia and Africa as well as encourage intra-Africa trade.

The participants acknowledged the active involvement of African, Japanese and international civil society organizations in the TICAD process, and the importance of further broadening of the existing TICAD partnership using a participatory approach. They also stressed the need to achieve greater synergy and coordination between and among existing initiatives so as to attain greater coherence, focus and efficiency in the overall global development partnership for a vibrant Africa.

Participation of the Holy See

Human promotion assistances by the Holy See through Caritas Internationalis approved by Pope Pius XII in 1951 have made records in

the fulfilment of basic human needs or “human security” in some 162 countries. The Pontifical Councils on Justice and Peace and Migrants, Refugees and Itinerant People have exerted every effort to ensuring human dignities of the people in the contemporary world. Based on the social teachings of the Church in every aspect of humanity, Holy See has been deeply concerned with African human-centred development and joined hands in solidarity with the TICAD process. And it is in this sense the head of the Holy See delegation, Nuncio to Japan His Excellency Archbishop Alberto Bottari de Castello has rightfully chosen to participate in TICAD IV and its priorities.

Reflections

As member of the Holy See Delegation headed, I express my personal deep appreciation on the efforts by the “continued commitment by the Holy See to defend Human Dignity in Africa and the world”.

Through my profession as teacher, and writer engaging in for over 30 years at Sophia University, and its Institute for the Study of Social Justice, the Sophia Relief Service (Humanitarian Assistance Activity attached to the Institute), I believe that Sophia University has in the unique way had come to devote to men and women for and with others in the world and Africa and Asia in particular. As a Catholic institution of learning as university, we should exert more efforts in promotion of preferential love with African people fighting for noble causes and against poverty.

It is a rewarding experience to have attended TICAD international forum, most needy one. Now, it is indeed high time to convey our good words into good deed. “Less talk and more action”, a delegate from Sao Tome e Principe said.

第4回アフリカ開発国際会議報告

要 約

保 岡 孝 顯

アフリカ開発国際会議 (Tokyo International Conference on African Development (TICAD)) は2008年5月横浜で開催された。今回は第4回目の各国元首首脳会議となり、注目された。アフリカ諸国首脳からは、真のアフリカ開発のためにより具体的な措置が採られるように強い要望が出された。筆者は1998年以来、オブザーバーであるバチカン代表団の一員として同会議に出席してきている。今回の会議は真のアフリカ開発により具体的なイニシアティブが採られるように要請されている。すなわち、経済成長の促進、人間の安全保障の実現と環境の保全はなかでも優先課題と設定された。

経済成長

Boosting economic growth

アフリカ各国の指導者たちからは、先進諸国のアフリカへの投資が激減していることに鑑み、根本的にその経済政策の変革を強く要望している。特に、日本は2002年から2004年の間、アフリカへの直接投資は0.4%で4億1500万ドルと、極端に少ない。そのうち、約85%の3億5200万ドルはエジプトや南アフリカの二カ国で占められており、残り6500万ドルが他のアフリカ諸国への総額となっていること、さらに2003年-2004年における日本の対アフリカ貿易は総輸入のわずか2%に止まっている状況を指摘している。経済成長の基盤こそ公正な基準であることを会議で再確認させている。同時に、昨今の食糧価格の平均300%の高騰は中間者ほどに受益をもたらしていない。このことは経済成長を阻む要因ばかりではなく、より貧困を増大させ、生存のための基本的必需へのアクセスを増大させることになるであろう。アフリカからの輸出、原材料の適正な価格維持を実施させるようにより公平性を要請している。先進工業諸国はアフリカで利益を得るばかりで、アフリカの人々をいっそう貧困と絶望に陥れることは正義ではない。

人間の安全保障の確保

経済的自立、教育、幼児死亡率、母子健康改善、全般的に健康な社会は人

間の安全保障の確保に重要な要因であることが各国の指導者による通認識がある。しかしながら、これらの理想理念は現実にはアフリカから商品など財やサービスに対して公正なアクセスと価値が賦与されなければ理念や夢だけに留まってしまうであろう。わずかな税金、利潤、またはローヤリティの形でアフリカ政府に支払われたにしても、政府には学校建設費、教科書購入、教師への給与、よりよい健康増進など諸政策実施にはなかなか至らない状況である。同時に、「頭脳流出」は深刻な状況で、とくに医療現場における医師不足、医薬による安全な保健行政は極めて困難に直面している現実には各国政府指導者は憂慮の念を深めている。アジア、欧米の現状とは比較にならないのである。こうした状況の中でも成功例がある。ジンバブエの報告では国家教育優先政策による国内の資源総動員の成果として、2000年時の成人非識字率29.1%は2007年には15%にまで低下させたこと、2004年間で就学率は97%で、小学校修了率は84%、訓練を受けた学校教師は91%に達している。現在、こうした教育重視政策によって国民の識字率96%に達している報告であった。しかし、昨年にはジンバブエの政治経済は急激に不安定期に入っており、とくに、コレラなどの伝染病の蔓延、予防治療体制の不足が露呈し、長期独裁政権への国民の不満が上昇していることが懸念される。その文脈において人間の安全保障(「恐怖からの自由」「欠乏からの自由」は現実には厳しい試練にあるといえよう。

環境保全

島礁国家はとくに気候変動に脆弱である。すでに近年の気候変動は海面の上昇によるさまざまな弊害が出ている。海岸線沿いの道路の浸水、水没などは顕著である。気候変動はアフリカ諸国の力がはるかに及ばない、これは地球規模の課題である。持続的環境保全は、財政的にも優先課題としても取り組まなければならない。アフリカの環境保全問題の現実には国連ミレニウムゴール(目標値達成値、2015年までに現在の負荷の半減)にはほど遠い状況にある。したがって、先進工業諸国はアフリカを十分考慮に入れ、地球環境に対する脅威、妨げをやめなければならないであろう。その実現に責任を負うべきである。と同時に、地球環境の崩壊を未然に防止する問題解決のためにアフリカ諸国との連帯を促進せねばならない。

このような諸問題の枠組みで、開催国日本の諸提案とその履行という協力と連帯をアフリカ諸国は重要視している。

上智大学社会正義研究所活動報告 (2008年～2009年)

I 概要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice = ISSJ, Sophia University) は、本学の建学理念であるキリスト教ヒューマニズムの精神に基づいて、変動する世界における諸問題を社会正義の観点から学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。①社会正義の諸側面の多角的調査研究活動、②目的を同じくする国内外主要大学・研究機関との連絡、交流、③研究会、講演会、(国際)シンポジウムの開催、④調査研究成果の発表を推進し、成果物出版を広く国内主要大学、研究機関、国公立図書館、民間団体へ提供、⑤社会正義に関わる図書・資料の整備・収集などの活動を通じて、社会正義の促進に資する。

研究所員の構成は、本学学部・学科から参加を得て、哲学、人間学、神学、法学、政治学、国際関係、新聞学、社会福祉、経済学、生命・生物科学の学際的研究を可能にする構成となっている。

II 所員・事務局

所長代行	金山 勉	文学部新聞学科教授 (テレコミュニケーション論)
所員	アイダル・ホアン	文学部准教授 (人間学)
	江藤 淳一	法学部教授 (国際関係法)
	町野 朔	法科大学院教授 (刑法学)
	三浦 まり	法学部准教授 (行政学)
	中野 晃一	国際教養学部准教授 (政治学)
(サバティカル)	下川 雅嗣	外国語学部国際関係副専攻准教授 (経済学)
客員研究員	村井 吉敬	早稲田大学客員教授
事務局	保岡 孝顯	社会正義研究所担当主事
所在地	〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学中央図書館7階713号室 TEL 03 (3238) 3023 / FAX 03 (3238) 4237	

Ⅲ&Ⅳ 研究・教育活動

1. 第28回国際シンポジウム「平和、安全、共生の理論と政策提言に向けて」
(共催：国際基督教大学社会科学研究所(SSRI)・上智大学社会正義研究所(ISSJ))

広く平和と人権問題は、上智大学社会正義研究所と国際基督教大学社会科学研究所との協働に基づく長年にわたる「国際シンポジウム」の中心的主義であった。今年度もこうした従来の展開を踏まえて、国際基督教大学が2004年4月から2008年3月まで遂行してきた21世紀COEプログラムの成果の一部を公表し、「広域平和研究」のさらなる展開と深化を目指す機会となしたいと考えている。なお、上記の主題で今年度の国際シンポジウムを開催することに協力を惜しまれなかった上智大学社会正義研究所には心からの感謝を申し上げたい。さらに上記の共同研究を五年にもわたって共同に担っていただいたワシントン州立大学のご協力に対して、また今回も三人の先生方のご参加に対して、深甚なる謝意を申し上げたいと思う。また、上記の主題に関心を寄せる学生、研究者、市民一般の皆さまの積極的な参加を切にお願い申し上げたい。

日 時:12月13日(土) 10:00~18:00

場 所:国際基督教大学 本部棟206室

開会の辞: ヴィルヘルム・フォッセ (国際基督教大学社会科学研究所所長・
上級准教授)

学長挨拶: 鈴木典比古 (国際基督教大学学長)

基調講演Ⅰ: 「平和・安全・共生の相互関係」

講 師: 村上陽一郎 (国際基督教大学COE客員教授)

司 会: 宮崎修行 (国際基督教大学教授)

セッションⅠ: 「現代の平和理論と運動」

講 師: 高橋一生 (国連大学客員教授、前国際基督教大学教授)、T.V. リード
(ワシントン州立大学教授)

討論者: ジュヌヴィエーヴ・スイヤック (国際基督教大学上級准教授)

司 会: 千葉 眞 (国際基督教大学教授)

基調講演Ⅱ: 「共生と創造的破壊」

講 師: グレゴリー・フックス (ワシントン州立大学教授)

司 会: 木部尚志 (国際基督教大学上級准教授)

上智大学社会正義研究所活動報告

セッション2：「現代の安全保障をめぐって」

講 師：ホアン・アイダル（上智大学准教授）、ヴォルヘルム・フォッセ（国際基督教大学社会科学研究所所長・上級准教授）

討論者：テマリオ・リヴェラ（国際基督教大学教授）

司 会：毛利勝彦（国際基督教大学教授）

セッション3：「共生の理論と政策：東アジアの文脈」

講 師：千葉泉弘（国際基督教大学教育研究所顧問）、トマス・J・ショーエンバウム（国際基督教大学大学院教授）

討論者：川村のり子（ワシントン州立大学准教授）、ソーボン・ポー（上智大学教授）

司 会：保岡孝顕（上智大学社会正義研究所担当主事）

共同の祈り：ホアン・アイダル司祭（上智大学准教授）、永田竹司牧師（国際基督教大学教授）

閉会の辞：金山 勉（上智大学社会正義研究所所長代行・教授）

2. 上智大学公開講座（ソフィアコミュニティ・カレッジ）

グローバル化と正義 — メディアの新時代 — （火曜日 18：45～20：15）

10月 7日 総論 グローバル化、市民そしてメディア
（金山勉、文学部新聞学科教授・保岡孝顕、社会正義研究所担当主事）

10月14日 子供とメディア（梅若ソラヤ、ドキュメンタリー フィルムメーカー）

10月21日 草の根民主主義とメディア（金山智子、駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部准教授）

10月28日 権力とメディア：メディアに操られる日本の現代（中野晃一、上智大学国際教養学部准教授）

11月 4日 戦争と平和の倫理（保岡孝顕）

11月11日 難民とメディア（保岡孝顕）

11月18日 日本の公害問題とメディア（石川旺、上智大学文学部新聞学科教授）

11月25日 宗教とメディア（保岡孝顕）

12月 2日 生命倫理と報道（町野朔、上智大学法科大学院教授）

12月 9日 メディアの新時代：テクノロジー・メディア・市民（金山勉）

3. 研究会（コロキウム）

「アラブ世界のメディア」

上智大学社会正義研究所活動報告

日 時：2009年1月27日

場 所：上智大学7号館12階会議室

講 師：水口 章（敬愛大学准教授）

4. 講演会

「保岡孝顯主事の退職記念講話会/囲む会」

日 時：2009年2月28日

場 所：上智大学2号館5階509教室、ソフィアンズクラブ（懇親会）

講 師：保岡 孝顯（社会正義研究所担当主事）

V 実践活動

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は1979年から1981年にかけて本学外事部が主管したインドシナ難民救援活動を1981年5月より当研究所内に位置づけ、さらに世界の貧しい人々とともに、また彼らの支援活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東アフリカ（ケニア・エチオピア・南アフリカの難民、抑圧や飢餓、貧困に苦しむ人々への援助活動を行っている。その援助金は全国の募金協力者（現在約400名）の善意による。また学内において当会はチャリティーバザー、コンサートなどを定期的に開催し、その収益も海外難民支援に活用されている。当会は会員制はとっていない。アジア・アフリカの難民、国内避難民の実情現地調査やイエズス会難民事業（JRS）などの情報分析に基づき、信頼できる難民支援に携わる現地キリスト教系救援・開発団体に毎年一回定期送金されているまた支援効果を確認する意味でも1981年以来定期的2年ごとに東アフリカ地域（援助先）の現地調査を継続している。現地からの的確なニーズの把握に努め、難民や貧しい人々との関わりを大切にしている。従来から難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かしながら、当会は本学教職員・学生ボランティアや社会人の支援者によって運営されている。創設以来、全国、学内からの募金総額をもって有効な海外支援を過去28年間小規模ではあるが、鋭意継続している。学生達の意識化にも役立っている。

所在地 〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学社会正義研究所気付

TEL 03-3238-3023 / FAX 03-3238-4237

上智大学社会正義研究所活動報告

代表者 アンセルモ・マタイス(上智大学名誉教授イエズス会)
援助対象事業 食糧・衣料援助、保健医療、住宅・病院・学校・難民女性と子ども
 シェルター建設、教育活動、職業訓練、井戸掘り、物資輸送、通信、緊急
 救援等
援助形態 資金助成、情報提供
援助対象国 エチオピア、ケニア、南アフリカ(2009年3月現在)

・ニュースレターの発行—『世界に貧しい人々に愛の手を』を年2回発行している。寄付協力者への海外支援先現地報告、支援者の声、社会正義研究所報告、難民救援へのアピールを行っている。創刊号は1981年7月、No. 56は2009年2月に発行している。

2. 2009年度援助先及び送金額

①ケニア (643,200円)

＜JRSカクマ難民キャンプ、小教区福祉活動プログラム＞ 6,000ドル

②エチオピア (326,910円)

＜アディスアベバ緊急支援＞ 3,000ドル

③南アフリカ (326,910円)

＜JRSビエンヴェヌ難民シェルター＞ 3,000ドル

3. 主な募金活動

2008年10月9日 チャリティーバザー（上智大学内）

主催：「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

4. ニュースレターの発行

『世界に貧しい人々に愛の手を』を年2回発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行っている。

5. 募金の受付

口座名義 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

郵便振替口座 00180-9-86078

銀行口座（普通預金）三井住友銀行麹町支店 3090766

VI 出版活動

① 紀要『社会正義』紀要28号（本書）

「巻頭言」 金山勉/退職記念講話会挨拶、金山勉/今こそ社会正義の歩みを保岡孝顯/日本における生命論理と規則性 町野朔/ピケテロス運動と人間の安全保障 アイダル・ホアン/国境の道路封鎖をめぐるアルゼンチンとウルグアイ間の紛争 江藤淳一/アラブ世界のメディア 水口章/日本における国家権力と新聞メディア 中野晃一/Tokyo International Conference on Africa Development (Part Five) YASUOKA Takaaki/上智大学社会正義研究所活動報告 (2008-2009) Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2008-2009)

② ニュースレター『世界の貧しい人々に愛の手を』の会No. 55、2008年8月発行、No. 56、2009年2月発行

INSTITUTE
FOR
THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

I. ORIGIN AND AIMS

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981. The purpose of the ISSJ is to investigate the conditions of social justice, peace, and humanity based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions, both local and abroad, in pursuit of these objectives. In accordance with these, the ISSJ undertakes research projects on justice issues.

Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi (Social Justice)*.

II. ADMINISTRATION AND STAFF

Director

KANAYAMA Tsutomu (Professor, Tele-communication)

Staff Members

HAIDAR Juan (Associate Professor, Philosophical Anthropology)

ETOH Junichi (Professor, International Relations Law)

MACHINO Saku (Professor, Jurisprudence)

MIURA Mari (Associate Professor, Public Administration)

NAKANO Koichi (Associate Professor, Political Science)

Sabbatical

SHIMOKAWA Masatsugu (Associate Professor, International Economics)

Visiting Researcher

MURAI Yoshinori (Visiting Professor, Waseda University)

Administration

YASUOKA Takaaki (Executive Secretary)

Location

Room#713, 7th Floor, Central Library Building, 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Sophia University, Tokyo 102-8554, Japan. Tel. 03-3238-3023 / Fax. 03-3238-4237

III. ACTIVITIES (2008-2009)

Activities of the ISSJ are organized in the following four categories: A) Research, B) Lectures and Symposium, C) Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ, and D) Publications.

A. & B. Research & Lectures and Symposium

1. The 28th International Symposium

The issues of peace and human rights have been the central theme of the annual international symposium co-sponsored by the Social Science Research Institute (SSRI) of International Christian University and the Institute for the Study of Social Justice (ISSJ) of Sophia University for some years now. Because it is such a significant and broad theme, this year, we have decided to focus once again on the problems of “peace, security, and conviviality”. This symposium can at the same time be considered as an important occasion to present some of the final fruits of the 21st COE program ICU has pursued between 2003 and 2008, and it also marks the beginning of the common project named “comprehensive peace studies”. We are deeply grateful to the ISSJ of Sophia University to cooperate with us in this endeavor of further elaborating and realizing peace and kyosei. Furthermore, we would like to express our profound gratitude to the team of faculty members of Washington State University (WSU) for their cooperation for the past five years. This time again we are deeply grateful and glad to have three professors from WSU who have agreed to join us at this international symposium. We are so much looking forward to this international symposium, and sincerely ask students and concerned citizens alike to join this significant event.

Date: December 13, 2008

Venue: Administration Building 206, ICU

Organizers: Institute for the Study of Social Justice (ISSJ), Sophia University, Social Science Research Institute(SSRI), International Christian University

Opening Address: Wilhelm Vosse

(Director, SSRI, Senior Associate Professor, ICU)

Presidential Address: Norihiko Suzuki (President, ICU)

Keynote Speech I: Yoichiro Murakami (COE Guest Professor, ICU)

“Interrelations of Peace, Security, and Kyosei” (Japanese)

Chair: Nobuyuki Miyazaki (Professor, ICU)

Session 1: “Peace Theories and Peace Movements Today”

Kazuo Takahashi (Visiting Professor, UNU, Former Professor of ICU)

“Peacebuilding: Theories and Practices”

T.V.Reed (Professor, Washington State University)

“Transnational Cultures and Movement toward Peace”

Discussant: Genevieve Souillac (Senior Associate Professor, ICU)

Chair: Shin Chiba (Professor, ICU)

Keynote Speech II : Gregory Hooks (Professor, Washington State University)

“Kyosei and Creative Destruction”

Chair: Takashi Kibe (Senior Associate Professor, ICU)

Session 2: “On Security in the Present World”

Juan Haidar (Associate Professor, Sophia University)

“Human Security and the Piquetero Movement: A Case Study in Argentina”

Wilhelm Vosse (Director, SSRI, Senior Associate Professor, ICU)

“Japan’s Response to a Changing Security Environment: Between Domestic Debate and International Demands”

Discussant: Temario Rivera (Professor, ICU)

Chair: Katsuhiko Mori (Professor, ICU)

Session 3: “Kyosei: Theories and Policies in the Context of East Asia”

Akihiro Chiba (Advisor, Institute for Educational Research and Service, ICU)

“Kyosei and Conviviality: Possibility of Japan’s Advocacy and Policy Dialogues”

Thomas J. Schoenbaum (Graduate School Professor, ICU)

“Can International Law Help to Ameliorate Japan’s Territorial and Maritime Disputes with its Neighbors?”

Discussant: Sorpong Peou (Professor, Sophia University)

Discussant: Noriko Kawamura (Professor, Washington State University)

Chair: Takaaki Yasuoka (Executive Secretary, ISSJ)

Joint Prayer : Fr. Juan Haidar (Associate Professor, Sophia University)

Rev. Takeshi Nagata (Professor, ICU)

Closing Address: Tsutomu Kanayama (Professor, Acting Director, ISSJ)

2. Sophia Community College Lecture Series on Globalization and Justice-Media for A New Era

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

Date/Title/Lecturer:

- October 7, Introduction of the Course, KANAYAMA Tsutomu, Coordinator,
Professor / YASUOKA Takaaki, ISSJ, Sophia Univ.
- October 14, Children and Media, UMEWAKA Soraya, Film Maker
- October 21, The Grass Roots Democracy and Media, KANAYAMA Tomoko,
Associate Professor, Komazawa Univ.
- October 28, The State and Newspapers in Japan, NAKANO Koichi, Associate
Professor, Sophia Univ.
- November 4, War and Ethics of Peace, YASUOKA Takaaki
- November 11, Refugees and Media, YASUOKA Takaaki
- November 18, Public Hazards Problems in Japan, ISHIKAWA Sakae, Professor,
Sophia Univ.
- November 25, Religions and Media, YASUOKA Takaaki, ISSJ
- December 2, Bio-ethics and Reporting, MACHINO Saku, Professor, Sophia Univ.
- December 9, Media for a New Era-Technology, Media and Citizens, KANAYAMA
Tsutomu

3 Colloquium 'Media in the Arab World'

Date: January 27, 2009 17:00~19:30

Place: No.7 Building 12F L-921, Sophia University

Lecturer: MIZOGUCHI Akira (Associate Professor, Keiai University)

'Media in the Arab World'

4. Final Lecture 'Toward Promoting Social Justice'

Date: February 28, 2009 16:00~17:00

Place: No.2 Building 5F L-509, Sophia University

Lecturer: YASUOKA Takaaki (Executive Secretary, ISSJ)

Commentator: MURAI Yoshinori (Professor, Socio-Economics of Southeast Asia)

C. Outreach Projects of Sophia Relief Service Attached to ISSJ

Since 1981, SRS has been supporting refugees in East Africa, and people in poverty or hunger. This activity is made possible by about 400 contributors across the world, charity concerts and bazaars. With a reliable field survey, donation is distributed to the Christian-related supporting or development organizations on the

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

spots. Every two years, SRS conducts on-site inspection to acquire accurate needs and the evaluation of this project. SRS is organized by professors at Sophia University and other volunteer supporters. (Director: MATAIX Anselmo S.J, founded in 1981)

Statement of Disbursement (April 2008 - March 2009)

1. Kenya:
 <JRS Kakuma Refugee Camp Social Service>
 <Parish Outreach Program> \$6000
2. Ethiopia:
 <JRS Refugee Rehabilitation Project> \$3000
3. South Africa:
 <JRS Bienvenu Shelter for Refugee women and children> \$3000

Charity Evens: October 9, 2008 Charity Bazaar at Sophia University

D. Publications

- ① **Academic Journal *Shakai Seigi* (Social Justice), vol. 28 (Tokyo: ISSJ, Sophia University, 2008)** Contents: 'Foreword' KANAYAMA Tsutomu/ 'Opening Address' for the final lecture KANAYAMA Tsutomu/ 'Toward Promoting Social Justice' YASUOKA Takaaki/ 'Bioethics and the Legal Regulation in Japan' MACHINO Saku/ 'The Piquetero Movement and the Doctrine of Human Security' HAIDAR Juan/ 'The Case Concerning Blockage of the Access Roads to International Bridges between Argentine and Uruguay: Award of the "Ad Hoc" Arbitral of MERCOSUR' ETOH Junichi/ 'Media in the Arab World' / MIZUGUCHI Akira/ The State and Newspapers in Japan 'NAKANO Koichi/ 'Tokyo International Conference on African Development (Part Five)' YASUOKA Takaaki/ Report: Activities of 2008-2009
- ② Newsletters, *Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o-* Extending Hands to Needy people of the World Vol. 55 (Tokyo, Sophia Relief Service, ISSJ, August 2008, Vol. 56 (February, 2009)

社 会 正 義 紀 要 28

2009年3 月 31 日 印刷

2009年3 月 31 日 発行

編集者 保 岡 孝 顯

発行者 金 山 勉

発行所 上智大学社会正義研究所

〒102-8554東京都千代田区紀尾井町7-1

電話 03-3238-3023

Fax. 03-3238-4237

印 刷 株式会社エーエフジェイ

SOCIAL JUSTICE

No. 28 (2009)

Contents

Foreword	KANAYAMA Tsutomu ... 3
Opening Address for the Final Lecture	KANAYAMA Tsutomu ... 7
Toward Promoting Social Justice	YASUOKA Takaaki ... 9
Bioethics and the Legal Regulation in Japan	MACHINO Saku ... 29
The Piquetero Movement and the Doctrine of Human Security	HAIDAR Juan ... 41
【Case Note】The Case Concerning Blockage of the Access Roads to the International Bridges between Argentina and Uruguay: Award of the “Ad Hoc” Arbitral Tribunal of MERCOSUR	ETOH Junichi ... 53
Media in the Arab World	MIZUGUCHI Akira ... 67
The State and Newspapers in Japan	NAKANO Koichi ... 101
Tokyo International Conference on African Development (Part Five)	YASUOKA Takaaki ... 111
Report: Activities of 2008-2009	... 129
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (2008-2009)	... 135

Institute for the Study of Social Justice
Sophia University